

# 広島県 薬剤師会誌

2014

隔月発行

9

No.253



## 第43回広島県薬剤師会 定時総会を開催

平成26年度（第49回）薬草に親しむ会開催要領

ヒヤリ・ハットエビデンス情報 広島県モバイルDI室・事例報告④



公益社団法人  
広島県薬剤師会

# 基礎と臨床の協働 薬学・薬剤師職能の 発展を目指して



第53回

## 日本薬学会 日本薬剤師会 日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会

会期 平成26年11月8日(土)・9日(日)

■参加登録 6月24日(火)～ 10月 2日(木)

■演題募集 6月24日(火)～ 8月 5日(火)

■要旨登録 8月12日(火)～ 9月18日(木)

会場 広島国際会議場

実行委員長 木平 健治  
(広島大学病院 教授・薬剤部長)

- 学会事務局／広島大学病院薬剤部内  
〒734-8551 広島市南区霞1-2-3  
TEL 082-257-5574 FAX 082-257-5598  
E-mail : chushi53@hiroshima-u.ac.jp
- 運営事務局／株近畿日本ツーリスト中国四国 広島支店  
TEL 082-502-0909 FAX 082-221-7039  
〒730-0032 広島市中区立町 1番24号 有信ビル7階  
E-mail : hiroshima-pharm@or.kntcs.co.jp  
担当者：有吉元、近藤千枝子

<http://www.hiroshima-pharm.jp>

# 広島県薬剤師会誌目次

## No.253

第43回広島県薬剤師会定時総会を開催 会長挨拶、受賞者・喜びの声	2
役員就任挨拶	10
平成26年度くすりと健康に関する啓発事業実施一覧表	11
平成26年度(第49回)薬草に親しむ会開催要領	12
安田女子大学薬学部早期体験学習	14
日本薬剤師会第83回定時総会	15
全体理事会	16
広島県業務課今年度事業説明会	17
新薬剤師研修会2014	18
日本薬剤師会平成26年度第2回都道府県会長協議会	20
平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部会議	20
平成26年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会	21
認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国 in 岡山」	22
薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業検討会	23
平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会	25
平成26年度赤十字血液シンポジウム	26
広島キッズシティ	28
福利厚生 指定店一覧	30
広島県立美術館「団体割引会員について」	32
県薬だより 県薬より支部長への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	33
行政だより	49
支部だより	67
諸団体だより	68
研修だより/使ってていますか? JPALS(第1回)	72
広島県モバイルDI室・事例報告④	80
薬事情報センターのページ	83
お薬相談電話事例集No.89	86
安全性情報 No.314	87
検査センターだより	88
ひろしま桔梗研修会	89
薬剤師の休日	90
薬局紹介③	91
書籍等の紹介	94
告知板	95
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

### 表紙写真 ヒオウギ(射干)(アヤメ科)

ヒオウギの黒い種子をヌバタマと言い万葉集には夜を表す枕詞として詠まれています。根茎は射干として薬用とされ咽の炎症に用いられます。中医学では喉痺咽痛の重要な生薬です。麻黄や五味子などと共に煎じて用いる射干麻黄湯は有名です。

写真解説:吉本 悟先生(安芸支部) 撮影場所:広島市安佐北区

## 第43回 広島県薬剤師会通常総会を開催

### — 平成25年度会務並びに事業計画・収支予算等を承認 —

第43回広島県薬剤師会通常総会は、去る6月22日（日）午後1時から広島県薬剤師会館に於いて開催された。

総会は、中川潤子常務理事の司会のもと、まず、村上信行副会長の開会の辞により開会され、続いて、薬剤師綱領の唱和後、前田泰則会長の挨拶があった。（別掲）

次に、表彰に移り、次の方々に対して、前田会長から賞状並びに記念品の伝達・授賞が行われた。

受賞者は次のとおり。

〔順不同、敬称略、（ ）は支部名〕

#### ○日本薬剤師会有功賞受賞者（伝達）（3名）

田妻 正吉（広島） 津村美久子（尾道）  
久光 静子（広島）

#### ○広島県薬剤師会賞受賞者（5名）

今田 哲生（広島）木村 昌彦（安佐）  
畠山 厚（安芸）山岡恵美子（福山）  
青野 拓郎（安佐）

#### ○広島県薬剤師会功劳賞受賞者（10名）

坂本 徹（広島）吉田亜賀子（広島）  
秋本 浩志（安佐）土居 典子（安芸）  
長谷川頃一（広島佐伯）藤山 りさ（廿日市）  
川崎 一仁（東広島）郷谷 操（福山）  
山口 恵徳（福山）下田 篤子（尾道）

#### ○広島県薬剤師会有功賞受賞者（6名）

加川美弥子（広島）寺元 清子（竹原）  
松尾 稔子（三原）住田 弘子（三原）  
新歩一明子（三原）小田原 啓（尾道）



続いて、広島県健康福祉局長祝辞（代理 海嶋照美薬務課長）があり、次に、児玉孝日本薬剤師会長、藤井基之参議院議員からの祝電が披露された。

次に、受賞者を代表して青野拓郎氏（安佐）が謝辞を述べられて表彰式は終了した。

次に、昨年度総会以降の物故会員に対して、ご冥福を祈念して黙祷が捧げられた。

次に、正・副議長の選出があり、議長に河内一仁氏（広島）、副議長に下田代幹太氏（安佐）が選任され、正・副議長席に着席、直ちに出席者数の確認があり、定款第20条の規定による定足数の2分の1定足数40人以上に対して、出席者数（委任状を含む）78人が確認されて、総会の成立が宣言された。

次に、議事録署名人に野村伸昭氏（広島）、松岡俊彦氏（行政）が議長から指名された。

次に、報告事項及び議案等の審議に移り、報告事項第1号から第14号までの14件及び議案第1号から第7号までの7件を一括上程議題として、理事者の報告説明及び提案理由等の説明が次の通り行われた。

（報告事項の説明）

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告  
(村上信行日薬代議員)

報告第2号 社団法人広島県薬剤師会通常代議員会報告  
(宮本一彦県薬代議員)

報告第3号 二葉の里会館建設土地購入について  
(前田泰則会長)

報告第4号 平成25年度広島県薬剤師会会務及び事業報告  
(野村祐仁副会長)

報告第5号 平成25年度薬事情報センター事業報告  
(木平健治副会長)

報告第6号 平成25年度広島県薬剤師会収支計算書  
(谷川正之常務理事)

報告第7号 平成25年度保険薬局部会事業報告  
(村上信行副会長)

報告第8号 平成25年度保険薬局部会収支計算書  
(青野拓郎常務理事)

報告第9号 平成25年度会館運営事業報告  
(野村祐仁副会長)

報告第10号 平成25年度会館運営事業特別会計収支計算書  
(谷川正之常務理事)

報告第11号 平成25年度検査センター事業報告  
(政岡醇常務理事)

報告第12号 平成25年度検査センター特別会計収支計算書  
(谷川正之常務理事)

監査報告  
(水戸基彦監事)

報告第13号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程  
(野村祐仁副会長)

報告第14号 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則  
(野村祐仁副会長)

## (提案理由等の説明)

- 議案第1号 公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則  
(案) (二川勝常務理事)
- 議案第2号 公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について (案) (野村祐仁副会長)
- 議案第3号 公益社団法人広島県薬剤師会会員規程 (案)  
(野村祐仁副会長)
- 議案第4号 公益社団法人広島県薬剤師会会費規程 (案)  
(谷川正之常務理事)
- 議案第5号 平成26年度会費額に関する件について (案)  
(谷川正之常務理事)

## 議案第6号 理事の選任について (案)

(前田泰則会長)

- 議案第7号 選挙管理委員会委員の選任について (案)  
(野村祐仁副会長)

続いて、一括質疑に入り、出席者が活発なる質問・質疑が展開された。

質疑終了後、直ちに採決が行われた結果、各報告事項がいずれも原案のとおり承認された。

以上をもって議事を終了し、大塚幸三副会長の閉会の辞を以って閉会された。

閉会 午後6時00分



## 【会長挨拶】

会長 前田 泰則

5月から10月までクールビズでちょっとネクタイを外しておりますけれども、失礼の段がありましたらお許しください。それでは、第43回広島県薬剤師会の定時総会の御挨拶を申し上げます。



皆様、こんにちは。本日は梅雨空の日曜日にもかかわりもせず、本会定時総会に御参加いただきましてありがとうございます。

先ほど御唱和いただきました薬剤師綱領は、薬剤師の職能の規範となるべく作成されました。本日ここに表彰の栄に浴されました先生方は、まさに薬剤師綱領を規範としてこられたことと理解しております。これからも後輩の育成に御尽力いただき、またこれを契機として、ますますお元気で活躍されますことを期待しております。本日はまことにおめでとうございます。

公益社団法人広島県薬剤師会として4月1日より船出しております。本日は旧社団法人広島県薬剤師会の1年間、振り返りまして、最後の締めくくりの決算総会であります。1年間の本会の歩みを御審議いただきまして、また、明日からの新しい事業展開をしていきたいと思います。今期は会館建設などの大事業が待ち構えています。改めて皆様方の御支援と御協力ををお願いして、御挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

## 第43回 広島県薬剤師会通常総会に出席して



### 報告 I

理事 串田 慎也

梅雨時期にも関わらず、晴れ渡った空のもと、第43回広島県薬剤師会定時総会は、午後1時から広島県薬剤師会館において開催されました

総会は、中川潤子常務理事の司会のもと、村上信行副会長の開会の辞により開会され、前田泰則会長の挨拶に続き、日本薬剤師会有功賞、広島県薬剤師会賞、広島県薬剤師会功労賞、広島県薬剤師会有功賞の表彰が行われました。

公益社団法人化最初の定時総会でしたので、議案1号として総会運営規則（案）の提案を受け、審議の結果可決となり、河内一仁議長、下田代幹太副議長が選出され、総会の議事が開始しました。

まず、報告第1号から第12号までと監査報告について各担当理事および監事から報告説明があり、続いて議案第2号から第5号についての提案理由の説明が各担当理事から行われました。

続いて、質疑応答に入り、代議員の質疑に対して、担当理事者の回答並びに弁護士の吉峯先生の助言を交えながら、いつもにもまして活発な意見交換となりました。

その後に第6号議案の理事の選任が行われた後、追加となった第7号議案の選挙管理委員会委員の選任となり、新役員の紹介の後、大塚幸三副会長の閉会の辞により閉会となりました。

今回の定時総会ですが、公益社団法人化最初の定時総会で初めての代議員総会だったこともあり、今までの定時総会と多少趣が異なっていたように感じました。例年は決算の承認が主であったように思いますが、今総会は、会館用地取得についての報告の承認や、定款改正や会費・会員規定など会の根幹となるルールの採決・承認がありました。これにより、やっと広島県薬剤師会という家を建てる基礎工事ができたように思います。これからは、この基礎の上にしっかりとし上物を創っていくのですが、今後の課題ですが、これは理事者だけではなく代議員そして会員の皆様のより一層の協力が必要と感じます。

また、今回の総会で難しいなと感じたのは、代議員の方からの質疑に、定款の理事の任期についての確認があり、最終的には解釈の違いということで決着がついたものがあったのですが、できることならもう少し分かりやすい表現で表現していれば混乱しなかったのではないかと思うこともあります。ものの表現によってはAとみるかBとみるか判断がわかれるものがあります。代議員の方からの指摘があるということは当然会員の中にもそう判断する方がおられるかもしれないということなの

で、なるべくわかりやすい表現にするということは、今後の理事者の課題であると考えます。また、日常の業務の中でも解釈の違いというのはありますが、患者さんに伝えたいことが自分の思った通りに伝わっているのか、思った形とは少し違ったように受け取られているのか、またそのようにならないようにどう伝えていけばいいのかと考えさせられました。

新たに船出した広島県薬剤師会の行く先は嵐いだ海ではないようです。一つ一つの波を皆で協力して乗り越えていきましょう。



### 報告 II

広島支部 代議員 野村 伸昭

午後1時より薬剤師綱領の唱和により開催され、薬剤師会による規定に沿った表彰があった。日本薬剤師会有功賞（伝達）3名・広島県薬剤師会賞5名・功労賞10名・有功賞6名である。

続いて来賓祝辞、受賞者の謝辞、物故会員への黙祷に続いて議事に入った。

今回から、定時総会は会員総員で行うのではなく、会員より選挙にて選出された代議員のみの参加にて開催されることになった。社団法人に公益がついたからである。

代議員数は名簿記載者数80名、出席者数63名である。今回は特別に顧問弁護士の列席があった。法的な解釈を助言するためのようだった。

議事は、報告第1号から報告第14号まで大まかに分かり易く簡潔に執行部より報告があった。

監査報告の後、休憩を挟んで議案第1号から議案第5号まで提示があった。

次に前もって質問事項を提出していた内容等の質疑応答であるが、顧問弁護士が返答に困惑するような細部にわたる問答が行われ、代議員として公益社団法人を支える職責というものを再認識させられた。もっと本気になって考えなければなど。

続いて議案第6号、前もって公益社団法人会長名にて公益社団法人の理事者候補者の名簿が提出されていたが、代議員として理事候補者を信任するか否かの選挙を行った。

結果、理事候補者28名が信任されその中より会長が選任された。任期は平成26年6月22日（本総会開催日）より平成28年度の定時総会終結時までだそうだ。

今回の定時総会では、顧問弁護士を巻き込みいろいろ深く詳細な内容までとことん議論した。

役員30名の方々には、代議員より苦言・指摘等これからも多々あると思いますが、広島県薬剤師会会員すべてが当薬剤師会の会員であることを誇りに思えるような事業を完遂していただきたいものです。

## 受賞者・喜びの声



### 日薬有功賞

尾道支部 津村 美久子

此の度は日本薬剤師会有功賞をいただきありがとうございます。

薬剤師となって47年、病院薬剤師、専業主婦、管理薬剤師を経て、此の地で開局したのは1989年で、今年は開局25周年です。

地域の相談薬局を主に、調剤、学校薬剤師、薬剤師国保組合会議員等の務めをしています。1人薬剤師の為、外出時は帰宅時間の貼り紙をして出かけています。

開局当初は分からぬ事も多く、地域の薬剤師会の方々の御指導を受けたり、会の皆様方との交流のおかげで無事に過ごして来ました。

最近は、周囲に大型ドラッグストアが次々と出店し、小さい我が店は細る一方です。

このままで良いのかと迷う事もありますが、まだまだ頑張れるのは、55歳から始めた趣味のゴルフのお蔭です。日曜日はコースに出かけ、リフレッシュしています。広い空、緑の芝生、季節の花々に囲まれ、プレーに専念すると、さあ、明日からも頑張ろうと思えるんです。

開局当初は、ここまで続けられるとは考えていませんでしたが、傘寿を迎えた今、これからも元気でと、日々自分で自分を励ましています。

年の功でいただけた有功賞だと思いますが、今まで関わって下さった全ての方々に感謝します。

ない会員にとっては目新しいことばかりでした。広域病院の院外処方箋発行は当時の薬剤師にとって、実現したい夢のひとつでしたから、熱心に研修会に参加していました。安佐支部の広域病院のひとつは安佐市民病院でしたので、病院側との話し合いも幾度となく行われ院外処方箋が少しでもスムーズに発行できるように努めしていました。一方で始めてのことばかりで問題も発生し対応に奔走することもありましたが、研修会を積み重ねるうちにトラブルも少くなりました。その研修会も今や220回を超えるものになり、年月の経過を感じています。院外処方箋発行が落ち着いてきた時期に、次の仕事はケアマネジャーの養成でテキストを抱え有志で毎週勉強会を実施し、多くの合格者を輩出しました。このように当時は目的が明確でしたので支部の仕事は過り甲斐もあり充実していました。最近は、薬学教育が6年制に移行し薬学生の実務実習に時間を取られるようになり、一方では在宅医療・介護が国民から要望されています。後者は地域間格差もあり支部が主になって、三師会、地域対策協議会や行政と調整を図りながら対応する必要があります。また、医療費の削減には健康寿命を延ばすことが必須であり、店頭で医薬品や健康食品を販売するだけでなく、セルフメディケーション、セルフプリベンションの観点から健康指導をしなければなりません。調剤薬局にOTC医薬品を置くだけでは不十分です。これからは、今まで以上に薬剤師の活動の内容が問われます。これから薬剤師にはその期待に応えられるよう頑張っていただきたいと願っています。



### 県薬会賞

安佐支部 木村 昌彦

この度は県薬剤師会賞を賜りまして有難うございます。同時に、この賞に応えうる仕事をしてきたか少々戸惑いを感じています。平成7年4月から役員として安佐支部に携わらせていただいて居ります。当時は広域病院が院外処方箋を発行するということで、役員一同その対応に追われていた時期であったと記憶しています。院外処方箋発行を推進していた国立呉病院の院外処方箋に対応し県内ではいち早く面分業を実施していた呉支部の勉強会にも参加させていただき多くの学びがありました。一方、会員の調剤技術を向上させるために多い時は週一回の研修会を開催していたと思います。倍散の計算、混合不可の薬品、散剤の一日量の調整など、今では「そんなことを！」という内容でしたが、処方箋を見たことも



### 県薬会賞

福山支部 山岡 恵美子

この度は広島県薬剤師会賞を賜り、誠にありがとうございます。

昭和57年に開局して以来諸先輩方のお導きにより、ただ後について年数を重ねただけの私に、いただく資格があるのかと少し迷いましたが、これも年の功と、有難くお受けいたしました。

表彰式では、皆様に祝福していただき大変光栄に思っております。

これからも衰えゆく体力、知力に抵抗しつつ、微力ながら、来局下さる患者様の為、薬剤師会の為、出来る事をお手伝いしていければと思っております。

これからも、皆様、良き御指導の程、お願い申し上げます。



## 県薬功労賞

広島支部 坂本 徹

この度は広島県薬剤師会功労賞を賜り、誠にありがとうございます。これもひとえに諸先輩方のご指導やご支援の賜物と心より感謝致します。

大学を卒業後、大阪で漢方の勉強しかしていなかった私が広島に帰ってきて現在の会社で保険薬剤師として再スタートしてから19年。分からぬことばかりの中、日々突っ走ってきただけですので受賞に値するようなことは身に覚えがなく、驚きと戸惑いを感じています。

私が保険調剤に携わるようになった頃は、調剤業務の第三世代と言われ、今思えば服薬指導や薬歴管理業務も簡単なものでした。現在は第五世代と言われ、モニタリング、在宅調剤、多職種連携、後発品調剤など当時とは比較にならないほど薬局の調剤業務は幅広く変化してきています。

薬局に求められる役割が大きくなればなるほど、今後も調剤業務は変化していくと思われますが、「患者さん、医師をはじめとする医療・福祉の関係者に信頼され、地域社会の健康と福祉の向上に少しでも貢献できる薬剤師でありたい」という思いは、これからも今までと変わらず持ち続け、日々精進していきたいと思います。

加えて今回の受賞に恥じないためにも広島市薬剤会理事、中国四国厚生局指導監査課の保険指導薬剤師の責務として、薬剤師会の発展、保険薬局の更なるレベル向上の為に、微力ではございますが貢献できるように頑張って参りたいと思っています。



## 県薬功労賞

広島支部 吉田 亜賀子

この度は、広島県薬剤師会功労賞をうけ賜り誠にありがとうございました。

これもひとえに諸先輩方のご指導や多くの先生方のご支援の賜物と心より感謝いたします。

薬剤師とし勤務を始めたころは、自分の目指す薬剤師のために業務で調剤技術の上達、勉強会・研修会へ参加し知識習得の日々を送っていました。そうです、全て自分のため…日々の業務で解決できないこと、すっきりしないことが増えてきました。業務を行なながら不完全燃焼の私「薬剤師に向いていないのではないだろうか?」「私に何が足りないのだろうか?」ある日気づきました!私に不足していたもの、それは目の前の患者さんに対する想いでした。「健康だった人がある日突然病気になる」

「服用を続けていても進行する」「今は落ち着いているが、症状が再発したら」そんな想いを共有しない、自分の知っている知識を一方的に話すそんな薬剤師に何か聴きたいことがあるでしょうか?特に薬局薬剤師は患者さんより情報をいただかなければいけないことばかりです。それがわかった日から本来の薬剤師としての勉強が始まった気がします。患者さんから名指しで質問を受けたり、休みが続くと逆に心配してもらったり、咳を少ししただけで「気を付けてねえ」と声をかけてもらい、患者さんとの関係に変化を感じました。この頃から後輩薬剤師の指導を行うようになりました。

教える、注意する。出来ないことを出来るようにする。ここでも私は自分中心の考え方をしていました。服薬指導で学んだことをすっかり忘れて。

出来ない→委縮する→失敗する→ダメ出しされる→落ち込む→出来ない(出来ていたことも出来なくなる)負のスパイラルに後輩を陥れていきました。先輩達は私を受け入れてくれた、失敗も今だから大丈夫、患者さんに迷惑をかけなければとフォローしてもらっていたのに…服薬指導と同じだ!!後輩が理解しているか?何が不安で出来ないのか?これらも私を成長させてくれました。長期実務実習も実習を通じ新たな目標として、薬剤師倫理規定「第4条 薬剤師は、生涯にわたり高い知識と技能の水準を維持するよう積極的に研鑽するとともに、先人の業績を顕彰し、後進の育成に努める。(生涯研鑽)」を心に微力ではありますが、会への恩返しが少しでもできたらと思っております。

今後ともご指導の程よろしくお願ひいたします。



## 県薬功労賞

安佐支部 秋本 浩志

この度は思いがけない賞を賜り、ありがとうございます。実家が薬局を営み一番馴染みがあると言う理由だけで選んだ職でありますが、右も左も分からぬまま、あっという間に数年が経っていました。そのような折、近隣の先生に誘われ支部の末席に参加させていただき、医薬分業やケアマネジャー資格試験のため、勉強会を体験したことが最初の仕事だったと記憶しております。

支部のお手伝いを続けることで得られた経験は薬局の中だけではなく、大変貴重な事となっています。と、同時に足を引っ張ってきたことも多々あり、ご迷惑をかけ続けております。

優秀な後輩も多く育ててきているなか、未熟な自分がどこまで役立てるのか分かりませんが、今回の件はまだ頑張れというエールと受け止め、微力ながら皆様の

お力になれますように尽力いたします。

最後に、今回の受賞は諸先輩方、会員の皆様のご指導、ご支援の賜物だと感謝いたしております。今後ともよろしくお願ひいたします。



## 県薬功労賞

安芸支部 土居 典子

この度は、広島県薬剤師会功労賞を賜り、誠にありがとうございます。多くの功績を残してこられた諸先輩方に並んで、このような賞をいただき、大変恐縮しております。これもひとえに諸先輩方のご指導や多くの先生方のご支援の賜物と心より感謝致します。

私は、平成8年に安芸地区薬剤師会が広島市薬剤師会から分離独立した当初の理事のメンバーに加えていただきました。当時、OTCに主に携わっていた私は、初めて聞く事、見る事ばかりで、右も左も分からぬ新人でした。しかし、他の理事の先生方の薬剤師会に対する強い熱意に感動し、圧倒されながらも、無我夢中でお手伝いをさせていただきました。理事の任務を約12年間させていただき、現在は、安芸薬剤師会の会営薬局に勤務しております。

薬剤師を取り巻く環境は、年々急速に変化しています。学校薬剤師として、学校の環境衛生はもちろん、低年齢化している薬物乱用（最近の話題では、危険ドラッグ等も含む）から、子供達を守る為の活動。処方箋調剤では、医薬分業、院外処方箋発行から、後発品変更、一般名処方の普及へ。今後、拡大するであろう介護の現場への対応について。

薬剤師として、何を求められていて、それに対して何が出来るのか？何をやらなければならないのか？常に変化、進化していく環境においていかれない様に、勉強を重ねていきたいと思っております。

最後に個人的には、まだまだ子育て奮闘中の身なので、周りの皆様には、多大なるご理解とご支援をいただきしております。ここまで支えて下さったたくさんの皆様に感謝の念でいっぱいです。本当にありがとうございました。

町が入ってからは奥に広くなりました。

歴代の支部長の下、まとまりのある支部ですので、今後とも微力ながら貢献したいと思います。

賞をいただいた年が公益社団法人広島県薬剤師会の初の定時総会の年となり、多くの出席者の前で賞をいただく事ができました。また、ソチ五輪、ワールドカップ、消費税が8%になった年でした。

OTCを扱っている薬局ですので、POP、レジなどの対応に追われました。

広島佐伯学校薬剤師会会长、県の薬物乱用防止指導員としては、指定薬物（いわゆる脱法ドラッグ）の呼称が危険ドラッグと変るほど乱用が広がり、覚醒剤や大麻から作られた指定薬物が包括指定され所持使用共に禁止され罰則対象となり、やっと落ち着くかと思えた所で、新型の包括指定外の危険ドラッグが出てきた事は残念でした。

これからは薬物乱用防止教室などで児童生徒に正しい知識を伝え、興味本位で危険ドラッグなどに手を出さないように指導したいと思います。

今後とも御指導の程、よろしくお願い致します。ありがとうございました。



## 県薬功労賞

廿日市支部 藤山 りさ

この度は県薬功労賞をいただきまして大変光栄にうれしく感謝いたしております。

薬剤師になり29年が経ちました。なんの取り得もなく、薬局薬剤師、管理薬剤師、開設者と頑張って参りました。これもひとえに、諸先輩先生方のご指導があつてここまでくることができたのだと深く感謝いたしております。これからも地域の薬剤師として、学校薬剤師として、自分のできることは一生懸命にお仕事をしていきたいと思っております。

今後とも諸先生方からのご指導をよろしくお願ひいたします。

今回は本当にありがとうございました。



## 県薬功労賞

広島佐伯支部 長谷川 項一

この度は、広島県薬剤師会功労賞をいただき、ありがとうございます。広島佐伯支部は佐伯郡から佐伯区となり、廿日市支部と分かれてよりコンパクトになり、湯来

## 県薬功労賞

東広島支部 川崎 一仁

この度、この賞を受賞することになり、大変有り難く存じます。東広島に薬局を開設し20年近くになりますが、開設当時には、東広島にはコンビニもなく、今はなきサ

ンデーサンが一軒あるのみでした。診療所の数も少なく、東広島医療センターはまだ院外処方箋を発行しておりませんでした。

その後、広大の移転も完了し、マンションの数も増え、コンビニも増え、診療所の数もたいへん増えました。東広島医療センターの院外処方箋発行も始まりました。発行開始当時、当時の副会長有村先生と毎日のように会議を重ね発行にこぎつけたことを思い出します。それに併せて、地区備蓄センターの開設など、受け入れ体制の整備を整えました。初代、竹乗会長、次の金川会長にも大変お世話になりました。3代目有村会長、現金好会長と、今に至り、東広島薬剤師会も今年30周年を迎えました。東広島市長にもご来席いただき盛大に記念式典を取り行うことができました。

今後も、東広島薬剤師会発展のために、微力ながら、できるだけ努力して参りたいと存じます。

また、薬局開設以前にお世話になりました、当時の県薬剤師会会长であった故渡邊壽彦先生、副会長であった故野間先生、大変お世話になり、現在の私があるご指導いただきました得能敬治先生、森井紀夫先生、また当時の和氣薬務課長ならびに、現石原事務局長をはじめ当時の薬務課の方々、当時、研究生としてお世話になりました広大医学部薬効解析科学石橋教授並びにスタッフの方々、当時の県薬事衛生会館並びに県薬剤師会の事務局の方々、その他お世話になりました関係各位の方々、ご交誼のありましたすべての方々に、この場を借りて感謝申し上げます。



## 県薬功労賞

福山支部 山口 恵徳

私の住む神石高原町は標高約500m、人口約11,000人で高齢化率は約45%の過疎の町です。薬剤師会に入会してあっという間に20年がたったような気がします。

日々の仕事をこなしていく中、少しでも地域の役に立てればと思い、神石高齢者介護研究会というグループで活動しています。これは医療・介護・保健の専門職が10名おり、現在は、定期的な認知症予防のサロン活動、医療・介護をテーマにした講演会・映画の上映等行っています。

急速な高齢化が進み、地域包括ケアシステムが進められている中、住民の生活・健康を支えるには、多職種と地域住民が共通の目的を持ち、情報を共有し、「顔の見える関係づくり」が大切だと思います。

また薬物問題については「危険ドラッグ」による事件、事故がテレビ、新聞等にも大きく取り上げられ社会問題

となっています。薬剤師として、子供たちを犯罪から守っていくのためにも、正しい薬の知識を持たせ、薬物の誘惑に負けないよう教育していくことが非常に大切になっております。

この度、功労賞を受賞させていただき、大変恐縮しておりますが、肩の力をぬいた生活の一部としての活動を続けていく励ましとさせていただこうと思います。今後ともご指導宜しくお願い致します。



## 県薬功労賞

尾道支部 下田 篤子

この度は広島県薬剤師会功労賞をいただき、誠に有難うございます。これもひとえに諸先輩方のご指導やご支援の賜物と心より感謝しています。

私は平成13年、尾道に縁あって主人と薬局を開局しました。そして翌年地元の病院の院外処方箋をきっかけに尾道薬剤師会の理事となり、初めは何もわからないまま薬剤師会の仕事をしてきましたが、早いもので12年が経ちました。約6年間学術担当をさせていただき、臨床医の勉強会や薬薬連携・在宅支援研修会などのお世話をすることで、薬剤師としても成長したと思っています。また薬剤師会の仕事を通して、薬剤師の活動の場が薬局だけではなく色々な場所で地域に根ざして、市民の健康に役立つよう皆さんが活躍されている事を知りました。昨年は私ごとで1年間理事の仕事を休みましたが、これからまた「かかりつけ薬剤師」として、理事として頑張りますのでご指導の程宜しくお願いします。



## 県薬有功賞

広島支部 加川 美弥子

前田会長、会員の先生方々、有難うございます。

私が薬剤師として働き始めたころを、思い出しながら感謝申し上げます。

昭和49年秋、主人が小病院を開業いたしました。オイルショックのなか、何もかも不足がちのなか、開業は大変でございました。病院の中で薬剤師として働き始めましたが、調剤室が狭く、事務員さんと混ざりながら業務をこなして参りました。その後、世の中の流れが、医薬分業へと進み、先輩の先生や薬務課の方たちに相談し調剤薬局で処方箋をみながら、患者さんのお話や訴えを直接きき薬の説明をするという流れになりました。医薬分業により不適切薬を排除、過剰投与を抑制、二重チエッ

クなどの実施で薬物治療が社会と個人にとって有益になりますよう薬剤師のはたす役割が大事になりました。

近頃インターネットやアダルトショップでの薬品購入、様々なかたちで販売される違法ドラッグ、判断しにくい状況での薬品購入が、危険な状態をおこしているようです。18歳の若いひとに違法ドラッグについて訊ねましたら、学校の授業で習ったように申しました。

こういった社会の変化に対して薬剤師の意識も変えなければいけないように思います。また後発医薬品が普及している昨今、先発品、後発品を患者さんに説明し選んでいただく様にしています。これも変化の一つだと思います。

現在では若い薬剤師さんが、おおいに対応してくれ大変助けていただいております。またチーム医療としてもこれから期待できそうです。どうぞ若い薬剤師さん頑張っていただきたいです。

何時までも勉強ですが・・年を考えますと何時までできますことやら昭和49年頃と随分変わりました。



## 県薬有功賞

三原支部 新歩一 明子

我が家のお店舗の日よけテントにツバメが巣をかけました。4羽のヒナが、日々大きく育って居ます。3週間で巣立ちすると言いますから、来週辺りは飛行訓練をスタートし、あの小さな体で秋には越冬の為、東南アジア迄、渡って行くのでしょうか。飛行機なら6~7時間でしょうが、この子達は何日かかる着くのでしょうか。天敵も居る事でしょう。願わくば全員無事到着せん事を!!

さてこの度は広島県薬剤師会有功賞を有難うございました。昭和40年に薬剤師免許を取得して、来年で50年経過致します。大学卒業後メーカーに就職、その後、方向転換の為、大学病院の研修を経て病院勤務、結婚後は開局薬剤師として、40年近く過ごして参りました。私の嫁ぎ先は、田舎町にたった1軒ある薬局。誰一人として知る人の居ないこの土地で、どうやって地域に馴じんできたら良いのだろうと考えて居ました所、義父が学校薬剤師を代ろうと言ってくれました。これを足がかりに

私は、地域に入っていこうと決め、コピット頑張りました。当初は町内に小学校4校、中学校1校、高校1校の計6校ありました。毎学期、飲み水(井戸) プール・照度・炭酸ガスの定期検査に結構、真面目に訪問。その内、廃油石けん作り、水辺教室、薬の授業、薬物とドンドン繋がりは増えて行き、学校へ伺うと「おばちゃん、今日は何しに来たん?」と子供達から声がかかる程に成りました。アーチ、この子達、もうこんなに大きくなってと訪問する都度、私も楽しみに成って参りました。地域に少ない薬剤師ですので、こんな私でも引き立てて、活用して下さり、町内だけでなく近隣の健康教室等にも度々、お紹きいただき私もその都度勉強致しました。よく失敗もし、恥もかき、でもそれが肥やしに成って皆様に育てていただいたのだと思って居ります。しかし乍、一度たりとて薬剤師会発展の為にと意識して働いた事もなく、自分の出来る範囲内の事を、不器用にやってきた位の認識で、何のお役にも立てていない事、誠に申し訳なく有功賞に値するものでは有りません。

私を取り巻く環境も可成、変りました。この半世紀の間に町の人口は徐々に減少し、今や限界集落寸前の状況です。4校あった小学校は1校に統合され、小中一貫校と成りました。高校は廃校です。処方箋を主に受けていた国保病院は、ベッドの無い診療所に成り、OTCも車で5~10分位の所にドラッグが2店舗(もうすぐ3店舗目がオープン)出来ました。等々、かくの如く変化し続ける状況に置き去りにされない様、ギリギリセーフで何とか対応して来たという感じです。生涯、死ぬ迄、学ぶ姿勢を忘れず、可成、戦略的行動をおこして行かないと輝やかしい未来は愚か、未来そのものが無いナとづくづく思って居ります。

孫が観察していたアゲハチョウの大きな青虫は飼育箱の中で、毎日々々、山椒の葉を食べ続け蛹に成りました。しかし、ある朝その蛹から羽化して出て来たモノは、何とこわ面のハチ(?)でした。蛹には小さな穴があけられて居り、おそらくハチが卵を生みつけて居たのでしょう。自然界も大変なサバイバルが繰り広げられているのですね。

退職しました今はボツボツですが、もうしばらくは薬業界に身を置く事と思います。皆様、今後共、どうぞ宜しくお導き下さい様、お願ひ申し上げます。

## 役員就任挨拶



広島支部 竹本 貴明

この度、広島県薬剤師会の理事に就任させていただきました。

私が薬剤師になって今年で10年目となります。このたった10年の間にも薬剤師教育は6年制となり、ジェネリック医薬品の推進、在宅医療、一般用医薬品のインターネット販売など私たち薬剤師を取り巻く環境は非常に大きく変化してきました。これから10年、20年先も環境は大きく変化していくのだと思います。そのような変化に対応するためには、私は一人一人の薬剤師が薬剤師職能を十分に發揮し、地域住民の期待に応えられる環境づくりが整っていることが重要だと思っております。

その環境づくりのためにも、経験豊富な理事の諸先生方にご指導をいただきながら、会の運営に微力ではありますが貢献できればと思います。



三原支部 多森 繁美

本年度から、前田会長が新事業として進められる、二葉の里への移転により新しい県薬剤師会館を建設される。この新会館建設、建設後の収益事業の運営を、公益社団法人県薬剤師会では公益性のある事業運営が出来ないので、各支部長が参加をして運営をして欲しいと言う前田会長の理念に賛同して、もう若年ではないが県薬理事を引き受ける事にしました。

この二葉の里新会館の建設には、これから将来を見据え、2025年以後の社会保障制度の変化・色々な社会現象の変化をおりこめた観点に立った建設が望まれると思います。これからの将来を担う次世代の為になる会館の建設の一助が出来れば幸いだと思います。

また、支部の置かれている状況と県薬剤師会との活動の橋渡しができれば良いと思っています。

この任期の期間、執行部の足手まといにならないように精一杯頑張りたいと思います。



尾道支部 田辺 ナオ

このたび広島県薬剤師会理事に就任いたしました田辺でございます。

広島県薬剤師会が公益社団法人に移行し、会館が二葉の里に移転することになりました。会館建設後の収益事業運営に、それぞれの支部長に関わってほしいという前田会長のお考えのもと理事に推薦されました。

ここで恐縮でございますが、尾道支部の活動について簡単に紹介させていただきます。私は尾道で支部長になり8年になりますが初年度残念ながら赤字のために薬剤師会支援センターを閉鎖せざるを得ない状況になりました。大変な船出ではありましたが、理事初め会員の皆様の助けで今日までやって来れました。

活動を開始するに当たり、まず地域医療の先進地尾道の薬剤師会として、何が出来るかを話し合い、尾道方式を勉強して地域に根差した薬剤師会を目指そうということになりました。そのために元尾道市医師会会長 片山寿先生(尾道方式を考えられた方)に「尾道方式」についてご講演いただき勉強しました。次の年には日薬のモデル事業「患者情報の共有による病院薬剤師との薬薬連携」に取り組みました。これを皮切りに色々なことに取り組んでまいりました。

- ・市の中核病院の薬剤師や他職種と患者情報を共有するために薬剤師会として積極的に退院時ケアカンファレンス参加を推進する。
  - ・病院薬剤師と保険薬局合同で癌薬物療法、緩和薬物療法の研修会開催。
  - ・癌拠点病院で癌薬物療法を受けられる患者さんに同意を得て病院薬剤師と保険薬局薬剤師が共同で副作用チェックを行う。
  - ・市の中核病院と開業医、保険薬局、施設で同意を得た患者さんについてICTを使って患者情報を共有する天かける事業への参加。
- 等一部を紹介しました。

尾道薬剤師会は4月から社団法人に移行しました。理事が19名になりそれぞれの役割分担による組織図も出来上りました。細則委員会、夜間救急委員会、ホームページ委員会、天かける委員会が理事を中心に、会員の意見が反映できるように一般会員をつのり活動し始めています。

尾道での経験を生かし何が出来るかわかりませんが、県薬理事として尾道薬剤師会と県薬剤師会の橋渡し役になればと思いますので、ご支援のほど宜しくお願ひいたします。

## 平成26年度 くすりと健康に関する啓発事業実施一覧表

月 日	支部名	場 所	備 考
6月29日(日) 7月6日(日) 9月28日(日) 10月5日(日) 10月13日(月) 11月2日(日)	広 島	東区総合福祉センター 東区総合福祉センター 東区総合福祉センター 広島市中区地域保健センター 南区地域福祉センター 広島サンプラザ・近隣公園	第9回東区女性会まつり 東区おやこフェスタ「ぱっぽひがし」 平成26年度スポーツ・芸能・医療相談会 中区健康よろず相談会 第15回南区ボランティアフェスティバル 第30回西区民まつり
11月23日(日)		安 芸	ひまわりぶらざ・海田西小・海田西中周辺
10月18日(土)		呉	二河公園多目的グラウンド・呉中央公園
9月28日(日) 10月4日(土) ～5日(日) 10月18日(土) ～19日(日) 11月30日(日)	福 山	神辺文化センター 府中市文化センター ローズアリーナ 新市老人福祉センター・新市公民館	神辺ふくしまつり 市民健康&福祉まつり 健康フェスティバル2013 新市町健康福祉祭り
11月9日(日)		尾 道 因 島	尾道総合福祉センター
5月24日(土) 11月1日(土) ～2日(日)	三 原	さつき祭りイベント会場ポポロ 三原サンシープラザ	慢性閉塞性肺疾患(COPD)講習会 三原市民保健・福祉まつり
未 定		三 次	三次市福祉保健センター
5月15日(木) 9月18日(木) 10月13日(月) 10月25日(土) 11月予定 3月19日(木)	安 佐	安佐北区総合福祉センター 安佐南区総合福祉センター 安佐北区スポーツセンター 安佐医師会館(予定) 安佐北区総合福祉センター 安佐南区総合福祉センター	スマイルあさきた「育児相談」 オアシスあさみなみ 健康相談 第13回安佐地区地域ケアフォーラム スマイルあさきた「育児相談」 オアシスあさみなみ
10月26日(日)		大 竹	サントピア大竹
11月9日(日)		広島佐伯	佐伯区民文化センター・五日市中央公園
11月9日(日)		廿日市	廿日市健康福祉センター
11月2日(日)		東広島	東広島運動公園体育会(アクアパーク)
9月21日(日)		竹 原	竹原市保健センター・ふくしの駅周辺

## 平成26年度（第49回）薬草に親しむ会開催要領

- 趣 旨／薬草の専門家とともに野山に自生している薬用植物等を観察し、薬効、薬用部位、用い方及び栽培方法等について説明を受け、漢方薬及び生薬を含有する医薬品についての正しい知識の普及を図る。
- 主 催／広島県・公益社団法人広島県薬剤師会
- 共 催／安芸太田町
- 協力団体／広島漢方研究会
- 後 援／広島大学薬学部・福山大学薬学部・広島国際大学薬学部・安田女子大学薬学部

1. 開催年月日／平成26年9月23日（火・秋分の日）
2. 開催場所／戸河内ふれあいセンター周辺（山県郡安芸太田町大字戸河内759-1）
3. 集合場所／戸河内ふれあいセンター
4. 集合時間／10:00（雨天集合場所：雨天の場合も同じ）
5. 指導者／神田博史先生（広島国際大学医療栄養学部教授）（順不同）
  - 奈良昭先生（広島大学大学院医歯薬保健学研究院准教授）
  - 豊原源太郎先生（元広島大学理学部助教授）
  - 久藤広志先生（元小学校教頭・清水が丘高等学校非常勤講師）
  - 横山直江先生（緑花文化士）
  - 吉野由紀夫先生（東和環境科学（株）環境部）
  - 吉本悟先生（日本漢方交流会理事長・広島漢方研究会副会長）
  - 広島漢方研究会員ほか
- ※指導者については、都合により変更する場合がありますのでご了承ください。
6. 解散場所及び解散時間／現地（戸河内ふれあいセンター）で解散15:00頃（雨天の場合は12時30分）
7. 開催方法／指導者とともに野山を歩き、薬用植物等の薬効、薬用部位、使用方法等の説明を受ける。また、昼食後、専門家から薬用植物等について説明を受ける。
8. 携行品／昼食、水筒、ビニールシート、虫除けスプレー、簡易雨具、筆記用具等
9. 服装等／運動靴等山道を歩くのに楽な服装等
10. 参加費／無料（ただし、交通費は、自己負担）
11. 交通機関及び発車時刻等／
 

（行き）

  - ・高速バス広島電鉄  
広島バスセンター（8:18）⇒安芸太田町役場（9:27）  
徒步 戸河内ふれあいセンターまで約3分（約300m）

（帰り）

  - ・高速バス広島電鉄  
徒步 安芸太田町役場まで約3分（約300m）  
安芸太田町役場（15:53）⇒広島バスセンター（16:51）

### 12. その他／

- (1) 薬草等の採集は、厳禁です。
- (2) 小雨決行。（雨天等の場合は、指導者による講習会に変更する場合があります。）
- (3) お問い合わせ先

公益社団法人広島県薬剤師会

TEL (082) 246-4317（開催日当日、開催の有無について留守番電話にてメッセージ有）

※留守番電話は午前7時の警報等の状況を確認して切り替えます。



地図



この地図は、国土地理院の地図画像を使用したものです。



戸河内ふれあいセンター ☎ (0826) 28-7000  
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 759-1



## 安田女子大学薬学部早期体験学習



安佐支部 下田代 幹太

日 時：平成26年6月17日 (火)

場 所：びーだま薬局

私たちの薬局では毎年、安田女子大学や広島国際大学の早期体験学習を引き受けまいりましたが、今年は安田女子大学の入学者が多くなったため、一度に3名もの学生をお預かりする事となりました。

当薬局は居宅介護支援事業所を併設しており、薬剤部門は6名のスタッフが常駐しているのですが、現在1名安田女子大学の学生を実務実習でお預かりしているため、総勢10名もの人数が狭い調剤室にひしめき合う状態となっていました。その上男性は私一人という、ある男性患者さん曰く「あんた若い女性ばかりに囲まれてうらやましいねー」といわれる状態となっていました。

前置きはさておき、3人の学生に薬学部を目指した理由を伺うと、みな親の勧めと答えておりましたが、そのうちの一人は母親が薬剤師ということで、親の姿を見た上で薬剤師になりたいと思う薬学生がいると思うとやはり薬剤師という職業は良い職業なんだろうなあと感じました。

本題の早期体験実習の内容ですが、薬学部に入学したばかりということで、何を教えればいいのか、毎年大変悩むのですが、今年は実務実習中の学生のアイデアでマーブルチョコやグミを一包化して、プリキュアやドラゴンボール等のデザインの小児用の薬袋に必要事項を記入してもらい、持って帰ってもらう事にしました。ここまででは、オープンキャンパスでやっていたことらしいのですが、もう一工夫しようということで、マーブルチョコの処方箋を、実務実習の学生に書いてもらい、その処方箋に基づき、一包化してもらうことにしました。処方箋の記載事項の勉強にもつながり、双方の学生の勉強に

役立つことができました。(ただし、他の薬局の薬剤師から、気を付けないと機械の熱でチョコが溶けると自動錠剤分包機が大変なことになる可能性があるとのご指摘を受けましたので、もし実際にやられる時はお気を付け下さい。)

早期体験学習の学生たちは薬学部に入学したばかりにも関わらず、ジェネリックについての質問や、当薬局では調剤過誤防止のため規格違いの薬品がある場合は赤のシール、ジェネリックのある薬品には青のシールを貼ってあるのですが、その理由についての質問があつたり、薬品棚に充てんしてある薬の量には何か決まりがあるのかといったかなり突っ込んだ質問も頂き、それをできる限り、実務実習中の学生に答えてもらう事で、今までやつてきた実務実習の勉強内容の確認にもつながりました。

実務実習中の学生に聞いたところによると、早期体験実習でこの薬局に行って何をさせてもらったか、今でもよく覚えているようで、これは他の同期の学生に聞いても同様とのことです。そういった意味では、これから薬学を勉強するためのモチベーションを高めるのが目的の一つである早期体験学習は非常に大切なものですと、それに伴い学生を受け入れる薬局側も、工夫しながらの対応が必要であると再認識した次第です。

6年制の薬剤師は先輩薬剤師の先生方そして我々現役の薬剤師の希望であります。その新しい6年制の薬剤師が自信と誇りをもって自分たちの職能を生かせる薬局を作っていく事が大切であるとの思いをますます強くしたと同時に、このような事を再考する時間を与えてもらったことを感謝いたします。

## 日本薬剤師会第83回定時総会

日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

日 時：平成26年6月28日（土）・29日（日）

場 所：ホテルイースト21東京

土屋副会長の開会の辞の後、正副議長の選出が行われ  
議長に小野春夫氏、副議長に吉田眞澄氏が選出され、総  
会議事運営委員（各ブロックの委員の紹介）、尾島博司  
議事運営委員長より日程説明、決算委員会の設置につ  
いて説明が行われました。

続いて会長演説が行われ、これから医療・介護は地  
域完結型に重点が置かれ、その中で医療提供施設である  
薬局が、地域住民に対し医薬品の適正使用を通じて、地  
域包括ケア（在宅医療・介護等）から健康保持・増進（予  
防・重症化防止等）まで、また、高齢者から子供まで全  
ての年齢層を対象とし、医師をはじめとする地域内の医  
療・介護関係職種との連携も含めた、地域住民に関する  
総合的な健康情報相談拠点を目指すことが、これから  
の薬局・薬剤師に求められるということ。また「地域の健  
康づくりのためのセルフメディケーションの推進拠点と  
して薬局・薬剤師の活用を促進する」ことが「日本再興  
戦略」で明記されたことを受け、「薬局・薬剤師を活用  
した健康情報拠点推進事業費」が新規事業として予算化  
されており、地域住民の健康づくりを担っているのは薬  
局だという強い自覚と認識を持ち、社会からの期待に何  
としても応えなければならないと述べられました。

その後、報告1件、議案8件、重要事項の経過報告が  
担当役員より説明がありました。

昼からはブロック代表質問が行われ、中国ブロックは  
一番初めに質問を行いました。

まず初めに「今回の代議員質問の回答は現執行部から  
なされるが、次期執行部が今回の回答に対して責任を  
持って対応していただけるのか？」と質問を行い、「守

ります。事業計画及び予算決定しているので。引き継ぎ  
事項はまとめて時期執行部へ移行します。」と回答をい  
ただいてから、引き続き「向精神薬の不適切処方につ  
いて」・「ポイントの付加について」・「検体測定室につ  
いて」・「役員決定のプロセスについて」・「日本薬剤師会会  
員証の活用方法について」・「医薬分業の完成について」・  
「薬剤師需給問題について」・「日本薬剤師会員増員につ  
いて」・「薬事法等の一部改正について」・「薬剤師フィジ  
カルアセスメントについて」 岡山県の小笠原加代代議  
員が中国ブロックを代表して質問を行いました。

また他のブロックからは「院内調剤へ逆行の危惧につ  
いて」・「薬剤師年金について」・「24時間開局及び対応につ  
いて」・「平成26年度調剤報酬改定について」・「日薬会  
館建設について」・「JPALSについて」・「女性薬剤師の労  
働環境の改善について」・「学校薬剤師部会について」等  
の質問が行われました。

2日目の一般質問では各ブロック1名ずつ質問が行わ  
れ、1日目に関連した質問以外に、時間がなくできなかつ  
た質問として「大規模災害時について」・「薬学部生の薬  
局実務実習について」・「薬剤師賠償責任保険について」  
等の質問がされた後、採決が行われ執行部の提案通り8  
件の議案が議決されました。その後、理事選任の選挙が  
行われ、会長候補者の提出された通りに可決。児玉会長  
の退任の挨拶、三浦副会長の閉会の辞で総会は終了致し  
ました。

総会終了後、理事会が開かれ次期の正副会長、専務、  
常任理事の選定が行われ、山本信夫新会長より、挨拶と  
新執行部の紹介があり全日程を終了致しました。



# 全 体 理 事 会

日 時：平成26年7月3日（木）

場 所：広島県薬剤師会館

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 1. 開 会                         | (5) 顧問の委嘱について                           |
| 2. 会長挨拶                        | (6) その他                                 |
| 3. 役員の紹介                       | 8. 行事予定                                 |
| 4. 職員の紹介                       | (1) 常務理事会                               |
| 5. 出席者数の確認（委任状を含む。）            | 7月17日（木）午後6時 於 広島県薬剤師会館                 |
| 6. 議事録署名人の指名                   | (2) 第47回日本薬剤師会学術大会                      |
| 7. 議 事                         | 10月12日（日）・13日（月・祝） 於 山形市                |
| (1) 職種部会及び委員会の設置、任務、構成及び運営について | (3) 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 |
| (2) 平成26年度業務分担について             | 11月8日（土）・9日（日） 於 広島国際会議場                |
| (3) 理事会の運営について                 | 9. 閉 会                                  |
| (4) 理事者の辞任申出に関する件              |   |

## 薬剤師国家試験問題（平成26年3月1日・2日実施）

問84 我が国において健康被害をもたらし社会問題となった薬物とその症状あるいは疾病の組合せのうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

	薬 物	症状あるいは疾病
1	サリドマイド	ショック死
2	クロロキン	慢性肝炎
3	キノホルム	知覚神経障害
4	ペニシリン	四肢奇形
5	ソリブジン	網膜症

正答は保険薬局ニュース 10 ページ

## 広島県薬務課今年度事業説明会



薬務課 岡田 史恵

日 時：平成26年7月4日（金）

場 所：広島県薬剤師会館

平素から本県薬務行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

今年度の当課主要事業について、前田会長をはじめ貴会役員の方々にお集まりいただき、説明会を開催しましたので御報告いたします。

### 1 薬事等取締指導事業（平成26年度当初予算額：2,795千円）

薬局、医薬品販売業者及び毒物劇物販売業者などへの立入検査・医薬品等の収去検査を行います。貴会検査センターへは、収去した医薬品等の検査を委託する予定です。

また、今年度、10月1日から「薬局機能情報システム」を一新する予定です。報告内容は変わりませんが、機関コードが変更となるほか、報告事項の細かな変更を行っております。おって、各薬局に変更内容等お知らせしますので、御対応をよろしくお願ひいたします。

その他、後発医薬品の使用促進対策、農薬危害防止運動、家庭用品の取締指導等を行います。

### 2 薬事等許可登録事業（平成26年度当初予算額：9,476千円）

薬局・医薬品販売業等の許可・許可更新、毒物劇物販売業等の登録・登録更新等を行うとともに、登録販売者試験、毒物劇物取扱者試験を実施します。

### 3 薬事関係啓発事業（平成26年度当初予算額：461千円）

県民へ医薬品適正使用について啓発するとともに、貴会が実施される「くすりと健康の相談窓口事業」、「薬事衛生指導員育成事業」に補助を行います。

### 4 生産指導事業（平成26年度当初予算額：7,149千円）

医薬品製造販売業・製造業の許認可事務、薬事経済動向調査、緊急時の医薬品等の供給体制整備を行います。

### 5 献血推進事業（平成26年度当初予算額：2,786千円）

血液製剤の安定的な供給を図るため、献血思想・血液製剤の適正使用の普及啓発を図ります。

### 6 麻薬覚せい剤等取締事業（平成26年度当初予算額：12,760千円）

知事を本部長とする広島県薬物乱用対策推進本部を設置し、貴会をはじめ関係団体と連携して広報啓発活動の推進、指導取締の強化、薬物乱用者への医療対策等の推進に取り組みます。

### 7 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業（平成26年度当初予算額：5,204千円）

地域の実情に沿った在宅医療やセルフメディケーション等に係るモデル事業を貴会に委託して実施し、薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点づくりを推進します。国からの委託を受けて実施するのですが、当県では、貴会と検討の結果、①「広島県在宅支援薬剤師」の養成、②「健康づくり支援薬局」モデル事業の実施（2地区）を行うこととしています。この事業への御協力をよろしくお願ひいたします。

この他、肝炎ウイルス検査及び治療等の機会を提供し肝炎の早期発見・早期治療により肝がん予防を図る「肝炎対策事業」、治験等を県内で活性化させるための「医療関連産業クラスター形成事業」や温泉資源の保護と適正利用推進を図る「温泉事業対策」等を実施します。

また、当課所管の「薬事法」は、11月25日から、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）に題名が変わり、再生医療等製品の規制が始まります。新たな規制に対応するとともに、引き続き県民の福祉、医療、保健衛生向上のため、様々な課題に積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも貴会の御支援・御協力をよろしくお願ひいたします。

# 新薬剤師研修会2014

日 時：平成26年7月6日（日）

場 所：広島県薬剤師会館



## 新しい仲間と明るい未来を！

広島県青年薬剤師会 会長 辻 哲也

今年も約30名の新薬剤師とともに、楽しい時間を過ごさせていただきました。まず、薬剤師の職能・薬剤師会



会副会長木平健治先生にお話しいただきました。薬剤師の歴史や、時代によって求められる職能の変遷など、薬剤師の資格を得て10年以上経った自分にとっても、改めて考えさせられる内容でした。お話の中で、今年度の日本病院薬剤師会事業計画にも触れられていました。これから様々な仕事をしていく中で、自分一人の力だけではどうにもできないこともあると思います。その時に、組織や仲間の力が必要になると思います。まだまだ分からずも多いと思いますが、新人さんにも薬剤師会の活動に興味を持って欲しいなと感じました。



なで描こう薬剤師の未来予想図」と題して行いました。マインドマップとは、トニー・ブザンが提唱した思考・発想法の一つで、頭の中で起こっていることを目に見えるようにした思考ツールのことです。テーマや考えたいことを紙の中央に配置し、そこから関連するキーワードやイメージを放射状に書き広げていき、記憶や思考を開いていきます。ダイエットのプログラム設定や世界史の効率的記憶から、日本サッカー協会の戦略構築やアメリカ同時多発テロ後のマンハッタン南端部復興の統括な

ど、幅広い分野で活用できる、注目のツールです。ちなみにマインドマップという名前は、英国ThinkBuzan社が商標登録を管理しているそうです（Wikipediaより）。

それはともかく、あなたがなりたい薬剤師って、どんな薬剤師でしょうか？そのためには何が必要だと思いますか？明日からできることって何でしょう？そんなこと



を考えてもらうために、今回の研修会をこのテーマにしました。参加者を5つのグループに分け、各テーブルに青薬理事がファシリテーターとしていました。「いつ・誰が・どこで・何を」行うのかを考える柱に据え、チューターには言いたいこともグッと我慢してもらなながら、最初の1時間は参加者だけで考えてもらうようにしました。おかげで、最初は静かだった会場内も次第に話に熱を帯びてきて、チューターの凝り固まった思考では思いもよらない意見も出てきました。医師や看護師など他職種はもちろん、患者さんの家族や地域の人とも交流すると世界はもっと広がりますし、地元愛も大事だなと感じました。もちろん、報酬や評価、費用対効果も、薬剤師として生きていくための大変なモチベーションの一つでしょう。結婚や出産、転職も、人生と薬剤師という職業をつなげて考える時に避けて通れない部分です。最後に各テーブルと参加者全員で記念写真を撮影し、懇親会会場へと向かいました。





懇親会には吉田先生も参加してください、多くの参加者と賑やかな時間を過ごすことができました。普段、自分の仕事のことや悩みを他の人に話す機会がまだ少ないのか、みんな一生懸命話し、それを一生懸命聞いている姿が印象的でした。懇親会後、「横のつながりもできて、これからのこと語り合える仲間ができた」と、うれしい声をいただきました。また、青葉に興味を持ってくれた参加者も多く、その点でも今回の研修会にかかわった全ての人に感謝です。

広島県内には様々な薬剤師会や勉強会のグループがあります。これらをぜひ生かしていただいて、知識も心も人脈もマインドマップの幹や枝のように広がってくれればうれしいです。一緒に楽しみながら頑張っていきましょう！



## 報告 I

マツダ病院 井手野下 裕子

本研修会では、グループごとにマインドマップを用いて参加者の考えを可視化し、薬剤師としての将来像を具現化しました。参加者は病院、薬局、ドラッグストアと働く場所も様々で、初めはまとめ方がわからず戸惑いました。しかし各々の夢を聞きあうことで、色々な道があることを認識し、広い視野を持って自分の将来像を考えることができました。今後もこの研修で知り合えた皆さんとの横のつながりを大切にしつつ、日々精進したいです。

## 報告 II

安佐市民病院 大田 和歩

今回の研修会を通して、仲間と共に将来を考え事ができ、そして自分自身の目指す薬剤師像をより明確にすことができました。グループでマインドマップを作成するにあたり、色々な人の多種多様な考えと出会うことで一人だけでは思いつかなかつた飛躍を遂げ、また他の人の将来像を聞くことで自分の将来をより深く考える機会となりました。今回学んだ事を日常の業務にも活かし、私の目指す専門性をもつた薬剤師像に近づくために日々研鑽していこうと思います。

## 報告 III

広島大学病院 薬剤部 奥貞 紘平

共に広島県で働く薬剤師の先生方と一緒に時間を過ごせたことを嬉しく思い、このような機会をいただけ感謝を致します。

木平先生の講演を聞き、薬剤師の専門性とチーム医療への貢献に力を注ぎたいと強く思いました。また、吉田先生の御指導の下で行われたマインドマップ作りでは将来の薬剤師像を絵として描くことで具体的に目標を見出せたと感じます。

出会った仲間と、患者さんや地域に関わり社会に貢献できるよう日々研鑽していきたいと思います。

## 報告 IV

ファーマシイすみよし薬局 田丸 蓉子

当日行われたグループディスカッションでは、同席した方達は全くの初対面。はじめは手探りでディスカッションを行っていましたが、病院勤務や薬局勤務など、様々な立場で働く方々の視点で作られる未来予想図は思いの外盛り上がり、また会社の同期とは違うつながりを作ることが出来ました。最後に各々発表させていただいた「自分の薬剤師としての未来予想」は多種多様で、同じ薬剤師でありながらこれほど違う未来を持てることを、非常に面白く感じました。



## 報告 V

呉医療センター 南谷 恵亜

私はこの度の研修会に参加し、自分にとっての薬剤師の未来図を次のように描きました。「10年後までに結婚・出産し、また何かしらの分野の専門性を磨き、病院または薬局で地域の人に親近感を感じてもらえる薬剤師として働く」ことです。

今は日々の業務を覚えることで精一杯で将来の目標を見失いそうになっていたのですが、この研修で同期と語り合えたことで改めて自分の夢や目標を見つめ直し、その実現へ向けて明日から一步一歩取り組んでいきたいと感じています。

## 日本薬剤師会 平成26年度 第2回 都道府県会長協議会

日 時：平成26年7月9日（水）  
場 所：東京・日薬

会長 前田 泰則

日薬総会以来、初めての会長協議会であり、事実上山本新会長の執行体制のお披露目の日でありました。同時に福島県、栃木県、富山県、福井県、三重県、滋賀県、鳥取県、徳島県の8県で新会長が選ばれたという報告がありました。

山本新会長からは、新執行体制においては、他団体や行政との連携強化に努力しつつ、広く全国からの声を聞けるような体制を組みたい。また、透明性の高い会務運営に努め、諸課題に関しては優先順位を付けて対処していきたい。については、全国の都道府県の会員と同方向の意志共有を図りたい旨の挨拶がなされました。

先に、藤井基之先生からは新執行体制だからと言って必ずしも順風満帆ではなく、むしろその真逆で嵐の中をさまようくらいの逆風が吹いているというご指摘がありました。

報告事項、日薬を巡る最近の動きについて、等々の説明がありました。

私からの質問事項を述べさせていただきました。

昨今の政府の経済財政諮問会議、産業競争力会議及び規制改革会議においては、医療のICT化、保険給付対象範囲の見直し、ヘルスケア産業の活性化等により医療費の適正化を図る事を打ち出しているが、こうした流れが行き過ぎると医療分野に過度な競争原理が持ち込まれる危険性があるという事を質問し、眞面目にやっている薬局薬剤師が適切に患者にサービスを提供できるよう対処していきたい。というお答えでした。

また、私も多く関わってきました日薬会館建設問題として、今後の方針は如何にという質問に、改めて検討する必要がある。執行部において一定の方向性を示したい。今しばらく時間を頂戴したいと言われました。如何相成りますことやらです。

## 平成26年度 広島県薬物乱用対策推進本部会議

日 時：平成26年7月18日（金）  
場 所：KKRホテル広島

会長 前田 泰則

暑さきびしい広島の夏が酷暑に見舞われていた時でした。脱法ドラッグが横行し、日本全国で事件・事故が多発していて毎日ニュースに出てこない日がないくらいの状況であったと思います。そのような時期に広島県薬物乱用対策推進本部会議が開催されました。

本部長は湯崎知事ですが、所用の為笠松局長が進行をされました。本会議は、海上保安庁、税関、広島県警察、刑務所、麻薬取締事務所、広島県教育委員会、広島県医師会、広島県薬剤師会等々や協力団体等で構成されています。ライオンズクラブ、薬物乱用防止協議会、ダルクから活動報告がありました。薬乱協東部からは、村上副会長が福山等の広島県東部の現状と課題を話されました。

笠松局長が質問はという問い合わせに、広島県薬剤師会として、又県民としての立場も考えて質問させていただきました。それは昨今の脱法ドラッグ等の事犯が多発しているのは、一つにはその名前にも一因があるのではな

いか？脱法という程度の解釈では逆に使用者に安易に使ってしまうような印象を与えかねない、もっとインパクトの強い命名はありませんか？また、乱用者の社会復帰を真剣に考え乱用者への我々社会的な認識を変えなければいつまでも罪の意識に苛まれて再犯率も6割という推移は如何な事でしょうか？

これには、各団体からご意見をいただきました。大変困難な課題を抱えている事は明らかです。それでも救いの手は差伸べ続けなければなりません。しかも途切れることなく。

ダルクの事務局長のお話は特に印象的でした。「我々は罪を背負って治療に専念し、また後ろめたさゆえに社会復帰が難しいしそれも能々解っています。でもどうしようもない現実が目の前にあるのも事実です。」

社会復帰・再起・薬物からの脱出・社会の眼等々優しさと厳しさが同居しています。

## 平成26年度 広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会



副会長 村上 信行

日 時：平成26年7月18日（金）  
場 所：ANAクラウンプラザホテル広島

### 協議事項

- (1) 在宅における多職種のためのツール 『広島県医師会』
- (2) 24時間対応薬局について 『広島県薬剤師会』
- (3) お薬手帳について 『広島県薬剤師会』
- (4) 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点薬局 モデル事業について 『広島県薬剤師会』
- (5) 在宅及び周術期の連携について 『広島県歯科医師会』
- (6) 指導・監査について 『広島県歯科医師会』
- (7) その他

今年度の幹事会は歯科医師会で二井理事の司会のもと森本常務理事の開会の言葉と片山副会長の挨拶にて始まりました。薬剤師会からの私、豊見専務理事、青野常務理事、続いて、医師会牛尾常任理事他2名、看護協会大原副会長他2名、歯科医師会前出の3名他2名の計14名の自己紹介後、医師会牛尾常任理事より（1）在宅における多職種のためのツール、の説明がありました。これは現在のHMネットに二つの「在宅医療支援システム」をモデル構築中で本年秋には広域化予定とされています。ひとつは「共同在宅診療支援システム」で主治医、副主治医、協力医、受け入れ病院担当医等複数の医師がネット上の共同診療用カルテによって患者情報を共有することでの効率化を図る、「在宅療養支援診療所」の支援システムであり、もう一つは「在宅医療/介護支援システム」で、多職種協業の業務効率向上を図るための、HMネット上の多職種間電子連絡ノートの活用による情報共有システムです。

薬剤師会からは（2）（3）（4）を説明いたしました。豊見専務理事から、24時間対応薬局リストの実質運用面において、現場における十分なコンセンサスが不可欠で、休日、夜間における在宅患者の一人歩きは回避しなければならないことと、お薬手帳においては診療、看護の立場からも手帳の提示を求めていただくことによる

周知・活用性の利点を説明されました。私から呉、三原薬剤師会、会営薬局にて企画している「健康情報拠点薬局モデル事業」を説明いたしました。なかでも検体検査室の設置と糖尿病予備軍の早期発見をメリットとした「HbA1c」の測定は「ガイドライン」「Q&A」双方を資料として提出し、診療行為との誤解を招かないよう慎重に取り扱いました。

医師会から「リフィル処方箋」への整備事業ではないかと危惧している旨の発言があった。薬剤師会として医療費抑制視点からの「長期処方」シフトに対しては反対姿勢であることを関連して述べた。

幹事会の歯科医師会からは26年度医療報酬改定に新たに創設された「歯科医療機関連携加算」と「周術期口腔機能管理後手術加算」それぞれ「100点」の活用推進依頼があった。「歯科医療機関連携加算」には2種類あり、在宅支援に属する医師が栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、「在宅療養支援歯科診療所」に対して情報提供を行った場合と、術前、術後の口腔ケアが入院日数を優位に短期化するエビデンスにより、歯科を標榜していない病院が、手術を行う患者について手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合である。また情報提供後、歯科医療機関による「周術期口腔機能管理計画策定」に基づいて管理された患者を手術する際には新たに創設された「周術期口腔機能管理後手術加算」100点が算定できる旨の説明がなされた。続いて（6）指導・監査について歯科医師会からの司会進行があったが、薬剤師会は早期に指導大綱に沿って淡々と進められている旨の報告をした。中国四国厚生局としての、本年5月の朝日新聞記事により医科、歯科の実施率に疑問を呈せられたことによる状況の変化を問われたと思うが、医科もさほどの急変はみていなかった。

看護協会から訪問看護担当理事が出席されていたが、今協議会において特段の発言はなかった。

# 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ 「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国 in 岡山」

広島支部 永山 知都

日 時：平成26年7月20日（日）・21日（月）

場 所：就実大学

実は認定実務実習指導薬剤師に「なりたい」というか、「やるものいいかな」と思うまでに5年かかりました。ワークショップ以外の講習は受けていても、ワークショップに参加するのも指導薬剤師になるのも面倒だなと思っていました。

今回ワークショップに参加して新たな発見もあり、身が引き締まる思いを感じ、改めてよかったなと思うと共に強制されなかった環境に感謝しました。

二日間は主に「薬学教育の問題点」「学習目標の作成」「教育評価法の作成」などテーマをもらい、グループごとに分かれてディスカッションを行い(スマートグループディスカッション：SGD)時間内に意見をまとめて再び全員が集まって発表、質疑応答を繰り返しました。SGDでは司会、書記、発表者を毎回決めます。チューターと呼ばれるワークショップの指導の方々に助けられ、時間厳守を言われ、脱線してから軌道修正されながらあっという間のSGDでした。

中でも一番興味深かったのは、教育評価の方法でした。「論述試験」「口頭試験」「客観試験」(○×形式や選択方式)「シミュレーションテスト」「実地試験」「観察記録」「レポート」とカリキュラムに応じ、いつ行うのか、誰が行うのか、どの評価法を使って行うのか、様々な方法があることに改めて考え、話し、聞く時間が持てました。

カリキュラム立案にあたり、学習目標を選び、その目標を達成するための行動目標(動作を伴う態度や技能だけでなく、暗記、理解、応用するなどの知識の領域の行動)や評価法を考えたのですが、ワークショップが終わってみてこのワークショップ自体が同じように構成されていたことに気づきました。

最後に「学んだことの証はただ一つで何かが変わることである」という、宮城教育大学学長の言葉を学生実習指導者としてはもちろん、一人の薬剤師又は人として忘れないようにしたいです。

## 薬剤師国家試験問題 (平成26年3月1日・2日実施)

### 問 293 (実務)

アジソン病に対する副腎皮質ホルモン補充の薬物投与設計として最も適切なのはどれか。1つ選べ。

	薬剤名・規格	用法・用量			
		朝食後	昼食後	夕食後	就寝前
1	ヒドロコルチゾン錠 10 mg	0.5錠		1.5錠	
2	ヒドロコルチゾン錠 10 mg	1.5錠		0.5錠	
3	フルドロコルチゾン酢酸エステル錠 0.1 mg	0.5錠		1.5錠	
4	フルドロコルチゾン酢酸エステル錠 0.1 mg	1.5錠		0.5錠	
5	プレドニゾロン錠 5 mg			0.5錠	1.5錠
6	プレドニゾロン錠 5 mg		0.5錠		1.5錠

正答は保険薬局ニュース 10 ページ

## 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業検討会

副会長 村上 信行

日 時：平成26年7月22日（火）

場 所：広島県薬剤師会館

標記新事業の第1回目小委員会を開催いたしました。県薬から、前田会長は所用にて欠席でしたが私と豊見専務理事、木平副会長の3名に三原薬剤師会より多森会長、呉市薬剤師会から平本理事、薬務課から岡田主査にご出席いただきました。

平成26年3月末に厚生労働省医薬食品局より全国の都道府県知事あてに標記事業を平成26年度事業として実施して行く旨の通達がなされました。100%国費により、1事業約500万円規模です。同時に医薬食品局総務課より都道府県薬務主管課あてに5月初旬までの実施計画書（案）の提出依頼があり、広島県では薬務課にての対応、実施となり、検討協議の結果、公益社団法人広島県薬剤師会への委託となりました。ただ、薬剤師会は「公益社団法人」移行初年度であり、会長候補者は決まっていましたが、6月22日代議員会まで理事、役員が定まらない状況にて、内諾状態での進捗となっていました。この間、前田会長の御指名により6月18日と7月4日の対薬務課協議に出席させていただいた関係上、暗黙裡の担当副会長として会員各位へのご理解とご協力をお願いしていきます。まず、本事業の目的は「地域の実情に沿ったセルフメディケーションや在宅医療に関するモデル事業を実施し、薬局・薬剤師を活用した健康情報の拠点作りを推進すること」となっています。また具体的な事業内容に関して「地域における先駆的な取り組みを実施することにより、地域住民の健康増進等に寄与することを明らかにし、さらにその成果を今後広く活用すること」とし10項目プラス「その他」の事業メニューが提示されました。

- ①薬の飲み方や使い方など医薬品の適正使用に関する相談
- ②食生活（食品・健康食品）に関する健康サポート
- ③血圧計等の検査機器を用いた健康サポート
- ④特定健診、がん検診等の受診率向上の取組
- ⑤心の健康（うつ病・自殺対策等）サポート
- ⑥薬物やアルコールの乱用・依存を防止するための健康サポート
- ⑦禁煙サポート
- ⑧飲み残しや飲み忘れ防止等の高齢者・要介護者に対する服薬指導
- ⑨在宅医療に関するアドバイス
- ⑩介護予防に関するサポート
- ⑪その他、本事業の目的達成に必要と認められるメニュー

これを受け、薬務課と薬剤師会において次の2事業を実施していくことといたしました。

### 1. 「広島県在宅支援薬剤師」の養成

（ア）広島県在宅支援薬剤師研修プログラムの作成

地域の「健康づくり支援薬局」において活動できる薬剤師を育成するため、健康づくり、セルフメディケーション及び在宅医療に関する専門知識とコミュニケーションスキル等を習得できる研修のプログラムを作成

（イ）広島県在宅支援薬剤師研修の実施

上記プログラムに基づき、研修会を実施し、研修を修了した「広島県在宅支援薬剤師」の周知を行う

### 2. 「健康づくり支援薬局」のモデル事業の実施

県内2地区の地域薬剤師会で、「在宅支援薬剤師」を活用した次のモデル事業を実施し、効果を検証する。

（ア）薬局の在宅医療への参画を推進するため、多職種連携の窓口を地域薬剤師会に設置し、他職種を対象とした薬に関する研修会を実施する。

（イ）自己血糖測定器を用いた糖尿病に関する健康相談窓口を設置し、地域住民の糖尿病予防を推進する。

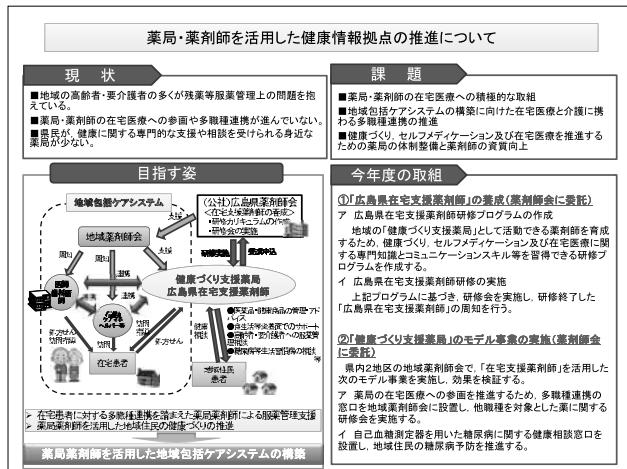
「広島県在宅支援薬剤師」の養成においては広島県地域保健対策協議会の「医薬品の適正使用特別委員会」ワーキングで同様な検討がされていますので、木平副会長にプログラムの作成及び研修会の実施担当をお願いしています。

「健康づくり支援薬局」のモデル事業は公的補助事業の関係上、地域薬剤師会会営の薬局が妥当であり、東西のバランスから「呉市薬剤師会」と「三原薬剤師会」それぞれの会営薬局に委託することとなりました。両薬局とも「無菌調剤室」を有し積極的な在宅対応をすでに実施されていますし、なにより、「2.」の（イ）を実施するに26年4月より認可された「検体測定室」を設置する必要がありますので、受託いただきました。HbA1c測定機器は高額備品となるため、今回の補助金対象となりませんので、県薬にて購入貸与となります。また7月18日の県「四師会」の協議会において、県レベルでの、この事業の概略を説明し医師会、歯科医師会、看護協会等へのアピールを実施し、2地区薬剤師会から当該地区医師会へのコンセンサス取得をお願いしました。起稿時現

在において、すでに、呉、三原とも医師会からのご理解も得られ、事業仕様書の作成準備に入っています。

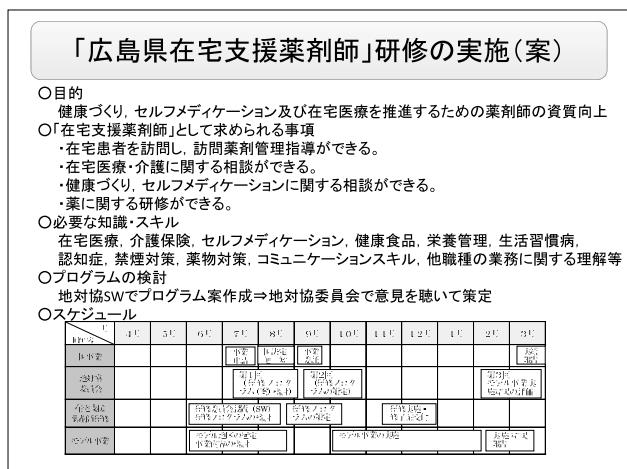
規制緩和から「医薬品のインターネット販売」が大幅緩和された際、薬剤師からの安全性への問題点が強く訴えられたことや、消費税増税分は医療・福祉に資するとした安倍内閣が打ち出した薬局・薬剤師への活性化施策です。今後検討される更なる高額の「新基金」と相まつ

て、「在宅医療」と「セルフメディケーション」をキーワードに有意義な活用に今後の在り方が構築されていきます。26年度事業として27年3月まで多くの方が「在宅支援薬剤師」として地域に存在し、今回の2地区薬剤師会のモデル事業から得られる成果を県下他支部にフィードバックして行けるよう、県薬として取り組んでいこうと思います。



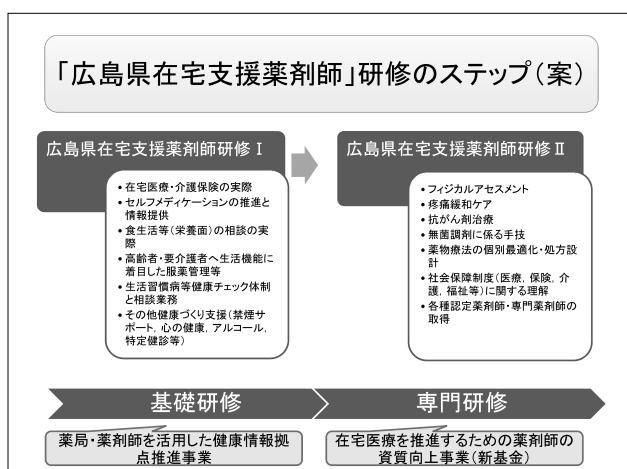
## 「広島県在宅支援薬剤師」研修Ⅰのプログラム(案)

- 日程 全2日間**  
6時間(10:00~12:00, 13:00~17:00)/日×2日=12時間
- 時間割**
- 【1日目】** (例)・在宅医療・介護保険の実際
  - ・セルフメディケーション
  - ・栄養相談の実際
  - ・生活習慣病相談の実際 等**【2日目】** (例)・高齢者・要介護者・認知症患者の服薬指導の実際
  - ・コミュニケーションスキル
  - ・多職種連携 等
- テキスト** 基本的な事項について作成。その他は講師によるPPとする。
- 講師** 県薬剤師会又は日本薬剤師会から派遣する。他職種の講師も検討する。
- 修了証の発行** 修了者には修了証を発行する。必要に応じ、県薬剤師会HPで公表等周知を行う。

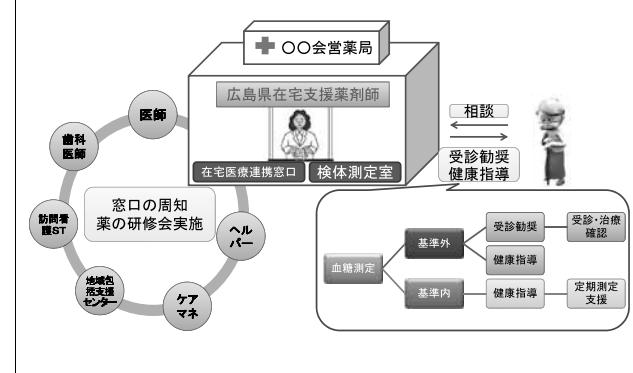


## 「健康づくり支援薬局」モデル事業の実施(案)

- 目的** 薬局が地域に密着した健康情報の拠点として積極的な役割を果たすため、先駆的な取組として、「在宅支援薬剤師」を活用したモデル事業を実施し、地域住民の健康増進等に寄与することを明らかにし、その成果を広く活用することを目的とする。
- 事業内容**
- 1) モデル地区　会営薬局を持つ県薬剤師会支部 2地区(呉市、三原市)
  - 2) 事業内容
    - ア 薬局の在宅医療への参画を推進するため、多職種連携の窓口を地域薬剤師会に設置し、他職種を対象とした薬に関する研修会を実施する。
    - イ 会営薬局に、自己血糖測定器を用いた糖尿病に関する健康相談窓口を設置し、地域住民の糖尿病予防を推進する。
- 事業成果** モデル事業の成果として、参加住民や連携医療機関等の満足度、モデル事業前後での参加住民等の健康意識の改善度や健康指標の変化などの効果を具体的に調査し、改善点や今後の課題等を明らかにする。
- 事業の成果は、地域保健対策協議会で報告し、意見を伺う。



## 「健康づくり支援薬局」モデル事業のイメージ



## 平成26年度 ヒロシマ薬剤師研修会



広島大学薬学部 病態解析治療学 松尾 裕彰

日 時：平成26年7月27日（日）

場 所：広島大学霞キャンパス 広仁会館

薬剤師の先生方と薬学部学生合わせて50名にご参加いただきました。



栗原先生

病は、*Porphyromonas gingivalis* (Pg菌) を代表とする偏性嫌気性菌が歯周ポケット内で増殖することが原因の感染性疾患であること、および、感染菌に対する宿主の免疫応答反応によって產生される炎症性サイトカイン (TNF- $\alpha$  やIL-1) が歯周炎や骨吸収を惹起することを分かり易く説明して頂きました。このように歯周病の発症には宿主の免疫・炎症反応と感染菌との相互作用が重要であることから、免疫機能に影響を与える糖尿病や加齢などが歯周病のリスクファクターとなります。超高齢化社会では、患者の健康管理、特に歯の健康維持のために、薬剤師も8020運動（80歳になっても20本以上の歯を保つ活動）などの歯周病予防策を積極的に推進していくかなければならないと思いました。また、カルシウム拮抗薬やシクロスボリンによる薬剤性の歯肉増殖は、歯周ポケットを深くすることで感染や歯周炎を引き起こすとの話があり、副作用としての歯肉肥厚モニタリングの意義を再認識しました。現在の歯周病の治療は、ブラッシングによる歯垢の除去と抗菌薬の投与が中心ですが、歯周病により失われた骨を再生する最新治療が試験的に行われていることも紹介していただきました。また、抗菌作用を有するマウスウォッシュは、歯垢（細菌のバイオフィルム）をブラッシングにより機械的に取り除いた後でないと効果が無いことや、歯周病予防には電動歯ブラシが有効であることなど、患者さんへの歯周病予防の指導に有益な情報も提供していただきました。

2つの講演は、「痛みの伝達機構を脳で考えてみましょう-鎮痛作用を理解するために-」というタイトルで、広島大学薬学部教授の仲田義啓先生にお話しいただきました。はじめに、痛みの伝達機構とモルヒネなどのオピオイドの作用機序について、大学の講義で使用している

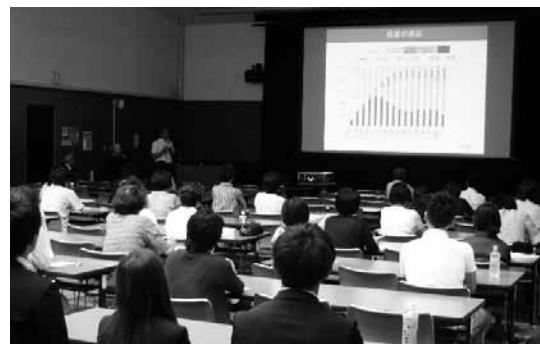


仲田先生

スライドや試験問題を用いて解説していました。次に、最近行っている2つの研究成果を紹介していただきました。

1つ目はラットの足底を発痛物質であるホルマリンで刺激する疼痛評価モデルを用いた研究でした。これまで発痛に関与することが知られていたサブスタンスPが、脳の線条体において疼痛を抑制している可能性があるという非常に興味深い内容でした。2つ目は、坐骨神経結紮によるアロディニア（微小刺激を疼痛と感じる痛覚異常）モデルラットを用いた研究で、炎症性物質であるHMGB1タンパク質の作用を中和すると疼痛を抑制することができるという新しい疼痛制御機序の発見に関する話でした。HMGB1は糖とタンパク質のメイラード反応によって生じる終末糖化産物（AGE）の受容体（RAGE）に結合するタンパク質として知られています。糖尿病で増加するヘモグロビンA1cがRAGEに結合することが明らかにされていることから、HMGB1やRAGEが糖尿病の慢性疼痛治療薬のターゲットとなる可能性があるそうです。つまり、この研究成果によって、モルヒネが効かない痛みに対する新しい治療薬の開発が期待されます。

今回の2つの講演から、実務に役立つ情報から少し難しい最先端の研究まで、幅広い知識を得ることができたのではないかと思います。今回の研修会の内容が、ご参加いただきました先生方の今後の業務に少しでもお役立て幸いです。来年も引き続き有意義な研修会を開催致しますので、ご参加いただきますようどうぞ宜しくお願い致します。



# 平成26年度 赤十字血液シンポジウム

日 時：平成26年8月2日（土）

場 所：広島大学霞キャンパス 広仁会館



## 報告 I

常務理事 井上 映子

「肝炎のすべて」をテーマに開催されたシンポジウムで肝炎、肝癌の治療、疫学と輸血血液のスクリーニングと、幅広くお聞きしましたのでご報告します。

### 【第1部】C型慢性肝炎の最新の治療法

#### 1. プロテアーゼ阻害剤併用インターフェロン療法

川崎医科大学 肝胆脾内科学 日野 啓輔

#### 2. インターフェロンを用いない新しいDAA併用療法

広島大学大学院医歯薬保健学研究院応用生命科学部門

消化器・代謝内科学 川上 由育

IFN単剤では数%の著効率、リバビリン併用で30%、PEG-IFNになってやっと50%、日本人のジェノタイプ1bは治りにくいと言われていたが、プロテアーゼ阻害剤が加わり、Simeprevir/PEG-IFN/Ribavirinの3剤併用でウイルス陰性化が8割となった。IFN抵抗例（貧血、うつ病、血小板減少、24-48週無効例）への手段として、IFNを用いない新しいDAA (direct-acting antivirals) 併用療法の治験が実施されている。

#### • DAAの3つの作用機序

##### 1) NS3/N4Aセリンプロテアーゼ阻害薬

第1世代：テラプレビル

第2世代：シメプレビル、アスナプレビル

##### 2) NS5A阻害薬 HCV複製を阻害

ダクラタスビル、レディパスビル、ABT-267

##### 3) NS5Bポリメラーゼ阻害薬 HCV-RNAポリメラーゼ阻害

第1世代：ソフォスピル

第2世代：デレブビル、ABT-333、BMS-791325

DAA多剤併用する治験が進行中である。IFN無効例でも87%の著効率を期待されるが、多剤変異耐性の注意が必要である。

### 【第2部】B型肝炎に対する最新の治療

#### 1. インターフェロンによるB型肝炎の治療

広島大学大学院医歯薬保健学研究院応用生命科学部門

消化器・代謝内科学 今村 道雄

## 2. 核酸アナログによるB型肝炎の治療

広島大学大学院医歯薬保健学研究院応用生命科学部門

消化器・代謝内科学 柏植 雅貴

#### 1. インターフェロンによるB型肝炎の治療

治療目的：HBe抗原のセロコンバージョン。

対象：35歳以下、ウイルス量、纖維化F0,F1まで

#### 2. 核酸アナログ製剤によるB型肝炎の治療

核酸アナログ製剤は非常に強い抗ウイルス作用があるが、ウイルスを完全に排除できないので長期服用が必要である。治療中に薬剤耐性が現れ、肝炎が再燃することがある。そのため、HBV-DNAのモニタリングにより耐性の早期発見、薬剤の変更・追加を行う。

①ラミブジン：薬剤耐性は1年間に17%、5年間で70%

②エンテカビル：薬剤耐性は4年間で0.4%

③アデホビル：①②で耐性が出現した場合に用いる。

副作用：腎機能障害、低リン血症→Pのモニタリングが必要。

④テノホビル：2014.3.24 B型肝炎に保険承認。5月から助成金制度が開始。薬剤耐性ウイルス出現率が非常に低い。アデホビルと同様の副作用チェックを要す。

### 【血液センターからの情報提供】

#### 輸血用血液製剤の安全対策—スクリーニング検査のさらなる充実—

日本赤十字社 血液事業本部 日野 学

輸血用血液製剤は、輸血後副作用、感染症のリスクが最も高い製品に位置付けられている。日本赤十字社では、HBV、HCV、HIVに対する核酸増幅検査（NAT）を世界初で導入したが、HBVの予防効果が低い部分があり、また20プールNATスクリーニング下でのHCV、HIV感染が確認されたため、2014年8月からNATの個別化を図られた。

### 【第3部】肝炎ウイルスに由来する肝癌の疫学と治療

#### 1. 我が国の肝炎ウイルスと肝癌の最新の疫学情報

広島大学大学院医歯薬保健学研究院統合健康科学部門

疫学・疾病制御学 田中純子

日本の肝炎の状況をみると、肝癌死亡率は世界第5位、死亡数世界第2位であり、肝癌死亡数を減らす方策は検査、献血血液のスクリーニング、治療である。

## 2. 肝癌に対する治療と予後

広島大学大学院医歯薬保健学研究院応用生命科学部門  
消化器・代謝内科学 相方 浩

ラジオ波焼却療法（RFA）が標準治療とされるが2cm超の結節、微小肝内転移では根治性に限界がある。進行期肝癌では分子標的薬剤ソラフェニブ、肝動注化学療法（HAIC）が比較されている。ソラフェニブの治療目的は“病勢制御”であり、治療中の腫瘍の大きさは変わらず、奏功率2.3%である。動注では、腫瘍の縮小は見られるが両者の全死亡率は差がない。放射線とHAIC併用、HAICとソラフェニブの併用、TACEとソラフェニブの併用の比較試験が進行中のことである。肝癌治療中も、IFNによるウイルス排除が予後に影響する。

日本でも肝炎、肝癌死亡数の多い広島県として、医療費助成制度の広報、検査の呼びかけなど、薬局、薬剤師でできることを今一度考えようと思いました。



### 報告Ⅱ

広島県健康福祉局薬務課 山口 まみ

このシンポジウムは、毎年、全国4か所で持ち回り開催されていましたが、今年度から、全国の7つのブロック血液センターの主催で開催されることとなったものです。

今年度の広島会場のテーマは「肝炎対策」で、研修会には、計204名（医師36名、薬剤師61名、看護師13名、臨床検査技師64名及びその他30名）の参加がありました。薬剤師会誌に案内を掲載していただいたことにより、多くの薬剤師の参加がありましたことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

研修会は、3部構成で、「C型慢性肝炎の最新の治療法」、「B型肝炎に対する最新の治療」、「肝炎ウイルスに由来する肝癌の疫学と治療」のテーマで行われました。

まず、第1部の「C型慢性肝炎の最新の治療法」では、広島大学の茶山一彰教授を座長にお迎えし、インターフェロン療法（日野啓輔先生）、インターフェロンを用いない治療法（川上由育先生）についてそれぞれ御講演がありました。

インターフェロン、シメプレビル及びリバビリンを併用した治療法は、現在の日本肝臓学会C型肝炎治療ガイドラインにおいて、ジェノタイプ1型高ウイルス量のC型慢性肝炎に対する第一選択とされています。しかし、インターフェロンによる様々な副作用により治療を継続できない症例や、ILB遺伝子多型によりインターフェロンが効きにくい症例がありました。現在、インターフェロンを用いないプロテアーゼ阻害剤の治療が国内外で実施されており、副作用の発現率が低く、投与回数、治療期間の短い薬剤が近い将来ガイドラインの第一選択になる可能性は高いと考えられています。しかし、耐性ウイ

ルスの発現についても注意する必要があり、治療方針の決定については、患者の状態も鑑みながら十分検討しながら進めていく必要があるとのことでした。

第2部の「B型肝炎に対する最新の治療法」では、高陽ニュータウン病院の高橋祥一副病院長を座長にお迎えし、インターフェロンによる治療（今村道雄先生）、核酸アノログ製剤による治療（柘植雅貴先生）についてそれぞれ御講演がありました。

B型肝炎については、患者の多くを母子感染が占めており、依然として慢性化する感染者が多いとされています。また、C型肝炎ウイルスは完全に排除できるのに比べ、B型肝炎ウイルスは完全に排除することができないため、長期間治療薬を服用し続けなければならない場合もあります。

講演では、インターフェロンによる治療効果は、ウイルスの遺伝子型（タイプ）により異なるため保険適用のあるタイプ測定を行ってから治療方針を決定することを薦められました。また、核酸アノログ製剤による治療は、長期投与による薬剤耐性や副作用が問題となっているものの、4種類の製剤を使い分けることによって肝炎の鎮静化、発癌予防の効果が期待されるとのことでした。

第3部の「肝炎ウイルスに由来する肝癌の疫学と治療」では、広島大学の大段秀樹教授を座長にお迎えし、肝炎ウイルス感染の疫学（田中純子先生）、肝癌患者の長期予後の改善を目指した集学的治療（相方浩先生）について御講演がありました。

広島県は肝炎の患者が多く、県でも肝炎ウイルス検査の受検診勧奨事業を実施していますが、新たな感染者を出さないために健康管理の充実が重要であるとのことでした。また、日本の肝炎対策は世界でも進んだ状況であることが紹介されました。

肝癌の治療法として、手術、薬物療法、放射線治療の他、小肝癌についてはラジオ波治療（RFA）も有効であるとの紹介がありました。肝癌の治療は、これらの治療法も視野に入れながら関係する診療科で連携し、総合的に取り組んでいくことが重要のことです。

また、第2部と第3部の間には、日本赤十字社から、昨年の輸血用血液からのHIV感染事例を教訓とした輸血用血液製剤のさらなる安全対策として、NAT（核酸増幅検査）を20プールから個別NATへ切り替える旨の説明があり、輸血用血液製剤の安全性がますます高まると期待されています。

今回のシンポジウムでは、肝炎の最新の治療法を中心に講演があり、新たな治療薬がどんどん開発・市販されている現状に医学の進歩を実感することができました。

血液シンポジウムにおいて、肝炎を中心とした御講演を聴講できたことは、血液製剤の安全性、の向上をさらに推進していく必要性を強く感じる契機となりました。行政にかかる薬剤師として、肝炎対策の推進に寄与していかなければならぬと思いました。

皆さんも、一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう！

## 広島キッズシティ

日 時：平成26年8月2日（土）・3日（日）  
 場 所：西区・広島マリーナホップ



### 報告Ⅰ

安田女子大学薬学部 岡崎 有沙  
 桃原 泰奈

私たちが参加させていただいたキッズシティとは、子ども達が主体となりお店を運営したり、幅広い職業を実際に体験することによってそれぞれの職業について学んでもらうイベントです。思っていた以上にいろんなお店があり、たくさんの人々で賑わっていました。好きなお店に行ったり、大きな声で呼び込みをしたりと生き生きと楽しそうでした。

薬局で働く薬剤師の仕事を知ってもらうために、模擬薬局を開き私たちはそこでお手伝いさせていただきました。まず、薬局とは何をする所なのかを分かりやすく説明し、その後実際に普段飲んでいるお薬がどのように作られているかを知ってもらうため、軟膏に見立てた二種類の工作用のりの秤量混合と、ラムネ菓子を使って錠剤の分包を体験してもらいました。

参加する前は、子ども達にただ楽しんでもらい少しでも薬剤師に興味を持ってくれたらいいな、くらいにしか思っていませんでした。

しかし、実際に参加してみると思っていた以上に子ども達が説明を真剣に聞き、薬局での業務に一生懸命に取り組んでいる姿を見て自ら学ぼうとする強い意欲を感じ、それに対し私たちも楽しんでもらうだけでなく一つでも多くの情報を責任もって伝えていかなければならぬと思いました。また、子ども達だけでなく親御さんも普段見ることのない分包機などに興味を持って下さったようで親も一緒に学ぶことが出来るイベントでもあるのだと感じました。薬剤師が軟膏を混合していることや分包機で錠剤だけでなく散剤も分包できること等、私たちにとってあたりまえだと思っていたことも一般の方にとってはそうではないのだと知りました。男の子のお母さんは、「よく子どもの粉薬をもらいて薬局に行くのですが、こんな機械を使っていることは知らなかったので私も子どももとてもいい機会になりました。」とおっしゃっていました。薬局をよく利用する方でもどうやって薬を作っているかを知らないということに驚き、もっと薬剤師がカウンターの向こう側で何をしているかを知って欲しいと思いました。

私たちは、先日まで薬局で実務実習を行っていまし

たが、薬局では患者さんとのコミュニケーションがほとんどで、地域の方と接する事があまりありませんでした。今回、薬剤師の方と一緒にイベントに参加することによって薬局での患者さんとの関わり方はもちろんのこと、子ども達が楽しめる空間作りや分かりやすい話し方、周りの方々に対する心遣い等、薬剤師が地域の方と接するところを見て学ぶことがたくさんあり勉強になりました。

将来、自分が薬剤師になりこのようない企画に参加する事によって、薬剤師同士情報を共有するだけでなく、地域の方々との交流を深めることができるのでないかと思いました。今後、このような機会があれば積極的に参加し、薬剤師の業務や役割に興味を持っていただけるよう活動していきたいと思いました。

### 報告Ⅱ

広島逓信病院薬剤部 瓜生 有希

今回“すこやか薬局”という薬剤師の仕事を子ども達が体験するイベントのお手伝いをさせていただきました。「薬局ってどんなところ？」「お薬はもらったことある？」という導入から始まり、薬剤師の仕事を簡単にですが説明し、実際に処方箋にそって調剤をしてもらいました。私は、軟膏練りの体験の補助をしました。工作用のりに色をつけて電子天秤で計りとり、二色ののりを板の上で混ぜてもらい、軟膏つぼにつめるという内容です。子ども達は、「色が変わった！」「おもしろい！」など、楽しそうでした。

このような薬局体験をすることで、子どものうちから薬局や薬剤師の仕事について興味を持ち、将来、薬剤師になりたいと思うきっかけになれば嬉しいと思いました。私も、子ども達に負けないように薬剤師一年生として一生懸命、頑張っていきたいです。



### 報告Ⅲ

広島国際大学薬学部 河北 恵里奈

私は8月3日（日）に、広島国際大学薬学研究会の3名で、広島キッズシティの模擬薬局のお手伝いをする機会をいただきました。

当研究会は日頃は医療系学生を対象にしたセミナーの開催、薬局や病院の見学などを行い将来のキャリアや可能性を考える活動を行っています。

模擬薬局では、「薬剤師」という仕事を子ども達に知つてもらうため、調剤業務の一部を体験するという形で行いました。

ベースを調剤室に見立てて分包機や軟膏板などを持ち込み、ラムネやのりなど架空の処方箋をもとに一包化、軟膏作りを体験してもらいました。

当日は多数の子ども達の参加があり、皆真剣に取り組んでくれました。

一包化では、処方箋の見方を教えるのに苦労しましたが、子ども達に「今度病院で貰う処方せんが分かるようになって嬉しい」と言わされた時には非常にうれしく思いました。

子ども達に少しでも薬剤師の仕事について関心を持つてもらう一助になれたと思います。

私にも経験がありますが、薬の服用を嫌がる子どもは多くいます。また、子どもの服薬コンプライアンスには親の意向が強く反映されるようです。

今回の体験は、親子ともに薬と健康について興味をもってもらう良いきっかけになったのではと思います。

同じ教え方をしても性格や年齢によって理解の仕方が違い、どうしたら分かってくれるのか戸惑うこともあります。子どもと同じ目線に立って考える、というのは頭では分かっていてもコツを掴むまでは大変で、教えることの難しさを実感しました。最初は「これでいいのかな？」と不安になりながら手さぐりの状態で接していました。

普段子どもと接する機会が少なく、ましてや調剤業務を教えることには大変緊張いたしましたが、次第にコツが分かり、リラックスして話せるようになりました。また、子どもの言動をよく観察すると「今、してほしいこと」「今、やりたいこと」が、わずかながら感じとれるようになり、今何を伝えればよいか分かるようになりました。

こうして経験を積んでいく中で、反応が変わってきたことに気付き、子ども達とのコミュニケーションのとり方を学ぶことができました。

臨床の現場でも、さまざまな患者さんがいらっしゃいます。患者さんの悩みや不安を聞き出すためには、信頼



されることが必要です。コミュニケーションのとり方に正解はなく、臨機応変に対応し一人一人の心に寄り添うことが大切であると思いました。

当日は保護者の方をはじめ、4歳から小学生のお子さんまで、たくさんの方にお越しいただき、薬剤師という職業は世間から大いに期待されていると実感いたしました。

近年、医師、薬剤師、看護師などコメディカルスタッフが協働して行う「チーム医療」が普及してきています。薬物療法の高度化など先端医療がめざましく進展するなか、薬の専門家としての薬剤師が果たす役割はますます大きくなっています。

これからの世間の期待に応えられるような薬剤師になるため、日頃からきちんと勉強していこうと思います。薬学部に進学した現在、3年生になりましたが、在学中から子どもさん達や保護者の方達とコミュニケーションのとり方などを体験させていただいた今回のイベントは今後薬剤師になったときにコミュニケーションスキルを向上させる良い参考になったと思います。

最後になりましたが、今回の広島キッズシティにおきましては、このような貴重な機会をいただき、ありがとうございました。このイベントで学んだことを生かし、より多くの患者さんに信頼される薬剤師となれるよう日々勉強に励んで参りたいと思います。

## ○広島県薬剤師会会員証(会員カード)○

新規受付は平成21年8月末をもって  
終了しました。

## 会員カードでWポイントがつきます。

Wポイントカードに (株)和多利広島本社 Wポイントカード事務局  
に関するお問い合わせは ☎082-830-0230 平日10:00~18:00 ホームページ <http://www.watari.biz/>

Wポイント会員サイト OPEN! ケータイも パソコンも <http://www.wpoint.co.jp/>

Wポイントカードシステムでは、2,000ポイント貯まると翌月2,000円分のWポイント金券がお手元に届きます。



## 広島県Wポイントカード加盟店

店舗名の後ろの数字は100円に対するポイント数です。(一部異なる場合があります。) 例) ②… 100円につき2ポイント加点されます。

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
Edabrieck ①	082-822-6667	カフェ&ダイニング わらうかど庭 ②	082-929-5368	ピカソ画房 本店 ①	082-241-3934
ちから 船越店 ②	082-824-0301	釜飯醉心 五日市店 ②	082-922-8663	美しいん 広島店	082-543-4922
ちから 矢野店 ②	082-888-5246	サイクルショップカナガキ 五日市店 ①	082-924-5525	0120-365-901	
マダムジョイ 矢野店 直営食品売場		住吉屋 楽々園店 ①	082-943-4960	ひろしま国際ホテル 芸州 本店 ②	082-248-2558
※200円につき1ポイント	082-889-2441	ちから 五日市店 ②	082-922-8661	ひろしま国際ホテル	
広島市安佐北区		徳川 五日市店 ②	082-929-7771	スペインバル ミ・カーサ ②	082-248-6796
大野石油店 高陽町SS ①	082-842-1890	マダムジョイ 楽々園店 直営食品売場	082-943-8211	ひろしま国際ホテル 空庭BIS	
大野石油店 可部バイパスSS ①	082-819-0210	※200円につき1ポイント		とろクルクル ②	082-240-7556
キャン・ドゥ 可部店 ②	082-814-7008	広島市中区		ひろしま国際ホテル 東風 ②	082-240-0558
山陽礦油 かめ山SS ①	082-815-6211	英國式足健康法 リフレックス ②	082-248-7722	広島第一交通(株) 江波営業所 ②	082-233-5871
ちから 高陽店 ②	082-841-4377	えびすの宴 ②	082-243-6166	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛	
ちから マルナカ可部店 ②	082-810-0877	えひめでいあ ②	082-545-6677	紙屋町店 ②	082-247-2260
徳川 サンリブ可部店 ②	082-815-2775	大野石油店 牛田大橋SS ①	082-221-1511	福助タクシー(株) 本社営業所 ②	082-232-3333
広島市安佐南区		大野石油店 大手町SS ①	082-243-8351	ボウル国際 ①	082-244-4151
エコール古市ショールーム ①	082-830-6161	大野石油店 西白島SS ①	082-221-8834	星ビル5F オルゴールティーサロン ②	082-249-1942
エコール本部 ①	082-877-1079	o k a s h i m o ②	082-231-3221	星ビルB1F メディカルフィットネス ②	082-242-0011
大野石油店 高取 SS ①	082-872-7272	海鮮焼肉 あみやき家 DAIBA ①	082-246-8048	ポルタポルテ ①	082-249-5788
大野石油店 緑井 SS ①	082-877-2008	かに通 広島店 ①	082-247-6661	マダムジョイ 江波店 直営食品売場	
釜飯醉心 昆沙門店 ②	082-879-2211	釜飯醉心 本店 ②	082-247-4411	※200円につき1ポイント	082-532-2001
カメラのアート写夢 高取店 ①	082-830-3588	芸州 胡店 ②	082-243-6165	マダムジョイ 千田店 直営食品売場	
Dining Cafe St.Grace ①	082-830-0904	桜井花店 本店 ①	082-247-1808	※200円につき1ポイント	082-545-5515
ちから 西原店 ②	082-832-5520	山陽礦油 相生橋SS ①	082-232-0145	横田印房 ⑩	082-221-0320
ちから 八木店 ②	082-830-0235	しなとら パセーラ店 ②	082-502-3382	蓮根 広島店 ②	082-546-0707
徳川 安古市店 ②	082-879-9996	寿司醉心 ②	082-247-2331	和さび 小町店 ②	082-249-3993
バゴス 本店 ②	082-879-1830	炭焼 楽月 ①	082-343-2941	和さび 八丁堀店 ②	082-211-5225
パワーズ 広島店 ①	082-873-1212	体育社 本店 ①	082-246-1212	広島市西区	
広島第一交通(株) 上安営業所 ②	082-872-5410	大こん 並木店 ②	082-546-1515	井口家具百貨店 ①	082-232-6315
広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		ちから 本店 ②	082-221-7050	大野石油店 旭橋SS ①	082-272-3766
昆沙門台店 ②	082-879-0141	ちから 上八丁堀店 ②	082-211-0122	大野石油店 井口SS ①	082-276-5050
福助タクシー(株) 古市営業所 ②	082-877-0004	ちから そごう店 ②	082-512-7854	大野石油店 観音SS ①	082-231-6209
焼肉虎至 大町店 & イタリ庵 toraji ①	082-870-5529	ちから タカノ橋店 ②	082-544-0002	大野石油店 商工センターSS ①	082-277-1266
焼肉白李 西原店 ①	082-846-1250	ちから 十日市店 ②	082-503-1089	大野石油店 横川ISS ①	082-237-1864
広島市佐伯区		ちから 中の棚店 ②	082-504-6646	釜飯醉心 アルパーク店 ②	082-501-1005
阿藻珍味 銘店舎 五日市店 ①	082-942-3266	ちから 舟入店 ②	082-294-7503	サイクルショップカナガキ 横川本店 ①	082-231-2631
AUTO GARAGE うえるかむ ①	082-927-2510	ちから 堀川店 ②	082-241-8230	サイクルショップカナガキ 己斐店 ①	082-272-2631
大野石油店 五日市インターSS ①	082-941-5020	ちから 本通4丁目店 ②	082-245-0118	サカイ引越センター ②	0120-06-0747
大野石油店 造幣局前SS ①	082-923-6029	中華そばちから 八丁堀店 ②	082-502-6008		082-532-1176
		徳川 総本店 ②	082-241-7100		
		のん太鮓 パセーラ店 ②	082-502-3383		
		バー・サード・ウェーブ ②	082-247-7753		

店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.	店舗名①	TEL.
車検の速太郎 ①	082-238-0100	ちから ゆめタウンみゆき店 ②	082-250-2125	東広島市	
車検の速太郎 カーケアプラザ ①	082-238-3939	中国トラック ①	082-251-0110	大野石油店 西条インターSS ①	082-423-3701
ちから アルパーク天満屋店 ②	082-501-2701	豆匠 広島本店 ②	082-506-1028	大野石油店 高屋ニュータウンSS ①	082-434-4411
ちから 井口店 ②	082-278-3666	徳 南区民センター店 ②	082-505-1620	大野石油店 東広島SS ①	082-423-9197
ちから 観音店 ②	082-232-5686	徳川 ジャスコ宇品店 ②	082-250-0480	カギのひゃくとう番 ⑥	082-424-3110
ちから 己斐店 ②	082-507-0505	徳川 ビックカメラ・ベスト店 ②	082-567-2388	髪処 ふくろう ②	082-497-3337
ちから 商工センター店 ②	082-270-0390	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		住吉屋 西条プラザ店 ①	082-423-7878
ちから 中広店 ②	082-532-4004	広島新幹線店 ②	082-263-0200	体育社 東広島店 ①	082-422-5050
徳川 南観音店 ②	082-503-3039	ホテルセンチュリー21広島		徳川 西条プラザ店 ②	082-424-0300
バゴス 井口店 ②	082-277-3004	京もみじ ②	082-263-5531	八本松タクシー ①	082-428-0023
バゴス マリーナホップ店 ②	082-297-4078	ホテルセンチュリー21広島		福山市	
パワーズ 広島マリーナHOP店 ①	082-503-7217	フィレンツエ ②	082-568-5270	一心太助 福山本店 ②	084-922-5611
広島第一交通(株) (第一) ②	082-278-5511	安芸郡海田町		エコール福山ショールーム ①	084-981-3733
広島第一交通(株) (平和) ②	082-278-5522	徳川 海田店 ②	082-824-0111	山陽石油 住吉町SS ①	084-922-0939
マダムジョイ 己斐店 直営食品売場		安芸郡府中町		山陽石油 セルフ神辺SS ①	084-962-0693
※200円につき1ポイント	082-271-3211	ちから サンリブ府中店 ②	082-890-2510	山陽石油 セルフ福山平成大学前SS ①	084-972-7940
横川 ちから ①	082-292-5822	ちから 向洋店 ②	082-581-4321	山陽石油 多治米町SS ①	084-957-2601
<b>広島市東区</b>					
アリモト 本店 ②	082-264-2929	ちから 府中店 ②	082-287-0933	山陽石油 深津SS ①	084-922-5750
大野石油店 広島東インターSS ①	082-508-5030	時計宝石のマツダ ①	082-282-5709	山陽石油 福山東インターSS ①	084-923-7835
サイクルショップカナガキ 戸坂店 ①	082-220-2031	広島第一交通(株) 府中営業所 ②	082-281-1191	山陽石油 南本庄SS ①	084-922-3181
ちから 尾長店 ②	082-506-3505	大竹市		徳川 福山東深津店 ②	084-929-2015
ちから 光町店 ②	082-568-6855	果子乃季 ゆめタウン大竹店 ②	0827-57-0757	とんかつ徳 イトーヨーカドー福山店 ②	084-971-0050
徳川 戸坂店 ②	082-220-1818	カメラのアート写夢 本店 ①	0827-57-7700	パワーズ 福山店 ①	084-921-7866
肉玉屋 ①	082-569-4110	カメラのアート写夢 油見店 ①	0827-53-5911	三原市	
マダムジョイ 牛田店 直営食品売場		尾道市		ごはんや 広島空港店 ②	084-860-8215
※200円につき1ポイント	082-555-8835	瀬戸田すいぐん丸 ②	08452-7-3003	徳川 三原店 ②	0848-62-8824
和さび 光町店 ②	082-567-8885	吳市		三次市	
<b>広島市南区</b>					
炙焼 楽群 ①	082-256-2941	大野石油店 熊野団地SS ①	0823-30-1042	さざん亭 三次店 ②	0824-64-0375
大野石油店 エコステーション出島 ①	082-254-1015	大野石油店 吳SS ①	0823-21-4974	パワーズ 三次店 ①	0824-63-3000
大野石油店 東雲SS ①	082-282-3993	体育社 吳店 ①	0823-22-8880	平田観光農園 ①	0824-69-2346
大野石油店 皆実町SS ①	082-251-9108	ちから 吳駅店 ②	0823-32-5532	広島三次ワイナリー 喫茶ヴァイン ①	0824-64-7727
釜飯醉心 新幹線店 ②	082-568-2251	徳川 吳中通り店 ②	0823-23-8889	広島三次ワイナリー	
釜飯醉心 広島駅ビル店 ②	082-568-1120	徳川 広店 ②	0823-70-0600	バーベキューガーデン ①	0824-64-0202
惣菜醉心 アッセ店 ②	082-264-6585	広島風お好み焼・鉄板居食家 徳兵衛		広島三次ワイナリー ワイン物産館 ①	0824-64-0200
銀河(えひめでいあ) ②	082-253-1212	吳駅ビル店 ②	0823-24-0222	その他	
ごはんや 広島店 ②	082-253-0300	和さび 広店 ②	0823-73-7950	リースキン 家庭用事業部	
サイクルショップカナガキ 東雲店 ①	082-288-9101	庄原市		広島支店 ②	082-233-1141
山陽礦油 大州SS ①	082-282-4478	総商さとう ウィー東城店 ①③	08477-2-1188	広島北営業所 ②	082-845-2882
車検の速太郎 向洋店 ①	082-890-9500	神石郡神石高原町		広島西営業所 ②	0829-31-6161
しゃぶしゃぶ温野菜 大州店 ①	082-510-0831	総商さとう 本店 ①③	08478-2-2011	広島東営業所 ②	082-824-1411
Dining Cafe Grace ①	082-253-5588	廿日市市		<b>国内すべて対応</b>	
ちから 広島駅店 ②	082-568-9121	大野石油店 廿日市インターSS ①	0829-20-1189	アート引越しセンター ①	0120-08-0123
ちから 福屋駅前店 ②	082-568-2330	キャン・ドゥ 廿日市店 ②	0829-32-3387		
ちから 本浦店 ②	082-286-1119	ジョイ薬局 ①	0829-32-3077		
ちから 皆実4丁目店 ②	082-250-0804	徳川 廿日市店 ②	0829-32-1111		

※ご利用額100円に対するポイント値は、加盟店により異なります。 ※換算率は、1ポイント=1円となります。

※次のお取り扱いにつきましては、予め、ご利用加盟店へ直接お問い合わせください。

1.クレジットカード支払のお取り扱い

3.ポイント付加対象外商品の有無

2.クレジットカードご利用時のポイント付加の有無

4.団体・パーティーご利用時のポイント付加の有無

## 指 定 店 一 覧

平成26年8月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代 20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び 祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町 2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏 期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株) Volkswagen南広島	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
書籍	(株)フタバ図書	現金のみ定価5%引(直営店のみ)		定休日不定	広島市西区観音本町2-8-22	(082)294-0187
	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・ 食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパート を除く直営店)	5%引	対象店舗(デパート を除く直営店)年中 無休9:30~19:00	日・お盆・年末 年始休業	広島市西区商工センター 7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市西区観音町13-9	(082)293-4125
	Diving Service 海蔵	スキューバダイビング体験講習会¥8,400 Cカード取得講習会¥5,000引き・器材修理店頭価格より5%引き	11:00 ~20:00	なし	広島市中区南千田西町 1-8-101	(082)209-7422

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上の商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行(株)本社・呉営業所・三次営業所・福山営業所	本人のみ 現金のみメープル・トピック 自社主催商品3%引	平日 10:00~19:00 土・日・祝 10:00~17:00		広島市中区八丁堀16-14 第二広電ビル1F	(082)512-1020
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール 製60%)、歩行補助ステッキ40% 引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン外商部	エディオン店頭価格より家電製 品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	廿日市市木材港南8-22	(0829)34-2508
保険	アリコジャパン 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル9F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し 11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代)担当:桑田昭正

ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。

## 広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体料金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体料金で展覧会をご覧いただけます。  
是非ご利用ください。



ポーラ・コレクションの中でも、特に人気の高いモネ、ルノワールをはじめとする印象派から、セザンヌ、ファン・ゴッホ、ゴーガン、ピサロなどポスト印象派、さらにルドン、ローランサン、マティス、ブラック、ピカソなど20世紀巨匠の絵画まで、ポーラ美術館の誇る珠玉の名画72点をご紹介します。

画像：ピエール・オーギュスト・ルノワール 《レースの帽子の少女》 1891年、ポーラ美術館蔵

### 【割引の対象となる展覧会】

#### ●ポーラ美術館コレクション モネ、ルノワールからピカソまで

会 期：平成26年9月13日(土)～平成26年11月9日(日) 会期中無休

開館時間：午前9時～午後5時

※金曜日は午後8時まで、入場は閉館の30分前まで、9月13日は午前10時開場

入 場 料：一般 1,400円 → 1,200円／高・大学生 800円 → 600円／小・中学生 500円 → 300円

※今後割引対象となる展覧会については改めて  
ご連絡いたします。

### 〈問合わせ先〉

#### 広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名を  
お伝えください。

#### 広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：社団法人 広島県薬剤師会

# ◆ 県葉だより ◆



## 県薬より支部長への発簡

- |       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 6月26日 | 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.91」の提供について（通知）（各支部長）                              | 7月16日 | 応需薬局の夏季休業機関調査について（依頼）（各支部長）                             |
| 6月27日 | 平成25年度「薬と健康の週間」統一事業「薬剤師業務の見える化」実施状況の報告ならびにこれを踏まえた取り組みの推進について（通知）（各支部長） | 7月18日 | 日薬サポート薬局制度協力薬局名簿の更新について（依頼）（各支部長）                       |
| 7月3日  | 平成26年8月からの福祉医療費公費負担制度に係る各市町の対応状況について（通知）（各支部長）                         | 7月23日 | 中国四国厚生局と広島県による集団指導の実施について（通知）（各支部長）                     |
| 7月4日  | 平成26年度広島県緩和ケア支援センターの薬剤師研修への参加について（依頼）（各支部長）                            | 7月25日 | くすりと健康啓発事業実施計画表の提出について（依頼）（各支部長）                        |
| 7月9日  | 医薬分業関係資料（「薬と健康の週間」啓発資料）のお申し込みについて（照会）（各支部長）                            | 8月5日  | 第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加助成について（通知）（各支部長） |
| 7月10日 | 医療事故情報収集等事業 第37回報告書の公表について（通知）（各支部長）                                   | 8月5日  | 新聞への広告掲載について（通知）（各支部長）                                  |
| 7月10日 | 第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「薬学養育者ワークショップ中国・四国in福山」への参加について（各支部長）      | 8月6日  | 応需薬局の夏季休業表について（通知）（各支部長）                                |
|       |  | 8月11日 | 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の確認及び必要部数について（依頼）（各支部長）           |

## ◆ 平成26年5月常務理事会議事要旨

日 時：平成26年5月15日（木）午後6時30分～8時30分  
場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：有村健二

出席者：前田会長、木平・野村・村上・渡邊各副会長、豊見専務理事、青野・有村・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村・吉田各常務理事

欠席者：大塚副会長

### 1. 報告事項

（1）5月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

（2）諸通知

ア. 来・発簡報告（別紙2）

イ. 会務報告（〃3）

ウ. 会員異動報告（〃4）

（3）会長挨拶

栃木県薬剤師会会长の長野順一氏が77歳でお亡くなりになりました。長野氏は日本一長く32年間会長をされており、大変お世話になったので、一昨日、告別式に参列してまいりました。

昨日の日薬会長会の後、先日65歳で亡くなられた日薬副会長・日薬連幹事長の小田利郎氏の偲ぶ会が開催され、出席してまいりました。日薬、連盟、政治の話を聞き、人との繋がりは大事だと思いました。

（4）委員会等報告

（前田会長）

ア. 平成26年度第1回新たな財政支援制度検討委員会

4月18日（金）に県庁・北館で開催され、904億円の消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革事業を推進するため、委員会が設置され、第1回の会合が開かれ、各団体から意見が出された。県薬として、「在宅等に関わる薬剤師のこれから支援」を命題として、資料を提出したと報告された。

イ. 林広島県議会議長訪問

4月21日（月）に、二葉の里移転に関して、県議会からも支援をいただきたいとお願いに行つたと報告された。

ウ. 日本薬剤師会都道府県長協議会（会長会）（資料1）

5月14日（水）に日薬で開催され、次第に沿って報告、説明があった。「薬局のグランドデザイン2014」（仮称）策定について、じっくり検討し進めないといけないものが、短兵急に進んでいくことに疑問を感じたと話があったが、6月に60ページの冊子になると報告された。

エ. 故小田利郎先生を偲ぶ会

5月14日（水）に東京・ホテルニューオータニ東京で開催され、横倉義武日本医師会長、麻生太郎財務大臣、伊吹文明衆議院議長、田村憲久厚労大臣をはじめ多く方の参列があり、小田利郎氏を皆で偲んだと報告された。

（豊見日薬理事）

ア. 日本薬剤師会平成26年度学校薬剤師部会全国担当者会議（資料2）

4月24日（木）に日薬で開催され、広島からは永野県学薬会長が出席された。学校薬剤師の業務を見直してもらう目的で、学校環境衛生検査の正しいやり方のDVDを作成し、発送予定であると報告された。

イ. 日本薬剤師会平成26年度第1回薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会（資料3）

4月25日（金）に日薬で開催され、薬剤師が何をしているか理解してもらうための資料作りを目標に、SGD等を行つたこと、それを今後の事業に反映させていきたいと報告された。

ウ. 厚生労働省医薬品第一部会（資料4）

4月25日（金）に厚生労働省で開催され、2型糖尿病薬となるカナグリ錠100mgの承認、ジャヌビア、グラクティブ、ネシーナは、現状の効能限定を解除し、効能・効果を2型糖尿病のみになると報告された。

エ. 厚生労働省医薬品第二部会（資料5）

4月30日（水）に厚生労働省で開催され、クレナフィン爪外用液10%は、初めて爪白癬の塗り薬として承認されたと報告された。

オ. 日本薬剤師会第3回理事会（資料6）

5月13日（火）に日薬で開催され、次期日薬理事候補者名簿が提出され、理事会承認を得て、総会の付議事項なったこと、中国ブロックから山口県薬の吉田力久氏の名前が上がつてると報告された。

（木平副会長）

ア. 広島県薬剤師会「地対協WG」

4月23日（水）に開催し、今年度の地対協の事業をWGで検討し、県の薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業とカップリングした事業案（骨子）等が出たこと、地対協は、医師、歯科医師、看護師などの団体が入つており、共通点のある話題が必要であり、方向性は決まったが、結論は出でないと報告された。

（野村副会長）

ア. 監査会

4月23日（水）に開催し、平成25年度の事業報告、各帳簿を確認してもらい、正当であると監事の署名・捺印をもらったと報告された。

イ. 選考委員会（資料7）

4月23日（水）に開催し、広島県薬剤師会賞受賞者5名、同功労賞受賞者10名、同有功賞受賞者6名が決定したこと、来年度以降、有功賞の推薦依頼をせず、名簿から自動的に抽出することになったと報告された。

ウ. 核戦争防止国際医師会議（IPPNW）日本支部理事会・県支部総会・支部総会（資料8）

4月26日（土）に広島医師会館で開催され、第21回IPPNW世界大会は、8月27日から29日の間、カザフスタンで開催されること、平成24年度決算報告、平成25年度事業報告、平成26年度事業計画案、収支予算案について報告・協議があつたと報告された。

エ. 子育て応援団すこやか2014打合会（資料9）

- 5月2日（金）に広島医師会館で開催され、主催者の広島テレビ、医師会、歯科医師会が出席した。サポートゾーンとして共通認識を持ち統一感を出すため会合を持ったこと、今回からスタンプラリーがあり、その景品は、今年は医師会から提供してもらうが、来年度以降は経費等検討しないといけないこと、事前打合せ、反省会の開く必要があると話がまとまった。四師会のゆるキャラを競演する話があり、広島県医師会は「もみじ医」、広島県歯科医師会は「はっぽくん」と既にゆるキャラがあり、本会も作製する必要があるか提案された。協議の結果、作製する方向で検討すること、作るのであれば11月8日・9日に開催される第53回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会でお披露目をしてはどうかと提案があった。
- オ. 平成26年度「看護の日」広島県大会  
5月10日（土）に広島県民文化センターで開催され、県知事が出席され、ひろしまナイチンゲール賞（知事表彰）表彰式、島田洋七氏の講演「がばいばあちゃんの笑顔で生きんしゃい！」があったと報告された。
- カ. 選挙管理委員会（資料10）  
5月12日（月）に開催し、5月10日が立候補届出書類の県薬宛送付締切であり、15選挙区において立候補者数が定数と同数となり、候補者全員が無投票で当選された。5月30日の選挙期日の前日まで辞退届を受け付けるため、当選者の決定は6月2日になること、HPに掲載した代議員選挙候補者一覧表の「専門の分野」は、経歴書の記載どおりとしたと報告された。
- （村上副会長）  
ア. 第787回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（資料11）  
5月9日（金）に支払基金広島支部で開催され、基金内で審査事務に関する職員の理解度テストが実施されており、広島支部は全国平均より少し上だったこと、東京で開催される第3回「保険診療と審査を考えるフォーラム」の開催案内等があった。幹事長から、再審査のオンライン化を進めていきたい、レセコンメーカーと協議をし、その対応が可能であれば、基金から各薬局へ再請求のオンラインの活用を勧めていきたいと説明があったと報告された。
- イ. 平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会打合せ  
5月9日（金）に広島県健康福祉センターで開催し、抗HIV薬服薬指導研修会を9月7日（日）午前10時から午後12時15分まで広島県薬剤師会館で開催し、講師として、全国薬害被害者団体連絡協議会代表世話人、HIV薬害訴訟大阪原告団長の花井十五氏に90分、九州大学付属病院の近隣薬局薬剤師に30分、依頼することになったと報告された。
- ウ. NPO法人広島県介護支援専門員協会平成26年度第1回総務部会（資料12）  
5月9日（金）にNPO法人広島県介護専門員協会で開催され、本年度は一般社団法人化を目指し、

- 作業を進めていくと報告された。
- エ. 日本薬剤師会議事運営委員会  
5月14日（水）に日薬で開催され、正副委員長の選出、総会議席について抽選を行い、日薬第83回定時総会の議事運営について協議を行ったこと。日薬へ提出するブロック代表質問の最終締切が6月13日となっており、6月7日（土）に日薬代議員中国ブロック会議を開催するので、日薬に対する質疑、意見等があれば、6月7日（土）までに事務局まで提出するよう依頼された。
- オ. 中国四国厚生局来会  
5月15日（木）に来会があり、6月末から本年度の個別指導等を開始したいとのこと、厳密な打合せは6月9日（月）に行うことなったが、平成26年度の目標件数は、新規個別指導57件、個別指導60件のうち1件が廃止予定で59件であると報告された。
- （渡邊副会長）  
ア. 第67回中国地方社会保険医療協議会広島部会  
4月24日（木）に中国四国厚生局で開催され、4月から委員が新規となるが、前期同様のメンバーになったこと、新規42件うち薬局9件、更新38件うち薬局8件の指定を行ったこと、中国四国厚生局から、管理薬剤師であっても届出勤務時間外なら、夜間救急・24時間対応等の医療機関に勤務することができると回答があったと報告された。薬務課に、24時間対応薬局における管理薬剤師の兼務について、可能かどうか確認することになった。
- （青野常務理事）  
ア. 広報委員会  
5月13日（火）に開催し、会誌7月号の内容、原稿依頼等について検討したこと、依頼を受けた方は早期提出をお願いしたいと報告された。
- （谷川常務理事）  
ア. 広報委員会  
4月18日（金）に開催し、既に手許に届いている会誌5月号の最終原稿確認を行ったと報告された。
- イ. 株ミロク情報サービスとの打合せ  
4月24日（木）に開催し、平成25年度の決算処理が終了したため、平成26年度の各会計を新新公益法人会計基準（平成20年基準）へ対応するため、補助科目の設定等、担当者と打合せを行ったこと、今月中に平成20年会計で処理を開始したいと報告された。
- ウ. 会計部打合せ  
4月24日（木）に開催し、会員委員会で公益社団法人広島県薬剤師会会員規程（案）を作成され、その内容を基に、会計部で同会費規程（案）について検討したが、若干不備があると報告された。
- エ. 日薬平成25年度未収会費について  
平成26年4月9日付けで、日薬から平成25年度未収会費の確認として、221名2,162,500円の未収会費一覧表が届いたが、日薬は当初から交代会員は免除するということだったので、74名の交代会員

は支払をしない、本会は3月31日在籍の会員より会費を徴収し、その数の日薬会費を支払っていること、それ以降は請求をしていないこと等を日薬に説明し、4月22日に147名1,078,500円で回答したこと、まだ、決定ではないと報告された。

(二川常務理事)

ア. 公法人化に伴う諸規定等の改正について

4月21日（月）に開催し、6月22日の定時総会終了後、新役員が決まり次第、諸規程を決めていきたいこと、総会運営規則については、制定及び改廃は総会の決議となっており、第43回定時総会に議案として提出する必要があり、本日の審議事項で2案を出しており、検討いただきたいと要望された。

(松村常務理事)

ア. ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会

4月17日（木）に本通ドムスで開催され、ピンクリボンdeカープの打合せを行ったこと、対埼玉西武ライオンズ戦で、その日はNHK BS1で中継があり、NHKはCMもないので5回裏のパフォーマンスも放送してくれるだろうということで、5月25日（日）に決まったこと、乳がん早期発見・早期治療のアピール活動を継続して行うと報告され、ピンクリボン活動協賛金の協力依頼があった。

(石原事務局長)

ア. 平成26年度「えとぴりか」巡回研修事業

4月19日（土）に宇品港宇品外貿埠頭で開催され、北方領土返還要求運動の一環で毎年各都道府県を巡回しており、船内視察、「海から見た北方領土」として講演会があったと報告された。

イ. 広島県毒物劇物安全協会平成26年度総会並びに研修会

5月15日（木）にホテルニューヒロデンで開催され、平成26年度役員、平成25年度事業報告・会計報告、平成26年度事業計画（案）・予算（案）の説明があり、満場一致で了承されたこと、その後、薬務課から「毒物劇物の取り扱いについて」、環境保全課から「水質汚染事故の未然防止と事故時の措置について」、建築課から「大規模な建築物の耐震診断の義務化」について各20分の講演があったと報告された。

## 2. 審議事項

（1）全体理事会について（資料15）（野村副会長）

日 時：5月24日（土）午後2時～

場 所：広島県薬剤師会館

審議事項：議案第1号 公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則（案）

議案第2号 公益社団法人広島県薬剤師会定款の一部改正について（案）

議案第3号 公益社団法人広島県薬剤師会会員規程（案）

議案第4号 公益社団法人広島県薬剤師会会費規程（案）

議案第5号 平成26年度会費額等に関する件について（案）

議案第6号 理事の選任について（案）

次第（案）に基づいて順に説明があり、定款第41条の規定により、出席した会長及び監事が、全体理事会の議事録署名人になると報告があった。

（2）第43回公益社団法人広島県薬剤師会定時総会について（資料16）（野村副会長）

日 時：6月22日（日）午後1時～

場 所：広島県薬剤師会館

本日配付した別冊資料は、報告第13号 公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会規程、議案第1号 公益社団法人広島県薬剤師会総会運営規則（案）から議案第6号 理事の選任について（案）であると説明があった。各担当者から提案理由の説明があり、協議の結果、一部修正があった。後日、修正した資料を送付するので、5月24日の全体理事会までに内容を確認するよう依頼があった。

（3）日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会シンポジウムについて

期 間：11月8日（土）・9日（日）（資料17）（谷川常務理事）

場 所：広島国際会議場

広島大学病院薬剤部の担当者から、早急にシンポジウムの企画（案）を提出するよう依頼があり、業務分担3担当役員へ至急に提案するよう依頼し、「薬ー薬連携」「多職種で支える地域医療」をテーマとした企画案が出された。シンポジウムは、フェニックスホールで開かれる予定で、収容人数は1,500人で、多くの人を集めないといけない。また、この大会は、大学や病薬等が関係しており、それらが興味をもてるような内容にする必要があり、協議の結果、木平健治大会実行委員長に委ねることになった。

（4）広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム委員の推薦について

委嘱期間：就任の日～平成27年3月31日（資料18）（野村副会長）

有村健二常務理事を推薦することに決定した。

（5）平成26年度広島県四師会役員連絡協議会の開催及び協議事項について（回覧）（資料19）

日 時：7月18日（金）午後6時30分～（野村副会長）

場 所：ANAクラウンプラザホテル広島

当番師会：広島県歯科医師会

日程の紹介があり、新役員が決定後、出欠の確認をすることになった。

（6）第25回ジュノー記念祭への出席について（資料20）（野村副会長）

日 時：6月15日（日）午前10時～

場 所：平和大橋西詰ジュノー記念碑前

野村祐仁副会長が出席することに決定した。

（7）後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）

ア. 第25回ジュノー記念祭に対する共催及び補助金について（資料21）（野村副会長）

日 時：6月15日（日）午前10時～

場 所：平和大橋西詰ジュノー記念碑前

主 催：広島県医師会、日本赤十字社広島県支部外（毎年・承諾、前年度補助金額3万円）

共催を承諾し、補助金を3万円拠出することに決

定した。

- イ. 平成26年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の後援名義使用について（資料22）  
実施期間：6月20日（金）～7月19日（土）（野村副会長）  
主 催：広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会  
協 賛：広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会ほか  
(毎年・承諾)  
後援名義使用を承諾することに決定した。
- ウ. 平成26年度健康づくりポスター募集の後援について（資料23）  
主 催：広島県国民健康保険団体連合会  
後 援：広島県、広島県教育委員会、広島県医師会、広島県歯科医師会  
(毎年・承諾)  
後援を承諾することに決定した。
- エ. 第3回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマの協賛名義使用及び支援金について  
日 時：9月21日（日）午後1時～（資料24）  
(野村副会長)  
パレード：ハノーバー庭園～  
主 催：第3回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ実行委員会  
協賛・後援：広島県、広島市、広島県社会福祉協議会外  
支援金：一口1,000円（何口でも可）  
(昨年：名義後援・協賛10,000円)  
協賛名義使用を承諾し、支援金を1万円拠出することに決定した。

### 3. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（野村副会長）  
6月19日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】井上映子常務理事）
- (2) 平成26年度広島県農薬危害防止運動の後援について（資料25）（野村副会長）  
期 間：6月1日～8月31日  
主 催：広島県、広島県植物防疫協会  
後 援：広島県農業協同組合中央会、広島県医師会外  
【毎年承諾済：本年度承諾済み】  
回答の締切の関係で、後援を承諾済みであると報告があった。
- (3) 市民公開講座Neurosurgery Update in Hiroshimaの後援名義使用について（資料26）  
日 時：8月10日（日）午後2時～午後4時30分（野村副会長）  
場 所：広島国際会議場  
(初めて)  
【4月18日医師会へ問い合わせ→承諾済みとのこと→会長へ報告→本会も承諾すること。】  
先月の常務理事会で保留した件で、後日、広島県医師会へ問い合わせをし、「承諾した」と回答をもらい、会長へ相談した結果、本会も後援名義使用

を承諾することになり、主催者へ回答したと報告があった。

- (4) 支部等総会の開催について（野村副会長）  
広島県病院薬剤師会 5月17日（土）於 エゾール広島  
呉支部 5月24日（土）於 ビューポートくれ  
三原支部 5月24日（土）於 三原国際ホテル  
安芸支部 5月25日（日）於 サンピア・アキ  
廿日市支部 5月25日（日）於 ホテルグランヴィア広島  
東広島支部 5月29日（木）於 西条HAKUWAホテル  
広島県学校薬剤師会 5月31日（土）於 広島県薬剤師会館  
広島支部 6月14日（土）於 広島県薬剤師会館
- (5) IPPNW日本支部（JPPNW）報告冊子について（野村副会長）
- (6) 第24回日本医療薬学会年会について（チラシ）（野村副会長）  
日 時：9月27日（土）・28日（日）  
場 所：名古屋国際会議場

### ◆平成26年6月常務理事会議事要旨

日 時：平成26年6月19日（木）午後6時30分～8時56分  
場 所：広島県薬剤師会館  
議事要旨作製責任者：井上映子  
出席者：前田会長、木平・大塚・野村・村上・渡邊各副会長、青野・井上・小林・重森・谷川・豊見・中川・二川・政岡・松村・吉田各常務理事  
欠席者：豊見専務理事、有村常務理事

会長挨拶：2年間ですが、まあ、一緒にやってきていただいて、ありがとうございました。今日が最後の常務理事会ということですので、一言だけ、お礼と感謝の気持ちで挨拶したいと思います。いろいろ課題が多い中でですね、また次の2年も大変なんですが、一番大変なのは支部の運営等含めてですね、うまくいっている支部もあれば、今大変厳しい状況で、薬剤師さんの確保にも難しいという会員もありますし、そういったことに対する事業にもこれから取り組んでいかないといけないと思います。今日また、村上先生からも説明がありますが、在宅支援薬剤師の研修会等もですね、また、県の行政からご依頼がありますので、そういうことを含めて、また担当で進めていきたいと思っております。事業年度の終わりではあるんですが、本当に2年間ありがとうございました。

#### 1. 報告事項

- (1) 5月定例常務理事会議事要旨（別紙1）  
(2) 諸通知  
ア. 来・発簡報告（別紙2）  
イ. 会務報告（〃3）  
ウ. 会員異動報告（〃4）  
(3) 委員会等報告

(前田会長)

ア. 新基金事業に係る四師会事前調整会議

5月22日（木）於 広島医師会館

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、行政の坂上氏、司会には木谷県医師会副会長が担当された。実際は、904億の中の20億が広島県に割り当てられるであろう補助金ということであったが、厚生労働省予算の中身が、去年からスタートしている事業のほぼ半分を持っていかれるということになり、実際には10億の総額予算となる。ある程度、事業を絞って進めることになるが、HMネットの継続を特に四師会でお願いしていこうということを話合っている。今後、どの団体にもかなり厳しい予算の数字が出るのではないかと思われると報告された。

イ. 全体理事会

5月24日（土）

定款の承認を取るという会議であったと報告された。

ウ. 平成26年度第2回新たな財政支援制度検討委員会

5月30日（金）於 県庁・北館

5月22日開催の新基金事業に係る四師会事前調整会議の前の打合せであった。その結果をもとに、第2回の新たな委員会が設けられた。各団体から意見を出したが、実際には、人材不足である医師にかなり重点を置いているものと思われ、県薬としても在宅支援薬剤師研修に関するこに分けて欲しいと話を進めていると報告された。

エ. 公益法人及び一般法人に係る研修会

6月9日（月）於 県庁・本館

いろいろな団体から、公益法人、一般法人に関わる研修会で、まとめを教授されたと報告された。

オ. (公財) 広島県地域保健医療推進機構評議員会

6月16日（月）於 広島県健康福祉センター

地域包括ケア等を実質、業務でされている所であるが、いわゆる健診事業、県民への健康福祉のあり方を実施している部署である。評議員の交代、決算の承認という内容であった。収支相償であるが5千万程度の利益あり、その中の何割かで7千万程度の検診車を購入することになり、減価償却していくと出た利益がほぼ消える。公益目的であれば、利益が出てそれを認めるという説明を受けた。しかしながら、利益が減価償却で消えるということは、利益を出さないものを購入したいという典型的な例である。収益を上げてはならないが、上げるにしても中山間地域で回してるので、なかなか利益は上がらない。今回は健診回数を増やして、収益を上げられたようであるが、今後も同じ方針かは未定であり、県民を圧迫しないように考慮せねばならず、難しい現状であることを説明を受けた。我々の団体にも共通することがあり、また、数字を検討していきたいと報告された。

(木平副会長)

ア. 広島県薬剤師研修協議会（資料1）

5月21日（水）

平成26年度の事業計画について検討した。医薬品

関連施設等の見学では、25年度に血液センターを見学したところ好評であったので、本年度も継続することにした。未就業薬剤師就業支援事業も継続。実習関係や大学の卒後教育研修会の支援も引き続き行うと報告された。

イ. 広島県薬剤師会「地対協WG」

6月16日（月）

県が国から補助金を受け、県薬に降ろすという形式。薬剤師のため、地域の人のための事業を計画。薬局薬剤師を活用した健康情報拠点の推進についてという事業である。地域包括ケアシステムの中、どういうかたちで薬局あるいは薬剤師が活躍できるか。その中で、健康情報拠点と地域住民の健康をいかに守るかということで、モデル事業も検討していくという流れで、だいたいのスケジュールが組んである。国の事業と地対協の委員会、在宅支援薬剤師研修モデル事業というように組み合わさっているが、地対協は今までいろいろな活動をしてきた。最近では、在宅にどういう形で関わっていくかということで事業を進めており、昨年のアンケートでは薬剤師に期待されていることを調査した。職種によって認知度が異なるが、地域包括ケアセンターの薬剤師の認知度はまだ低い。しかしながら、薬剤師に薬のことについての講習会をして欲しいという要望も出ている。そういう流れの中で、この情報拠点の事業と地対協の事業を合わせたような形で、一部を地対協の事業として計画。その事業というのは、求められる薬剤師を育成する研修の開催。地対協では、医師会、歯科医師会、看護協会、地域包括ケアセンターから委員が出てきているので、そこで薬剤師に期待することを研修プログラムに提案していただこうと考えている。進め方としては、座学、スマートグループディスカッション等、案が出てきてはいるが、最終決定では無いと報告された。

同席された村上副会長より、厚生労働省からの内示があり、それを薬務課が受けて県薬への説明があった。この事業に対して509万程度の補助が降りる予定である。大きく分けて、①「広島県在宅支援薬剤師」の養成（薬剤師会に委託）②「健康づくり支援薬局」のモデル事業の実施（薬剤師会に委託）。地対協のほうで、①における研修プログラムを作成することになっている。薬剤師会としては②に関してで、多職種連携の地域薬剤師会の窓口を置くことと、その中に自己血糖測定器を用いた糖尿病に関する健康相談窓口を設置して、地域住民の糖尿病予防を推進するというものであり、検査測定室を設けて欲しい。というこの2つが、モデル事業として上がっている。実質的には8月からだが、それまでに選定や事業内容の検討等を薬剤師会で進めながら、10月あたりにはモデル事業自体を実施していきたいと考えている。また、この事業は単年度で、3月に何らかの実績報告をすることが条件となっているので、薬務課としても未決定ではあるが、早めの対応をお願いしたいという訪問であった。将来的には研修Ⅱも考

えているが、たちまち、26年度は、在宅支援薬剤師研修Ⅰという基礎研修を実施していただきたい。研修のプログラムとしては、概ね2日で、1日6時間程度の研修プログラムを組んでいただけたらということで、予算が許すのであれば東西2ヶ所で実施したいと話している。モデル事業では、会営薬局のいすれかで、健康づくりの支援薬局の窓口として自己血糖測定器を設置し、一歩進んだ相談、基準外値であれば健康指導や受診勧奨等を進めていくことを検討。予算としては、①が約200万、②が約300万で実施していただきたいという打合せであったと報告された。

(大塚副会長)

ア. がん検診へ行こうよ推進会議

4月18日（金）於 県庁・本館

各団体の活動への補助金は50万円以内であることを説明された。また、ピンクリボン運動、ほか関連団体から、ジョイントを検討して欲しいと要望もあると報告された。

イ. ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第1回専門委員会

5月9日（金）

各業者4名～5名が出席され、東広島市安芸津町の会社であり、広島大学と共同で開発した、転倒防止靴下の発表があったと報告された。

ウ. 日本薬剤師会平成26年度一般用医薬品担当者全国会議

5月12日（月）於 東京・航空会館

県薬会誌7月号にも掲載するが、一般用医薬品の販売方法が薬事法の改正とともに変わることで、それぞれの団体から、提出書類が通知されている。新しいものとしては、習慣性のある薬、要指導医薬品については、なるべく販売の記録を取り、少ない設置数にして欲しいという記載があったと報告された。

エ. 平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会

6月18日（水）於 県庁・本館

薬物乱用の各事業所、福祉センター、検察所のほうから事例が出ており、逮捕者の件数は減っているが、指導しなければならない者の件数は増えている。手口が巧妙になってきており、構造式の一部を取り除くであるとか、剤形を全て粉末にし、ハーブに混ぜてスパイスとして販売するというような事例がある。そういうものの摘発は増えていくと想定される。昨年、広島は1件あり、今年は0であった。ほか、山口・岡山で1件ずつであった。それに伴って、学校薬剤師、薬事衛生指導員、あるいは店頭での薬剤師としての指導というものも大きな仕事になってくる。薬局は全ての薬のまとめ役になり、薬剤師としての存在、職能を活かしていくべきであると話したと報告された。

(野村副会長)

ア. 子育て応援団すこやか2014（資料2）

5月24日（土）・25日（日）於 広島グリーンアリーナ

昨年と同じように、サポートゾーンで記念写真撮

影や分包機を使ってもらったり、数件ではあるが、お薬相談も受けている。スペースとしては、本年度は少し広めであった。全体的には、行列ができるブースの配置変えを行い、スムーズに進んだ。参加者は4万人を超えた、盛会裡に終了した。

県薬でゆるキャラを作成するため、薬剤師のイメージのアンケートを取った。この結果を踏まえて委員会をつくり、検討していくと報告された。

イ. 広島キッズシティ2014 オーナー事前説明会

5月31日（土）於 広島市立広島特別支援学校

昨年度は商工会議所であったが、本年度はマリーナホップで開催される。内容については追って、委員会で詰めていく予定であると報告された。

ウ. 第25回ジュノー記念祭

6月15日（日）於 広島平和公園ジュノー記念碑前原爆が墜とされた際、15トンの医薬品を手配した勇気ある決断と、人道的行為に感謝するという記念祭であった。毎年、ボーイスカウトやガールスカウト、少年合唱隊の演奏があり、今年初めてでは、府中緑ヶ丘中学校の生徒の演奏があった。

エ. 第31回広島県薬事衛生大会打合会

6月17日（火）

毎年、講師決定に苦慮するため、早期に検討したところ、本年度は広島国際大学の神田先生にお願いし、了解を得ることができたと報告された。

(野村副会長・青野常務理事)

ア. 日本薬剤師会全国災害対策担当者会議（第2回）（資料3）

6月8日（日）於 東京・日薬

安定ヨウ素剤の事前配布について、放射性施設の概ね5キロ圏内は、事前配布しておく。それ以上には救護車等に配布する。その説明は原則、医師が説明するが、緊急時には薬剤師も手助けができる。また、インフルエンザ等対策業務継続計画については、日薬が既に発信しているが、県薬版の作成を促す。災害対策BCPについては、いろいろな災害パターンがあるので、業務継続計画の県薬版を作成して欲しいという内容であった。詳しくは、県薬会誌に掲載する予定であると報告された。

(村上副会長)

ア. 国保連合会来会

5月29日（木）

23年9月から25年7月間において、国保の共電システムに不具合があった。1月のうちに2回以上の受診があり、その月間に保険が変わっている人を見過ごしていた。ある意味では、医療機関も薬局も毎回保険証を確認するわけでも無いこともある。国保連合会からは、このシステム不具合についての説明とこれを是正したいという話であり、基本的には返戻だが、可能であれば、電算ミスであることから、それぞれの保険者で調整を行いたい。そのために、薬局の理解をいただき、尚かつ、薬剤師会が保険薬局の代理をしてくれないかという来局であったと報告された。

イ. 認定実務実習指導薬剤師養成講習会

6月1日（日）於 中国中央病院

- 参加者：講座アオ15名・イウ15名  
午前、午後とも15名の出席で開催された。病薬では、まだ実務が3年に満たない受講生もあったが、無事に終了したと報告された。
- ウ. 日薬代議員中国ブロック会議  
6月7日（土）・8日（日）於 岡山  
6月の28日、29日における代議員会への質問事項のとりまとめと、この度、代議員が変わっているため、中国ブロックの議事運営、世話人代表の改選が行われた。双方とも、前田会長が選ばれたと報告された。
- エ. 平成26年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会（資料4）  
6月9日（月）  
前年度と同等の日程になっている。今回は厚生局の課長、健康福祉局から参事が新任であった。26年度は新規指定57件、個別指導は60件の予定にされている。6月26日から新規1件で指導が始まる。その中に、情報提供における指導が5件、理由無く欠席されたところが1件という事例があると報告された。
- オ. 薬剤師が身につけておきたいフィジカルアセスメントの理念及び試行的研修会  
6月12日（木）於 広島県薬剤師会館 参加者27名（県薬担当理事11名を含む）  
支部担当者の出席を依頼し、ビデオ研修を中心に行なった。そのDVDを各支部に配布し、支部での伝達研修会実施をお願いする研修会であったと報告された。
- カ. 第788回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会（資料5）  
6月13日（金）於 支払基金広島支部  
5月に朝日新聞において、基金、監事における個別指導等が十分できていないのではないか。特に、広島も実施率は悪かったが、薬局においては、よく協力をしていただいているという説明もあったと報告された。
- （渡邊副会長）
- ア. 第68回中国地方社会保険医療協議会広島部会  
5月27日（火）於 中国四国厚生局  
広島県国民健康保険団体連合会常務理事、広島市地域女性団体連絡協議会委員、中国電力健康保険組合常務理事、広島県医師会副会長、広島県歯科医師会副会長、弁護士、広島大学大学院法務研究科教授、薬剤師会が出席し、事務局は竹本指導監査課長、松田指導監査課長補佐、田中医療指導監視監査官であった。新規保険医療機関の申請、更新医療機関等の申請についての会議である。新規は20件で、医科が10件、歯科が7件、薬局3件であった。更新は31件で、医科が10件、歯科が5件、薬局16件であり、特に問題のある医療機関は無かったと報告された。
- イ. 第15回中国地方社会保険医療協議会総会  
6月16日（月）於 広島合同庁舎2号館  
年間3回程度の開催。鳥取県、島根県、山口県、岡山県、広島県の全体の会議で、保険医療機関の

取り消しについての協議である。人員が少ないため、3年程度かかってしまったことについて、お詫びがあった。鳥取県の歯科診療所では、付け益し請求をしており、個別指導に入った時点であまりにもひどい状態であったため、途中で中止された後、過去5年間の資料を全て調査された。結果、155万の付け益し、保険医療施設の取り消しとされた。広島県では、廿日市市にある歯科において5年間、勤務の実績が無いにもかかわらず、歯科助手による歯科衛生指導料を算定。また、実費徴収していたものを保険請求もしていたことがあった。200万の付け益し。現在この医療機関は、廃止届を先に提出し、所在が不明である。刑事告発にするのかどうかは検討中であると説明を受けたと報告された。今後、薬局でも不正請求というものに対して、十分に注意をしていくべきであると考え、支部でも周知徹底して欲しいと報告された。

（青野常務理事）

- ア. 平成26年度地域在宅緩和ケア推進協議会第1回会議（資料6）  
5月30日（金）於 県立広島病院  
平成26年度地域在宅緩和ケア推進モデル事業については、モデル地区にコーディネーターを配置し、その在り方や資源マップの作成等、全県で提供体制の充実強化を図っていると報告があった。地域包括ケアの取組状況については、地域包括ケアのロードマップ策定支援事業は各市町において、具体的にロードマップを策定、市町ごとに個別の支援を行うよう進めていると報告があり、在宅緩和ケアコーディネーターの配置と活動については、モデル地区での活動を検証し、全県でコーディネーター配置の在り方等、制度設計を検討していく。資源マップの共通モデルについては共通項目について検討、マップの媒体を冊子かインターネットにするか、データの更新や手続き方法、公開範囲を県民全体か、医療従事者にするか等、委員からの意見を求める。地域連携パスについては、地域連携や手帳の在り方について、引き続き検討。また、本会議での情報提供として、本会が作成した在宅患者さんの療養のための高カロリー輸液製剤、抗がん剤の混合、医療用麻薬注射剤の無菌製剤、モルヒネ注のシリンジへの充填、バルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器への充填を実施する等の無菌調剤（注射薬）が調剤可能な薬局リストを広島がんネットのホームページに掲載されることになったため、ここで紹介されたと報告があった。
- イ. 広報委員会  
6月6日（金）  
7月号の県薬会誌についての2回目の委員会を開催。原稿等をチェックしたと報告された。
- （谷川常務理事）
- ア. 平成26年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者会議（資料7）  
6月1日（日）於 東京・日薬

コアカリキュラムの改訂が中心であり、昭和大学薬学部薬学教育学教授の木内祐二氏が約1時間、薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂と学習成果基盤型教育というテーマで講演された。当日はビデオ撮影もされていたので、おそらくDVDを各県に配布し、指導薬剤師のフォローアップ研修等に使用するよう指示があるのではないか。その際には、支部担当者を集めて検討していかなければならない。また、実際に薬局実務実習で求められる望ましい実習の在り方ということで、永田泰造日薬常務理事、大原 整日薬学教育委員会委員長のほうから、今年日薬が調査したアンケートの報告があった。広島県と全国を比較しながら、支部担当者と進めていくと考えている。この中でよく言われていたのが、実習を受けるに当たっての基準すら守っていない。例えばOTCを全く置いていないという薬局が全国で12軒ある。日薬は300軒にアンケートを出しており、95軒の回答があった中、それに該当する回答が広島県でも3軒あった。受入薬局として登録している薬局は、施設基準として当然やっているだろうと考えていたが、この実態を踏まえ、受け入れ施設の整備をしていかなければならない。認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領が出ており、更新についても示されている。支部担当者に送付していると報告があった。

#### イ. 認定実務実習指導薬剤師養成講習会

6月8日（日）

参加者：講座アオ55名・イウ55名

午前と午後で入れ替わりがあったが、結果的に同人数の参加となった。内容については従来どおり。また、ビデオが古いため、日薬で作り直す方向で検討しているという話も出ていると報告された。

#### ウ. 検査センターの運営について

事務担当者から連絡があり、職員の給与が支払えないという内容であった。年度当初に、200万円を本会計から支出したが、事業始めで検査センターへの入金が無いため、残りの支出金250万の処理をするよう指示。薬剤師会としては、公益事業として検査センターがあがっているので、今後の対処を考えないといけないと報告された。

#### （豊見常務理事）

##### ア. e-お薬手帳に関する打合会

5月30日（金）

エスピーネットというe-お薬手帳の開発元が来局され、今後このアプリでどのような展開を考えているか説明があり、もし、広島県でe-お薬手帳の説明会等の需要がある場合や、広報等も手伝いができるという話があったと報告された。

e-お薬手帳については、4月の調剤報酬改定の時にレセコンベンダーには、厚生労働省から、お薬手帳に対応するよう通知が出ているので、対応できるようになっているが、いかにHMネットと絡めて推進していくかが課題になるだろうと説明された。

#### （中川常務理事）

##### ア. 広島県環境審議会第25回温泉部会（資料8）

6月16日（月）於 県庁北館

5月16日付けで広島県知事から、温泉掘削及び動力装置許可に係わる質問があったため会議が開かれ、第1号議案、第2号議案とも許可ということで終了した。また、温泉法が長い間変わっていたため、第18条第1項に変更があった。温泉資源の保護に関するガイドラインの説明もあったので、その内容について、県薬会誌7月号への掲載を予定していると報告された。

#### （二川常務理事）

##### ア. 平成26年度第1回ひろしま食育・健康づくり実行委員会

6月12日（木）於 県庁本館

平成25年度の事業報告並びに、平成25年度収支決算報告があった。この内容について、簡単にまとめたものを県薬会誌7月号に掲載する。大きなものとしては、10月27日・28日に広島城及び中央公園で行われた、広島フードフェスティバルである。2日間では、81万人の参加者があった。また、食育のチャレンジカードによる普及啓発というものも行っている。食育に関する、ひろしま県お弁当3.3コンクール小学校の部・中学校の部と分かれて募集している。県域地対協では、食育の活性化支援事業を行っている。本事業について本会では、補助金を15万円負担している。広島県は100万円、国民健康保健団体連合会は70万円、県医師会は30万の補助金負担。26年度のフードフェスティバルは、10月25日・26日に同場所で行われる予定であると報告された。

#### （松村常務理事）

##### ア. ピンクリボンdeカープ

5月25日（日）於 MAZDA Zoom-Zoomスタジアム広島

13時集合で解散は19時であった。今年から乳がん学会が開催されるということで、広島大学の乳腺外科とカープがコラボして、バッヂを作成した。その反響が大きく、大勢の方に立ち寄っていただけた。このように、他団体の協力というものが活性化に繋がると感じた。ボランティアは、約270名程度の参加があった。カープ球団からのチケットよりも、ピンクリボンの活動への協力者が多く、自腹でチケットを買いに走ったという状況もみられた。今後も、乳がん健診を進めていくことを柱に置いて、継続していくことを確認した。この内容について、県薬会誌7月号にも掲載すると報告された。

#### （石原事務局長）

##### ア. 第64回“社会を明るくする運動”広島県推進委員会（資料9）

5月19日（月）於 広島グリーンアリーナ

134名の出席者があった。

##### イ. 放射線被曝者医療国際協力推進協議会IAEA協働センター指定式典セミナー（資料10）

5月26日（月）於 リーガロイヤルホテル広島

IAEAより、協働センターに指定されたことを記念して開催された。出席者は約100名であり、大半が医師であった。講演3本は、アカデミックな内容であったと報告された。

ウ. 第26回(公社)青少年育成広島県民会議通常総会(資料11)

6月18日(水)於 広島YMCA国際文化ホール  
会員367名のうち、79名の出席があり、委任状は244通で総会は成立した。議長選出等々あったが、全会一致で承認されたと報告された。

5月の常務理事会で確認事項となっていた、管理者の兼務願いについては、許可権者は保健所設置市の市長(広島市・呉市・福山市)、保健所が無い所は県薬務課に届出る。認められているのは、学校薬剤師業務、会営の休日夜間対応薬局業務、市町が開設する終日診療所業務である。広島市は法律通りで許可証発行。県、呉市、福山市については、兼務の適用願いを提出させ、これを受理した場合、許可したものとみなし、許可証の発行は無い。今後、広島市が薬事法の改正により、年末年始の救急病院の業務を拡大しようと検討中であるが、24時間体制薬局への拡大については、検討していないものと確認したと報告された。

## 2. その他の委員会等報告事項(野村副会長)

(1) 安田女子大学薬学部早期体験学習

6月17日(火)於 安田女子大学

各薬局で2時間程度の早期体験学習を行っていると報告された。

(2) 支部等総会報告

ア. 広島県病院薬剤師会総会 5月17日(土)於 エソール広島

イ. 呉市薬剤師会総会 5月24日(土)於 ビューポートくれ

ウ. 三原薬剤師会総会 5月24日(土)於 三原国際ホテル

エ. 安芸薬剤師会総会 5月25日(日)於 サンピア・アキ

オ. 廿日市市薬剤師会総会 5月25日(日)於 ホルグランヴィア広島

カ. 東広島薬剤師会総会 5月29日(木)於 西条HAKUWAホテル

キ. 広島県学校薬剤師会代議員会・総会 5月31日(土)於 広島県薬剤師会館

ク. 安佐薬剤師会総会 5月31日(土)於安佐南区総合福祉センター

ケ. 広島市薬剤師会総会 6月14日(土)於 広島県薬剤師会館

呉市薬剤師会、東広島薬剤師会、安佐薬剤師会の総会以外には出席されたと報告された。

## 3. 審議事項

(1) 第42回広島県薬剤師会通常総会の運営について(資料12)(野村副会長)

6月22日(日)午後1時~於 広島県薬剤師会館

・次 第(案)

・配席表(案)

・進行表(案)

・質問事項一覧表

代議員総会ではあるが、表彰式を行う。資料の座席表については、表彰者が下座ではいけないので、オブザーバー席と入れ替える。代議員は座席指定。議事録署名人の確認、分担確認、定款の変更には代議員の2/3の承認が必要ということ等の確認を行った。また、提出されている質問事項の回答についての確認を行い、最終的には、会長より弁護士と相談の上、回答すると決定された。

(2) 国保共電システムの不具合に伴う資格過誤処理の対応について(資料13)(村上副会長)

国民健康保険団体連合会としては、薬剤師会からの委任が欲しい。原則で言えば、各会員に県薬に委任してくださいという、アンケート方式を取るのが原理原則だとは思う。連合会からの提案としては、「保険者間調整による対応」というものがあり、社保・国保、お互いが処理し、費用弁償をする。「包括的合意に基づく調整」については、国保保険者間での異動があった場合等について、包括的合意があれば、調整を行うというものである。この二つにおいて、薬剤師会が委任し、合意薬局のリストを出して欲しいというものであった。県医師会は、個々の医療機関にお詫び状を出していただいた上、委任状を提出する。県歯科医師会は、個別に委任状を取るべきということである。包括的に委任を取ったとしても、何らの可否は無いと思うが、懸念されるのは、例えば広島市に2件請求した、知らない間に1件が福山市にいっている、もし、福山市から何らかの請求があった場合に、手元には広島市に出したレセプトしか残っていないこと。だが、おそらく福山市のほうが、返戻の可能性があるものについては、支払わないだろうという保険者間のやりとりがあるので、まず返戻は無いであろう。こういった説明の元に、一括して委任状を提出するほうが、わかりやすいのではないか。中には委任を希望しない薬局があるかもしれない。保険薬局部会会員にFAX一斉同報にてお知らせした上で、連合会に委任状を提出することを決定された。

保険薬局部会会員以外には、連合会が直接お知らせすることを聞いていると報告された。

(3) DVD「一般用医薬品相談対応ポイント」の配付について(資料14)(村上副会長)

@150円程度×990薬局(保険薬局部会数-受け入れ薬局数)=148,500円

基本的には受け入れ薬局には1部配布。広島県の場合、OTC医薬品を置いていない薬局もあること等から、受け入れ薬局では無い保険薬局部会会員に各1部購入し、配布することが決定された。

(4) 第31回広島県薬事衛生大会の拠出金について(資料15)(野村副会長)

日 程: 11月27日(木) 予定

場 所: エソール広島

昨年度：負担金30万円  
 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への10万円を県薬で負担し、広告料を下げる件数を増やすことを検討することが決定された。  
 今後、本大会の運用について、内容を再検討していくことが提案された。

(5) 日本OTC医薬品協会作成小冊子「2014年版セルフメディケーションハンドブック」について（資料16・冊子）（野村副会長）  
 昨年度：有料分1,600冊+無料分100冊注文（薬局1冊配布）  
 一昨年度：有料分3,100冊+無料分100冊注文（会員1冊配布）  
 有料分：1冊30円（昨年25円）  
 昨年度と同様に注文することが決定された。

(6) 第40回広島県国保診療施設地域医療学会への出席について（資料17）  
 日 時：8月30日（土）午前8時50分～  
 場 所：広島市文化交流会館  
 （昨年度：大塚副会長出席）  
 大塚副会長が出席されることが決定された。

(7) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）  
 ア. 平成26年度がん征圧月間の後援について（資料18）（野村副会長）  
 期 間：9月1日（月）～30日（火）  
 主 催：（公財）日本対がん協会、（公財）広島県地域保健医療推進機構外  
 後 援：厚生労働省、文部科学省、日本癌学会、日本癌治療学会外  
 （毎年：承諾済）  
 本年度も承諾することが決定された。

イ. 第53回（平成26年度）広島県身体障害者福祉大会の助成（広告）について（資料19）  
 日 時：9月4日（木）午前10時～（野村副会長）  
 場 所：江田島市農村環境改善センター（江田島市能美町）  
 主 催：一般社団法人広島県身体障害者団体連合会外  
 （平成25年度助成額：10,000円（広告1/5））  
 昨年度と同様に助成することが決定された。

ウ. 平成26年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会に係る後援名義の使用について  
 日 時：10月10日（金）午後6時～（資料20）（野村副会長）  
 場 所：ホテルグランヴィア広島  
 主 催：広島県認知症疾患医療センター、広島県認知症連携拠点医療機関  
 （初めて）  
 承諾することが決定された。

エ. 第19回広島県理学療法士学会開催にかかる後援名義使用について（資料21）  
 期 間：12月6日（土）・7日（日）（野村副会長）  
 場 所：安芸高田市民文化センター  
 主 催：（公社）広島県理学療法士会  
 （毎年承諾済）  
 承諾することが決定された。

#### 4. その他

- (1) 次回常務理事会の開催について（野村副会長）  
 7月17日（木）午後6時～（議事要旨作製責任者【予定】常務理事）  
 新理事の氏名順に決定された。
- (2) 平成26・27年度代議員選挙結果について（資料22）（野村副会長）  
 定数で決定したことを報告された。
- (3) 広島県治験等活性化検討会委員の推薦について（野村副会長）  
 推薦者：開 浩一氏（広島支部）（継続）  
 引き続き、開 浩一氏を推薦することが決定された。
- (4) 夏期休業について（野村副会長）  
 8月 日（）～8月 日（）  
 （昨年度：8月13日（月）・14日（火）・15日（水））  
 今年度の事務局夏季休業は、8月13日（水）～15日（金）に決定された。
- (5) 支部等総会の開催について（野村副会長）  
 福山支部総会 6月26日（木）於 まなびの館ローズコム  
 尾道支部総会 7月5日（土）於 尾道国際ホテル  
 前田会長が出席することが報告された。
- (6) PHARMACY NEWSBREAKについて（資料）（前田会長）  
 ・6月9日  
 ・6月16日  
 参考までに資料を配布したと報告された。
- (7) 第47回日本薬剤師会学術大会（山形大会）について（チラシ）（野村副会長）  
 期 日：10月12日（日）・13日（月・祝）  
 宿泊日：10月11日（土）・12日（日）  
 場 所：山形市民会館、山形ビッグウイング、山形テルサ外  
 上記の日程について紹介があった。
- (8) 第30回尾道市御調地区保健福祉推進大会について（資料23）（野村副会長）  
 日 時：7月5日（土）  
 場 所：尾道市公立みつき総合病院  
 上記の日程について紹介があった。
- (9) 第60回中国地区公衆衛生学会の開催について（資料24）（野村副会長）  
 日 時：8月19日（火）・20日（水）  
 場 所：ピュアリティまきび（岡山）外  
 上記の日程について紹介があった。
- (10) 日本くすりと糖尿病学会および学術集会について（資料25）（野村副会長）  
 期 間：11月2日（日）・3日（月）  
 場 所：アクロス福岡  
 上記の日程について紹介があった。
- (11) 県立美術館「トーベ・ヤンソン生誕100年記念ミュニン展」「H P AM（エイチパム）コレクション展」チラシについて  
 上記について紹介があった。
- (12) その他行事予定（野村副会長）  
 ア. 第19回日本緩和医療学会学術大会

6月19日（木）・20日（金）・21日（土）於 神戸ポートピアホテル  
 イ. 公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第33回大会  
 6月21日（土）於 広島県民文化センター  
 ウ. 日本薬学会中国四国支部第1回役員会  
 6月21日（土）於 岡山大学薬学部  
 エ. 第131回支部例会・懇親会  
 6月21日（土）於 岡山大学薬学部  
 オ. 第43回広島県薬剤師会定時総会  
 6月22日（日）  
 カ. 広島県禁煙支援ネットワーク（記者会見）  
 6月23日（月）於 広島市役所  
 キ. ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会  
 6月23日（月）於 広島県健康福祉センター  
 ク. 広報委員会  
 6月23日（月）  
 ケ. 第40回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議  
 6月24日（火）於 就実大学  
 コ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 6月26日（木）於 広島合同庁舎  
 サ. 第69回中国地方社会保険医療協議会広島部会  
 6月26日（木）於 中国四国厚生局  
 シ. 広島原爆障害対策協議会定時評議員会  
 6月26日（木）  
 ス. 福山支部総会  
 6月26日（木）於 まなびの館ローズコム  
 セ. 薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演  
 6月27日（金）於 三原薬剤師会館  
 ソ. 日本薬剤師会第83回定時総会  
 6月28日（土）・29日（日）於 ホテルイースト21 東京  
 タ. 「広島キッズシティ 2014」打合会  
 6月30日（月）  
 チ. 「薬草に親しむ会」打合会  
 7月2日（水）  
 ツ. 広島県薬務課今年度事業説明会  
 7月4日（金）  
 テ. 第30回尾道市御調地区保健福祉推進大会  
 7月5日（土）於 尾道市公立みづき総合病院  
 ト. 尾道支部総会  
 7月5日（土）於 尾道国際ホテル  
 ナ. 新薬剤師研修会  
 7月6日（日）於 広島県薬剤師会館  
 ニ. 平成26年度第1回広島県保険者協議会  
 7月7日（月）於 国保会館  
 ヌ. 日薬賞等選考委員会  
 7月8日（火）於 未定  
 ネ. 日本薬剤師会平成26年度第2回都道府県会長協議会  
 7月9日（水）於 東京・日薬  
 ノ. 広島県日中親善協会総会  
 7月9日（水）於 メルパルクHIROSIMA

ハ. 第789回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
 7月11日（金）於 支払基金広島支部  
 ヒ. 日本薬剤師会平成26年度病院診療所薬剤師研修会  
 7月12日（土）・13日（日）於 広島国際会議場  
 フ. 日本ジェネリック医薬品学会第8回学術大会  
 7月12日（土）・13日（日）於 ウインクあいち  
 ヘ. 常務理事会  
 7月17日（木）  
 ホ. 平成26年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会  
 7月18日（金）於 ANAクラウンプラザホテル広島  
 マ. 平成26年度広島県四師会役員連絡協議会  
 7月18日（金）於 ANAクラウンプラザホテル広島  
 ミ. 認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ  
 「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国in岡山」  
 7月20日（日）・21日（月）於 就実大学  
 ム. 平成26年度広島県合同輸血療法委員会  
 7月26日（土）於 国保会館  
 メ. 平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会  
 7月27日（日）於 広仁会館  
 モ. 第4回学校環境衛生研究協議会  
 7月27日（日）於 メルパルク京都  
 ヤ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
 7月30日（水）於 広島合同庁舎  
 ユ. 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
 7月31日（木）於 広島合同庁舎  
 ヨ. 広島キッズシティ  
 8月2日（土）・8月3日（日）於 西区・観音マリーナホップ  
 ラ. 平成26年度第1回広島県地域保健対策協議会定例理事会  
 8月7日（木）於 メルパルク広島  
 リ. 第790回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会  
 8月8日（金）於 支払基金広島支部  
 ル. 平成26年度登録販売者試験  
 8月20日（水）於 広島県立総合体育館  
 レ. 常務理事会  
 8月21日（木）  
 ロ. 第16回日本褥瘡学会学術集会  
 8月29日（金）・30日（土）於 名古屋国際会議場  
 ハ. 第40回広島県国保診療施設地域医療学会  
 8月30日（土）於 広島市文化交流会館

日付		行事内容
6月21日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬学会中国四国支部第1回役員会 (岡山大学薬学部)</li> <li>・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第33回大会 (広島県民文化センター)</li> </ul>
22日	日	第43回広島県薬剤師会定時総会
23日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県禁煙支援ネットワーク (記者会見) (広島市役所)</li> <li>・広報委員会</li> </ul>
24日	火	第40回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議 (就実大学)
25日	水	広島佐伯薬剤師会総会 (～食う～)
26日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)</li> <li>・広島原爆障害対策協議会定時評議員会 (広島原爆障害対策協議会)</li> <li>・第69回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)</li> <li>・福山支部総会 (まなびの館ローズコム)</li> </ul>
27日	金	薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演 (三原薬剤師会館)
28日・29日		日本薬剤師会第83回定時総会 (ホテルイースト21東京)
30日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県健康福祉局医療政策課長来会</li> <li>・「広島キッズシティ2014」打合会</li> <li>・平成26年度第1回広島県治験等活性化検討会 (県庁・本館)</li> </ul>
7月2日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を明るくする運動広島県推進員会 街頭広報活動 (エールエール広場)</li> <li>・「薬草に親しむ会」打合会</li> </ul>
3日	木	全体理事会
4日	金	広島県薬務課今年度事業説明会
5日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第30回尾道市御調地区保健福祉推進大会 (尾道市公立みつぎ総合病院)</li> <li>・尾道支部総会 (尾道国際ホテル)</li> </ul>
6日	日	新薬剤師研修会
7日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度第1回広島県保険者協議会 (国保会館)</li> <li>・新たな財源支援制度検討委員会の事前打ち合わせ (県庁・北館)</li> </ul>
8日	火	日薬賞等選考委員会 (東京)

日付	行事内容
9日 水	日本薬剤師会平成26年度第2回都道府県会長協議会 (東京・日薬)
11日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第789回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)</li> <li>・「マスクット・キャラクター」検討会 (仮称)</li> <li>・平成26年度第3回新たな財政支援制度検討委員会 (県庁・北館)</li> </ul>
12日・13日	日本薬剤師会平成26年度病院診療所薬剤師研修会 (広島国際会議場)
13日 日	2014広島国際大学健康フェア (紙屋町シャレオ中央広場)
14日 月	広報委員会
15日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転等に係る歯科医師会との打合せ (広島県歯科医師会館)</li> <li>・EMシステムズ来会</li> <li>・地対協WG</li> </ul>
16日 水	第1回安佐薬剤師会理事会 (一味)
17日 木	常務理事会
18日 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度広島県薬物乱用対策推進本部会議 (KKRホテル広島)</li> <li>・平成26年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会 (ANAクラウンプラザホテル広島)</li> <li>・平成26年度広島県四師会役員連絡協議会 (ANAクラウンプラザホテル広島)</li> </ul>
20日・21日	認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ「第42回薬剤師のためのワークショップ中国・四国in岡山」 (就実大学)
22日 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国新聞広告社来会</li> <li>・薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業検討会</li> </ul>
25日 金	「薬草に親しむ会」下見 (山県郡安芸太田町役場周辺)
26日 土	平成26年度広島県合同輸血療法委員会 (国保会館)
27日 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県青年薬剤師会第28回通常総会・平成26年度ヒロシマ薬剤師研修会 (広仁会館)</li> <li>・第4回学校環境衛生研究協議会 (メルパルク京都)</li> <li>・平成26年度中国・四国地区リウマチの治療とケア研修会 (パルメイト出雲)</li> </ul>
28日 月	平成26年度北方領土返還要求運動広島県民会議総会 (メルパルク広島)

日付		行事内容
29日	火	・第70回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) ・厚生労働省来会「ジェネリック医薬品安心使用促進セミナー」協力依頼
30日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・「子育て応援団すこやか2014」第2回サポートゾーン調整会議(広島テレビ) ・認定基準薬局制度運営協議会
31日	木	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)
8月1日	金	・広島キッズシティ(搬入) (西区・広島マリーナホップ) ・広報委員会
2日	土	平成26年度赤十字血液シンポジウム (広島大学・広仁会館)
2日・3日		広島キッズシティ (西区・広島マリーナホップ)
4日	月	・第16回中国地方社会保険医療協議会総会 (広島法務総合庁舎) ・「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度(新基金)」にかかる都道府県個別ヒアリング (厚生労働省(中央合同庁舎5号館))

日付		行事内容
6日	水	・広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式 (平和記念公園) ・広島県薬剤師会「地対協WG」 ・薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点事業打合会
7日	木	・広島県学校薬剤師会常務理事会 ・平成26年度第1回広島県地域保健対策協議会 定例理事会(メルパルク広島)
8日	金	第790回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部)
10日	日	・広島県女性薬剤師会総会 ・市民公開講座Neurosurgery Update in Hiroshima (広島国際会議場)
17日	日	集団指導(広島市東区民文化センター)
20日	水	・平成26年度登録販売者試験 (広島県立総合体育館) ・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) ・「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」役員会 (広島医師会館) ・ひろしま医療関連産業クラスター推進会議第2回専門委員会(県庁・北館) ・広報委員会

### 薬剤師国家試験問題(平成26年3月1日・2日実施)

問342 医薬品による事故を防ぐための記述のうち、適切なのはどれか。2つ選べ。

- 1 散剤秤量時には、散剤調剤鑑査システムを活用する。
- 2 装置びんへの散薬の補充は、2人の薬剤師でダブルチェックを行う。
- 3 薬剤交付時、本人確認は患者の名字で行う。
- 4 注射剤の調製後は、針刺し事故防止のためリキャップする。

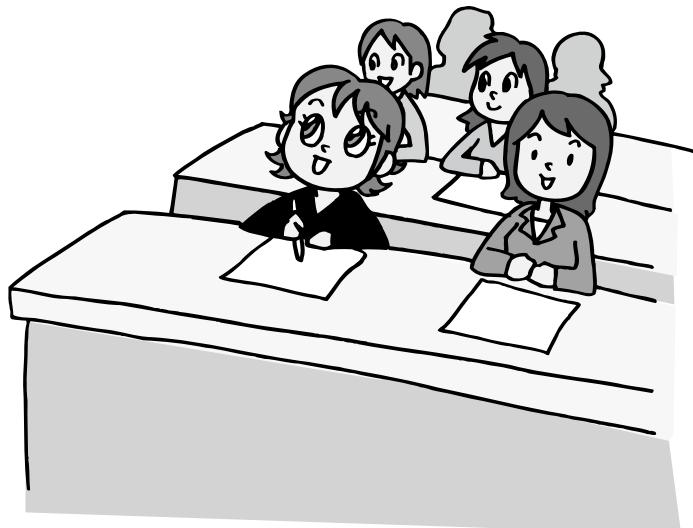
正答は保険薬局ニュース10ページ

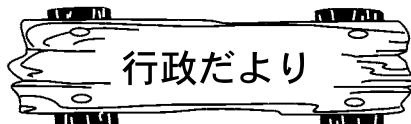
## 行事予定（平成26年9月～10月）

- 9月3日(水) 広島県一斉防災訓練
- 9月4日(木) 第53回(平成26年度)広島県身体障害者福祉大会(江田島市農村環境改善センター)  
 // 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 9月5日(金) 広報委員会
- 9月7日(日) 平成26年度抗H1V薬服薬指導研修会  
 // 平成26年度学校薬剤師研修会(コラボしが21)
- 9月8日(月) 平成26年度第1回広島県がん対策推進協議会(県庁北館2階)
- 9月9日(火) 介護労働安定センター平成26年度介護労働講習・短期専門講習  
 「すぐに役立つ！介護職のための薬の知識」(県立総合体育館)
- 9月10日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 9月11日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 9月12日(金) 第791回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 9月14日(日) リレー・フォー・ライフ・ジャパン2014 in 広島(尾道)(しまなみ交流館)  
 // } 第43回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ  
 9月15日(月) } (薬学教育者ワークショップ)中国・四国 in 福山(福山大学)  
 // リレー・フォー・ライフ・ジャパン2014 in 広島(尾道)(しまなみ交流館)
- 9月17日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 9月18日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)  
 // 常務理事会
- 9月20日(土) 平成26年度在宅緩和ケア講演会(広島国際会議場)  
 // } 健康サポートフェア2014(広島グリーンアリーナ)  
 9月21日(日) } 第3回リカバリーパレード「回復の祭典」inヒロシマ(ハノーバ庭園集合)
- 9月23日(火) 薬草に親しむ会(山県郡加計町ふれあいセンター周辺)
- 9月24日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 9月25日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 9月27日(土) } 第24回日本医療薬学会年会(名古屋国際会議場)  
 9月28日(日) }
- 10月2日(木) 平成26年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(岡山コンベンションセンター)
- 10月3日(金) 平成26年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(ピュアリティまきび)

## 行事予定（平成26年10月～11月）

- 10月5日(日) 平成26年度広島県禁煙支援ネットワーク第12回研修会(福山市医師会館)
- 10月9日(木) }  
10月10日(金) }  
10月11日(土) } 第25回アジア薬剤師会連合学術大会(FAPA学術大会) (マレーシア コナキナバル)  
10月12日(日) }
- 10月10日(金) 平成26年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会(ホテルグランヴィア広島)
- 10月11日(土) 日本薬剤師会平成26年度第3回都道府県会長協議会(山形市)
- 10月12日(日) } 第47回日本薬剤師会学術大会(山形市)  
10月13日(月) }
- 10月16日(木) 常務理事会
- 10月17日(金) 第792回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会(支払基金広島支部)
- 10月19日(日) 広島県緩和ケア支援センター平成26年度緩和ケアフォローアップ研修(県立広島病院)  
// 神戸薬科大学同窓会広島支部公開講座(広島国際会議場)
- 10月26日(日) 平成26年度広島県介護支援専門員実務研修受講試験(広島大学(東広島市鏡山))
- 10月28日(火) } 広島県緩和支援センター平成26年度緩和ケア薬剤師研修(広島県緩和ケア支援センター)  
10月29日(水) }
- 11月2日(日) } 日本くすりと糖尿病学会および学術集会(アクロス福岡)  
11月3日(月) }





平成26年7月4日

一般社団法人広島県医師会会長様  
 社団法人広島県病院協会会長様  
 一般社団法人広島県医療法人協会会長様  
 公益社団法人広島県看護協会会長様  
 公益社団法人広島県薬剤師会会長様  
 広島県病院薬剤師会会長様  
 一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様  
 広島県医薬品卸協同組合理事長様  
 広島県製薬協会会長様  
 一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様  
 広島県富山配置薬業協議会会長様  
 広島県医療機器販売業協会会長様

広島県健康福祉局長  
 〒730-8511 広島市中区基町10-52  
 薬務課

## 「医薬品・医療機器等の回収について」の一部改正について（通知）

このことについて、平成26年7月1日付け薬食発0701第2号で、厚生労働省医薬食品局長から別紙（写）のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
 電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
 （担当者 児玉）

別紙

薬食発0701第2号  
 平成26年7月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
 （公印省略）

## 「医薬品・医療機器等の回収について」の一部改正について

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下「医薬品・医療機器等」という。）の回収については、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第77条の4の3及び「医薬品・医療機器等の回収について」（平成12年3月8日付け医薬発第237号厚生省医薬安全局長通知。以下「回収通知」という。）に基づき、医薬品・医療機器等の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第80条第1項に規定する輸出用医薬品・医療機器等の製造業者（以下

「製造販売業者等」という。)による回収の実施及び回収情報の国民への提供が適切に行われるよう御配慮いただいているところです。

また、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（MRA協定）」に基づき、「医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別付属書」に規定される医薬品については、日本国内で回収が発生した場合は、緊急回収通報を欧州15カ国に向けて発信するよう、回収通知においてお示ししているところです。

我が国は、平成26年7月1日より医薬品査察協定・医薬品査察共同スキーム（PIC/S）に加盟することとなり、これにより、我が国から緊急回収通報を発信する対象国及び対象品目が拡大します。

このため、回収通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管下の製造販売業者等に対して周知くださいますようお願ひいたします。

## 記

- 回収通知の別添2「医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法に関する要領」を別添1のとおり改める。
- 回収通知の別紙2を別添2のとおり改め、別紙3とする。
- 回収通知の別紙2として、別添3を加える。
- 回収通知の別紙4として、別添4を加える。

### 【別添1】

新	旧
<p>1 情報提供に係る基本的考え方 (略) (1) クラス分類について (略) クラスII：クラスIIとは、その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある<u>状況</u>又は<u>その製品の使用等による重篤な健康被害</u>のおそれにはまず考えられない状況をいう。 (略)</p>	<p>1 情報提供に係る基本的考え方 (略) (1) クラス分類について (略) クラスII：クラスIIとは、その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある<u>か</u>又は<u>重篤な健康被害</u>のおそれはまず考えられない状況をいう。 (略)</p>
<p>2 インターネットを活用した情報提供 (略) (1) 製造販売業者等によるインターネット掲載用資料の作成及び提出について (略) ア. 提出すべき資料 資料には以下の事項を記載することとし、簡潔かつわかりやすい内容となるよう十分な配慮を求めること。なお、<u>参考</u>までに資料例を（別紙1）に示す。</p>	<p>2 インターネットを活用した情報提供 (略) (1) 製造販売業者等によるインターネット掲載用資料の作成及び提出について (略) ア. 提出すべき資料 資料には以下の事項を記載することとし、簡潔かつわかりやすい内容となるよう十分な配慮を求めること。なお参考までに資料例を（別紙1）に示す。<u>なお、回収に着手した医薬品が、欧州共同体においても販売されていると思われるものであって、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」がその「医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別付属書」により適用されるものである場合には、別紙2資料を作成するよう求めること。</u></p>
<p>3 海外への回収情報の発信 (1) 対象国及び対象品目 ア. 対象国：医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム（PIC/S）加盟国及び欧州連合 参考として、平成26年7月現在の対象国を</p>	<p>（新設）</p>

<p>別紙2に示す。最新の対象国については、<u>PIC/S</u> 及び欧州連合のウェブサイト等により、情報を入手すること。</p> <p>イ.対象品目：製造所の製造管理及び品質管理の方法を<u>GMP</u>省令に適合させなければならないとされている医薬品</p> <p>(2) 対象品目について回収が発生した場合の対応</p> <p>回収のクラス分類に応じて、以下の対応とする。</p> <p><u>クラスI</u>：回収対象製品を輸出しているかどうかに関わらず緊急回収通報の発信が必要となるため、製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求めること。</p> <p><u>クラスII</u>：回収対象製品を対象国のいずれかに対して輸出している場合は緊急回収通報の発信が必要となるため、その場合は製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求める。(回収対象製品を対象国に輸出していない場合は、緊急回収通報の発信は、原則として不要である。)</p> <p>なお、回収対象ロットや輸出先が特定できていなくとも、対象国の中のいずれかに対して回収対象製品を輸出している可能性がある場合は、日本国内での回収を決定した時点で、製造販売業者等に対して緊急回収通報の原稿提出を求めること。</p> <p><u>クラスIII</u>：緊急回収通報の発信は、原則として不要である。</p> <p>(3) 緊急回収通報の原稿作成から緊急回収通報発信までの手順</p> <p>ア.製造販売業者等は、別紙3により緊急回収通報の原稿を英語で作成すること。</p> <p>イ.都道府県は、製造販売業者等から緊急回収通報の原稿提出を受けた後、速やかに監視指導・麻薬対策課まで電子メールにより緊急回収通報の原稿を提出すること。原則として、インターネット掲載用資料を監視指導・麻薬対策課に提出した日に緊急回収通報の原稿も提出すること。</p> <p>ウ.監視指導・麻薬対策課は、都道府県から緊急回収通報の原稿提出を受けた後、速やかに電子メールにより対象国へ緊急回収通報を発信する。</p> <p>(4) フォローアップ情報</p> <p>日本国内での回収を決定した時点では回収対象範囲が特定できていなかったが、その後、回収対象範囲(ロット、輸出先国等)が特定できた場合には、別紙4によりフォローアップ情報を対象国へ発信する必要があるので、製造販売業者等に対してフォローアップ情報の提出を求める。フォローアップ情報の原稿作成から発信までの手順は、上記(3)と同様である。</p>	<p>4 報道機関に対する協力の要請 (略)</p> <p>3 報道機関に対する協力の要請 (略)</p>
---	---

【別添2】

(別紙3)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**IMPORTANT - DELIVER IMMEDIATELY**

*This is intended only for the use of the party to whom it is addressed and may contain information that is privileged, confidential and protected from disclosure under the Mutual Recognition Agreement and PIC/S and other applicable domestic laws and regulations. If you are not the addressee, or a person authorized to deliver the document to the addressee, you are hereby notified that any review, disclosure, dissemination, copying, or other action based on the content of this communication is not authorized. If you have received this document in error, please notify us by telephone immediately and return it to us at the above address by mail. Thank you.*

<b>緊急回収通報 Rapid Alert Notification of a Quality Defect/Recall</b>		
1. *宛先 To:		
2. *回収クラス Product Recall Class of Effect: 【 I · II 】(該当クラスを○で囲む)		3. *偽造品か否か Counterfeit /Fraud: 【 Yes · No 】
4. 製品 Product:		5. 承認番号 Marketing Authorization Number:
6. 販売名 Brand/Trade Name:		7. 一般名 INN or Generic Name:
8. 剤型 Dosage Form:		9. 分量 Strength:
10. ロット番号 Batch/Lot Number:		11. 有効期限 Expiry Date:
12. 包装サイズ等 Pack size and Presentation:		13. 製造年月日 Date Manufactured:
14. 承認保持者 Marketing Authorization Holder:		
15. 製造業者 Manufacturer: 連絡先 Contact Person: 電話 Telephone:	16. 回収実施業者 Recalling Firm (if different) (製造業者と異なる場合記載すること) 連絡先 Contact Person: 電話 Telephone:	
17. *回収番号 Recall Number Assigned:		
18. 品質欠陥の詳細／回収理由 Details of Defects/Reason for Recall:		
19. 流通情報 Information on distribution including exports (type of customer, e.g. hospitals):		
20. *通報元当局による措置 Action taken by Issuing Authority:		
21. *提案される措置 Proposed Action:		
22. 通報元当局 From (Issuing Authority): Compliance and Narcotics Division Pharmaceutical and Food Safety Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan	23. 連絡先 Contact Person: GMP Section FAX: +81-3-3501-0034	
24. *署名 Signed:	25. *年月日 Date:	26. *時 Time:

(注意)

- ・ 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- ・ 「\*」をつけた項目は、空欄にしておくこと。

- 「4.製品 Product」欄には、販売名のうち代表的なものを記載するとともに、製品の外形的な特徴（例：「white tablets（白い錠剤）」）を簡単に記載すること。
- 「6.販売名 Brand/Trade Name」欄には、販売名を記載すること。日本とは別の販売名で販売している国がある場合は、国名と当該国での販売名を列挙すること。
- 「7.一般名 INN or Generic Name」欄には、有効成分の一般名を記載すること。複数の有効成分を含有する場合は、列挙すること。
- 「19.流通情報 Information on distribution including exports」欄に、輸出先の国名を記入すること。
- 「4.製品 Product」、「6.販売名 Brand/Trade Name」、「10.ロット番号 Batch/Lot Number」、「11.有効期限 Expiry Date」、「13.製造年月日 Date Manufactured」等の関連する項目を一覧表とし、別紙として示すことでも差し支えない。その場合、別紙に記載した項目の欄には「see the attached file」と記載すること。
- 不明な場合は、「N/A」と記載すること。

【別添3】  
(別紙2)

緊急回収通報発信の対象となる国（平成26年7月時点）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、ウクライナ、カナダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、台湾、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ

(※) 下線：MRA協定に基づき、「医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別付属書」により適用される医薬品については、平成26年7月以前から、緊急回収通報を発信していた国

PIC/S加盟国（平成26年7月時点）

地域	PIC/S加盟国
欧州	オーストリア、 <u>ベルギー</u> 、 <u>キプロス</u> 、 <u>チェコ</u> 、 <u>デンマーク</u> 、 <u>エストニア</u> 、 <u>フィンランド</u> 、 <u>フランス</u> 、 <u>ドイツ</u> 、 <u>ギリシャ</u> 、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>アイスランド</u> 、 <u>アイルランド</u> 、 <u>イスラエル</u> 、 <u>イタリア</u> 、 <u>ラトビア</u> 、 <u>リヒテンシュタイン</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>マルタ</u> 、 <u>オランダ</u> 、 <u>ノルウェー</u> 、 <u>ポーランド</u> 、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>スウェーデン</u> 、 <u>スイス</u> 、 <u>ウクライナ</u> 、 <u>イギリス</u>
北米	カナダ、 <u>アメリカ合衆国</u>
中南米	アルゼンチン
アジア	マレーシア、 <u>シンガポール</u> 、 <u>インドネシア</u> 、 <u>台湾</u> 、 <u>韓国</u> 、 <u>日本</u>
オセアニア	オーストラリア、 <u>ニュージーランド</u>
アフリカ	南アフリカ

(※) PIC/S加盟国は、以下のホームページで確認できる。

<http://picscheme.org/members.php>

欧州連合（平成 26 年 7 月現在）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、イギリス

【別添 4】  
(別紙 4)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**FOLLOW-UP AND NON-URGENT INFORMATION  
FOR QUALITY DEFECTS**

1. \*宛先 To:

2. *回収番号 Recall Number Assigned:	2a. *国内における回収番号 National reference number (When applicable)	
4. 製品 Product:	5. 承認番号 Marketing Authorization number:	
6. 販売名 Brand/Trade name:	7. 一般名 INN or Generic Name:	
8. 剤形 Dosage form:	9. 分量 Strength:	
10. ロット番号 Batch number (and bulk, if different)		
14. 承認保持者 Marketing Authorization folder:		
15. 製造業者 Manufacturer:	16. 連絡先 Contact Person:	
17. 詳細 Subject title:		
22. 通報元当局 From (issuing Authority): Compliance and Narcotics Division Pharmaceutical and Food Safety Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan	23. 連絡先 Contact Person: GMP Section FAX: +81-3-3501-0034	
24. *署名 Signed:	25. *年月日 Date:	26. *時 Time:

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- 「\*」をつけた項目は、空欄にしておくこと。
- 「17. 詳細 Subject title」欄には、新たに判明した回収対象範囲（ロット、輸出先国等）の情報を記載すること。

## 医薬品・医療機器等の回収について

(平成12年3月8日 医薬発第237号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

改正	平成15年7月30日	薬食発第0730008号
	平成16年5月28日	薬食発第0528004号
	平成17年3月31日	薬食発第0331021号
	平成23年3月22日	薬食発0322第3号
	平成26年7月1日	薬食発0701第2号

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第77条の4の3の規定に基づき、医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器（以下「医薬品・医療機器等」という。）の製造販売業者若しくは外国特例承認取得者又は法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品・医療機器等の製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等の回収に着手したとき、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣（法第81条の規定に基づく薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条第1項第4号、第2項第2号又は同項第4号に係る場合にあっては都道府県知事）に報告する必要があるが、本回収する必要があると考えられる医薬品・医療機器等について適切に回収されず必要な報告がされないことや必要以上の範囲の医薬品・医療機器等が回収されること等による保健衛生上の問題が生じないよう、今般「医薬品・医療機器等の回収に関する監視指導要領」を別添1のとおりとりまとめたので、その実施に当たっては遺漏なきようにするとともに、貴管下製造販売業者等に対する指導方よろしく御配慮をお願いしたい。

また、法第77条の3の規定に基づき、医薬品・医療機器等の製造販売業者等が、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等の回収に着手した場合、保健衛生上の被害の発生又は拡大の防止のために、当該製造販売業者等は適切に回収情報を提供する必要があり、今般、より適切な情報提供を行う観点から、「医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法に関する要領」を別添2のとおり定めたので、今後は当該要領に従って貴管下の製造販売業者等への指導方、よろしく御配慮をお願いしたい。

さらに、未回収製品による健康被害の発生を防止するため、薬務主管課と医務主管課の協力の下、貴管下政令市、保健所設置市及び特別区と連携の上、医療機関等の関係者に対し、製造販売業者等から当該医療機関等に回収の依頼があった場合は、回収漏れがないように医療機関等内の関係者で情報が共有され、保有する製品を適切に確認するなど、回収にご協力いただきたい旨を周知し、製造販売業者等が医薬品・医療機器等の回収を行う際の対応の徹底方、よろしく御配慮をお願いしたい。

なお、別添1（2（2）及び3（2）を除く。）については、法第69条第1項及び第3項、第75条第1項又は第77条の4の3の規定に基づく事務を処理する際の地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に規定する処理基準とする。

また、この通知の発出に伴い平成9年3月27日薬発第421号薬務局長通知、記の第5、4及び5については平成12年4月1日に削除する。またこの通知の別添1の1についてはこの通知発出の日より、その他については平成12年4月1日より施行し、平成12年3月31日以前に着手した医薬品・医療機器等の回収については従前の例によることとする。

(別添1)

### 医薬品・医療機器等の回収に関する監視指導要領

#### 1 回収の定義・基本的考え方

法第77条の4の3の規定に基づく回収報告については、製造販売業者等が自主的に回収に着手した場合、その事

実を報告させることにより、不良医薬品・医療機器等に関する情報を早期に把握し、このような医薬品・医療機器等による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための制度である。仮に医薬品・医療機器等に何らかの不良又は不具合（以下「不良」という。）が生じた場合、発生するおそれのある健康被害の程度、不良が生じている可能性の高い製品範囲の特定等について科学的見地から十分検討し、製造販売業者等により確実に必要な回収が実施されることが重要である。回収の定義及び回収に当たっての基本的な考え方については以下のとおりであるので、製造販売業者等に対し、適切に回収を行うこと及びその報告に遗漏なきよう指導すること。

なお、回収に係る個別具体的な疑義が生じた場合には都道府県薬務主管課より厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課へ照会すること。

#### （1）回収の定義

- ア. 「回収」とは、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等を引き取ること、又は「改修」することをいう。ただし「在庫処理」及び「現品交換」を除く。また製造販売業者等が新製品の販売に当たり品質、有効性及び安全性に問題のない旧製品を置き換える行為を除く。
- イ. 「改修」とは、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医療機器を物理的に他の場所に移動することなく、修理、改良、調整、廃棄又は監視（患者のモニタリングを含む）を行うことをいう。
- ウ. 「在庫処理」とは、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等であって未だ販売していないもの、又は未だ製造販売業者等の直接の管理から離れていないものについて、製造販売業者等がこれを引き取り、又は修理、改良、調整若しくは廃棄することをいう。ただし、賃貸等、製造販売業者等が所有権を有しながら製造販売業者等以外の者がその医療機器を現に使用しているもの又は使用する目的で製造販売業者等以外の場所で貯蔵しているものに対するこれらの行為を除く。
- エ. 「現品交換」とは、保健衛生上の問題が生じないことが明らかな場合であって、かつロット又はある一定範囲の医薬品・医療機器等、当該製品以外の医薬品・医療機器等に同様な瑕疵が生じないことが明らかなときに、業者が当該医薬品・医療機器等を引き取り交換すること（医療機器にあっては、修理、改良、調整、廃棄又は監視を行うこと）をいう。

#### （2）回収に当たっての基本的考え方

##### ア. 有効性及び安全性の観点からの判断

- (ア) 何らかの不良により医薬品・医療機器等の安全性に問題がある場合は回収すること。

安全性に問題がない場合であっても有効性の問題等により期待される効果が得られない場合には回収すること。また、製造販売業者等がその製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等の不良に関して有効性及び安全性に問題がないと明確に説明できない場合には当該医薬品・医療機器等を回収すること。

- (イ) 薬事法又は承認事項に違反する医薬品・医療機器等は回収すること。

##### イ. 不良範囲の特定に関する判断

- (ア) 医薬品・医療機器等に何らかの不良が生じた場合、当該製造販売業者等がその不良についてロット又は製品全体に及ぶものではないと明確に説明できない場合には回収すること。具体的には以下のすべての条件を満たしている場合以外については、ロット又は製品全体に不良が及ばないといえないものとして回収すること。

- ① 不良品発生の原因と工程が特定できること。
- ② 不良発生防止のための措置が適切に講じられており、GMP上の問題が認められないこと。
- ③ 保存品の品質に異常がないこと。
- ④ 品質に影響を及ぼすGQP上の問題が認められないこと。

- (イ) 当初はロット又は製品全体に不良が及ばないと考えられた場合であっても、実際に複数施設において当該不良が生じた場合には、当該不良の発生率との関係を考慮した上で原則的に回収すること。

(ウ) 大型医療機器、埋め込み型の医療機器等、ロットを構成しない医療機器の不良について、同種他製品に同様な不良がある場合、当該製品群をロットとみなし回収に準じた扱いを行うこと。同様に不良が同種他製品に及ばないと明確に説明できる場合は、「現品交換」に準じた扱いとすること。

#### ウ. 混入した異物の種類と製品の性質からの判断

(ア) 医薬品の場合、製剤の種類（無菌製剤・非無菌製剤）及び混入した異物の種類（ガラス片等の内在性異物、木片などの外来性異物、毛髪・虫等の生体由来物）を勘案して判断すること。無菌製剤については原則的に無菌性保証が確実か否かを重要な判断基準とし、外来性異物及び生体由来物が混入した場合には回収すること。非無菌性製剤については、生体由来物が混入した場合には回収すること。

(イ) 医療機器のうち、ディスポーサブル製品については上記(ア)を準用すること。

## 2 回収着手報告の取扱いについて

### (1) 回収着手報告について

法第77条の4の3に基づく回収着手報告については、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第254条においてその報告すべき事項を定めているが、原則的に当該報告は文書によるものとすること。ただし、保健衛生上の被害発生又は拡大の防止のために危急の事情がある場合はその概要をファックス等により報告の後、後日文書を提出することで差し支えない。

なお、当該報告の際には省令第254条の規定に基づき、以下の事項に留意するよう報告者を指導すること。

- ア. 第1号に規定する「回収を行う者の氏名及び住所」については、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び総括製造販売責任者がその業務を行う事務所の所在地並びに担当者氏名及びその連絡先について明らかにすること。
- イ. 第2号に規定する「回収の対象となる医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の名称」については、一般的名称及び販売名を明らかにすること。
- ウ. 第7号に規定する「回収の方法」については、回収対象医薬品・医療機器等のロット番号、数量、出荷時期、回収対象医療機関・患者等（以下「医療機関等」という。）の範囲、当該回収情報の周知方法、回収終了予定日及び回収先において該当品を受領したことを文書により確認する旨を含むこと。
- エ. 第8号に規定する「その他保健衛生上の被害の発生又は拡大の防止のために講じようとする措置の内容」については、回収の理由及び予想される健康被害の程度を含むこと。

### (2) 回収着手報告に係る都道府県から厚生労働省への連絡

製造販売業者等から回収着手報告があった場合、報告を受けた都道府県は速やかに厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あてその旨連絡するよう御協力をお願いする。その際、製造販売業者等による回収着手報告に係る文書の写しを送付するよう御協力をお願いする。ただし、保健衛生上の被害発生又は拡大の防止のために危急の事情があり速やかに文書を送付することが困難な場合には口頭報告の後、後日文書の写しを送付することで差し支えない。

### (3) 回収着手報告に基づく製造販売業者等への指示等

ア. 製造販売業者等から回収着手報告があった場合、必要に応じ、報告を受けた都道府県は当該製造販売業者等に対し、以下の事項等、回収の方法につき指示すること。

なお、回収の指示に係る取扱いの詳細については、「医薬品等健康危機管理実施要領」を参考とすること。

#### (ア) 回収終了予定日

#### (イ) 回収の範囲

#### (ウ) 回収情報の周知方法

#### (エ) 回収の進捗状況につき定期的に報告を求める旨

#### (オ) その他必要な事項

イ. 上記(ウ)については、以下の事項につき指示すること。

- (ア) 納入先の医療機関等以外にも回収の対象となる医薬品・医療機器等の存在が考えられる場合には、納入先以外に対しても、広く情報の周知及び回収を行うこと。
- (イ) 特にクラスIの回収の場合は「医薬品安全管理責任者」、「医療機器安全管理責任者」又は「営業所管理者」等に情報の周知が行われていることを確認した上で、文書により回収品の有無の確認を行うこと。

### 3 回収終了報告について

#### (1) 回収終了に係る製造販売業者等から都道府県への報告

製造販売業者等から回収着手報告があった場合、報告を受けた都道府県は前記2(3)の指示のほか、当該製造販売業者等に対し当該回収が終了した際、速やかにその旨を文書により報告するよう求めること。また、既に講じた又は今後講じる改善策の内容及び回収した医薬品・医療機器等の処分方法についてあわせて報告を求めること。

#### (2) 回収終了に係る都道府県から厚生労働省への連絡

製造販売業者等から回収終了に係る報告があった場合、報告を受けた都道府県は速やかに厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あてその旨連絡するよう御協力をお願いする。その際、製造販売業者等より提出のあった回収終了に係る報告文書の写しを送付するよう御協力をお願いする。

### 4 回収終了後に未回収製品が発見された場合の措置について

回収の徹底がされていないことにより未回収製品が医療機関等に存在していることが判明した場合は、未回収製品の使用等が健康被害の原因となる可能性があることから、医療機関等の関係者及び一般使用者に対する迅速な注意喚起並びに回収の徹底を図るよう指示すること。

### 5 その他

#### (1) 必要に応じ、製造販売業者等が行う改善策の実施状況及び回収した医薬品・医療機器等の処分状況について確認を行うこと。

#### (2) 前記のほか、法第69条に基づく製造販売業者等又は製造業者等に対する立入りに当たっては、「医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第136号)、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第179号)又は「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第169号)に基づき回収が適切に行われているかについても確認を行うこと。

(別添2)

## 医薬品・医療機器等の回収情報の提供方法に関する要領

### 1 情報提供に係る基本的考え方

回収情報については従来どおりすべてこれを公開することとする。回収情報の提供に当たっては個別製造販売業者等毎に医療機関等に対して速やかにその情報を提供するほか、製造販売業者等が行う情報提供を積極的に支援するとともに、医療機関等による情報収集を容易にするため、個別回収事例毎に健康被害の発生又はそのおそれの程度に応じた適切な手段を講じることとする。

#### (1) クラス分類について

回収に当たっては、回収される製品よりもたらされる健康への危険性の程度により、以下のとおり個別回収

ごとにⅠ、Ⅱ又はⅢの数字を割り当てること（以下「クラス分類」という。）とする。

クラスⅠ：クラスⅠとは、その製品の使用等が、重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る状況をいう。

クラスⅡ：クラスⅡとは、その製品の使用等が、一時的な若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性がある状況又はその製品の使用等による重篤な健康被害のおそれはまず考えられない状況をいう。

クラスⅢ：クラスⅢとは、その製品の使用等が、健康被害の原因となるとはまず考えられない状況をいう。

## （2）クラス分類に当たっての基本的考え方

- ア. クラス分類を行う場合、当該不良医薬品・医療機器等の使用に起因する直接的な安全性に係る状況（手術時間の延長を生じるおそれのある状況等を含む。）だけでなく、その使用により期待される効果が得られない等有効性に係る状況（正確な診断への影響を及ぼすおそれのある状況等を含む。）についても勘案し、これらを総合的な「健康被害」としてクラス分類を行うこと。
- イ. 回収に当たっては基本的にクラスⅡに該当するものと考え、健康被害発生の原因になるとはまず考えられないとする積極的な理由があればクラスⅢに、クラスⅡよりも更に重篤な健康被害発生のおそれがある場合にはクラスⅠと判断すること。
- ウ. クラスⅠ若しくはクラスⅢと判断することが妥当と思われる場合、又はその後の状況により当初のクラス分類を変更することが妥当と思われる場合には、その理由を明確にした上で都道府県薬務主管課より事前に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課へ相談すること。

## 2 インターネットを活用した情報提供

製造販売業者等は個別医療機関等に対する迅速な回収情報の提供を行うほか、迅速かつ広範な情報提供のために、すべての回収情報をインターネット上（医薬品医療機器情報提供ホームページ）に掲載すること。

### （1）製造販売業者等によるインターネット掲載用資料の作成及び提出について

医薬品・医療機器等の製造販売業者等が、その製造販売をし、製造をし、又は承認を受けた医薬品・医療機器等の回収に着手した場合、法第77条の4の3の規定に基づく回収報告にあわせて、速やかにインターネット掲載用資料（以下「資料」という。）を提出するよう求めること。

#### ア. 提出すべき資料

資料には以下の事項を記載することとし、簡潔かつわかりやすい内容となるよう十分な配慮を求ること。

なお、参考までに資料例を（別紙1）に示す。

- （ア）資料作成年月日
- （イ）医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の別
- （ウ）クラス分類の別
- （エ）一般名及び販売名
- （オ）対象ロット、数量及び出荷時期
- （カ）製造販売業者等名称
- （キ）回収理由
- （ク）危惧される具体的な健康被害
- （ケ）回収開始年月日
- （コ）効能・効果又は用途等
- （サ）その他
- （シ）担当者及び連絡先

#### イ. その他

- （ア）資料は原則一品目につき一資料とすること。

- (イ) 製造販売業者等に対し、資料はテキスト形式で作成するよう求めること。
- (ウ) 資料の都道府県への提出に当たっては、電子メール又はフロッピーディスク等、適切な手段によるよう求めること。

#### (2) 都道府県より厚生労働省への資料の転送について

製造販売業者等より提出のあった資料については速やかに厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課へ転送すること。転送に当たっては電子メールによることが望ましい。

### 3 海外への回収情報の発信

#### (1) 対象国及び対象品目

ア. 対象国：医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム（PIC/S）加盟国及び欧州連合

参考として、平成26年7月現在の対象国を別紙2に示す。最新の対象国については、PIC/S及び欧州連合のウェブサイト等により、情報を入手すること。

イ. 対象品目：製造所の製造管理及び品質管理の方法をGMP省令に適合させなければならないとされている医薬品

#### (2) 対象品目について回収が発生した場合の対応

回収のクラス分類に応じて、以下の対応とする。

クラスI：回収対象製品を輸出しているかどうかに関わらず緊急回収通報の発信が必要となるため、製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求める。

クラスII：回収対象製品を対象国のいずれかに対して輸出している場合は緊急回収通報の発信が必要となるため、その場合は製造販売業者等に対して、緊急回収通報の原稿提出を求める。（回収対象製品を対象国に輸出していない場合は、緊急回収通報の発信は、原則として不要である。）

なお、回収対象ロットや輸出先が特定できていなくとも、対象国（のいずれか）に対して回収対象製品を輸出している可能性がある場合は、日本国内での回収を決定した時点で、製造販売業者等に対して緊急回収通報の原稿提出を求める。

クラスIII：緊急回収通報の発信は、原則として不要である。

#### (3) 緊急回収通報の原稿作成から緊急回収通報発信までの手順

ア. 製造販売業者等は、別紙3により緊急回収通報の原稿を英語で作成すること。

イ. 都道府県は、製造販売業者等から緊急回収通報の原稿の提出を受けた後、速やかに監視指導・麻薬対策課まで電子メールにより緊急回収通報の原稿を提出すること。

原則として、インターネット掲載用資料を監視指導・麻薬対策課に提出した日に緊急回収通報の原稿も提出すること。

ウ. 監視指導・麻薬対策課は、都道府県から緊急回収通報の原稿提出を受けた後、速やかに電子メールにより対象国へ緊急回収通報を発信する。

#### (4) フォローアップ情報

日本国内での回収を決定した時点では回収対象範囲が特定できていなかったが、その後、回収対象範囲（ロット、輸出先国等）が特定できた場合には、別紙4によりフォローアップ情報を対象国へ発信する必要があるので、製造販売業者等に対してフォローアップ情報の提出を求める。フォローアップ情報の原稿作成から発信までの手順は、上記（3）と同様である。

### 4 報道機関に対する協力の要請

#### (1) 報道機関向けの広報について

インターネットを利用して情報を入手している者以外の者に対しても保健衛生上の観点から回収情報を迅速かつ広範に提供する必要がある場合には、報道機関の協力を得るために製造販売業者等に対して報道機関向けの広

報（以下「プレスリリース」という。）を行うよう求めること。

具体的には以下の場合にプレスリリースが必要と考えられるが、必要に応じその他の場合においてプレスリリースを行うことは差し支えない。

- ア. クラスⅠに該当する回収（ただし、ロットを構成しない医薬品・医療機器等であって同種他製品に不良が及ぼす、かつ、当該医薬品・医療機器等が使用されないことが確実な場合を除く。）
- イ. クラスⅡに該当する回収（ただし、製造販売業者等が既に対象となる医療機関等を全て把握している場合等、報道機関を利用した情報提供の必要性に乏しい場合を除く。）

（2）プレスリリース用資料について

製造販売業者等によるプレスリリース用資料の作成に当たっては、前記2（1）ア.に示す各事項について記載し、その場合、専門用語を極力避け、図表を用いる等の配慮を求める。

（別紙1）

（資料作成年月日）

（医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器の別）回収の概要

（クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢの別）

1. 一般名及び販売名

2. 対象ロット、数量及び出荷時期

3. 製造販売業者等名称

4. 回収理由

5. 危惧される具体的な健康被害

6. 回収開始年月日

7. 効能・効果又は用途等

8. その他

9. 担当者及び連絡先

(別紙2)

## 緊急回収通報発信の対象となる国（平成26年7月時点）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、ウクライナ、カナダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、マレーシア、シンガポール、インドネシア、台湾、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ

（※）下線：MRA協定に基づき、「医薬品に係る優良製造所基準（GMP）に関する分野別付属書」により適用される医薬品については、平成26年7月以前から、緊急回収通報を発信していた国

## PIC/S加盟国（平成26年7月時点）

地域	PIC/S加盟国
欧州	オーストリア、 <u>ベルギー</u> 、 <u>キプロス</u> 、 <u>チェコ</u> 、 <u>デンマーク</u> 、 <u>エストニア</u> 、 <u>フィンランド</u> 、 <u>フランス</u> 、 <u>ドイツ</u> 、 <u>ギリシャ</u> 、 <u>ハンガリー</u> 、 <u>アイスランド</u> 、 <u>アイルランド</u> 、 <u>イスラエル</u> 、 <u>イタリア</u> 、 <u>ラトビア</u> 、 <u>リヒテンシュタイン</u> 、 <u>リトアニア</u> 、 <u>マルタ</u> 、 <u>オランダ</u> 、 <u>ノルウェー</u> 、 <u>ポーランド</u> 、 <u>ポルトガル</u> 、 <u>ルーマニア</u> 、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、 <u>スペイン</u> 、 <u>スウェーデン</u> 、 <u>スイス</u> 、 <u>ウクライナ</u> 、 <u>イギリス</u>
北米	<u>カナダ</u> 、 <u>アメリカ合衆国</u>
中南米	<u>アルゼンチン</u>
アジア	<u>マレーシア</u> 、 <u>シンガポール</u> 、 <u>インドネシア</u> 、 <u>台湾</u> 、 <u>韓国</u> 、 <u>日本</u>
オセアニア	<u>オーストラリア</u> 、 <u>ニュージーランド</u>
アフリカ	<u>南アフリカ</u>

（※）PIC/S加盟国は、以下のホームページで確認できる。

<http://picscheme.org/members.php>

## 欧州連合（平成26年7月現在）

ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、イギリス

(別紙3)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN**  
**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**IMPORTANT - DELIVER IMMEDIATELY**

*This is intended only for the use of the party to whom it is addressed and may contain information that is privileged, confidential and protected from disclosure under the Mutual Recognition Agreement and PIC/S and other applicable domestic laws and regulations. If you are not the addressee, or a person authorized to deliver the document to the addressee, you are hereby notified that any review, disclosure, dissemination, copying, or other action based on the content of this communication is not authorized. If you have received this document in error, please notify us by telephone immediately and return it to us at the above address by mail. Thank you.*

<b>緊急回収通報 Rapid Alert Notification of a Quality Defect/Recall</b>		
1. *宛先 To:		
2. *回収クラス Product Recall Class of Defect: 【 I · II 】(該当クラスを○で囲む)		3. *偽造品か否か Counterfeit /Fraud: 【 Yes · No 】
4. 製品 Product:		5. 承認番号 Marketing Authorization Number:
6. 販売名 Brand/Trade Name:		7. 一般名 INN or Generic Name:
8. 剤型 Dosage Form:		9. 分量 Strength:
10. ロット番号 Batch/Lot Number:		11. 有効期限 Expiry Date:
12. 包装サイズ等 Pack size and Presentation:		13. 製造年月日 Date Manufactured:
14. 承認保持者 Marketing Authorization Holder:		
15. 製造業者 Manufacturer: 連絡先 Contact Person: 電話 Telephone:	16. 回収実施業者 Recalling Firm (if different) (製造業者と異なる場合記載すること) 連絡先 Contact Person: 電話 Telephone:	
17. *回収番号 Recall Number Assigned:		
18. 品質欠陥の詳細／回収理由 Details of Defects/Reason for Recall:		
19. 流通情報 Information on distribution including exports (type of customer, e.g. hospitals):		
20. *通報元当局による措置 Action taken by Issuing Authority:		
21. *提案される措置 Proposed Action:		
22. 通報元当局 From (Issuing Authority): Compliance and Narcotics Division Pharmaceutical and Food Safety Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan	23. 連絡先 Contact Person: GMP Section FAX: +81-3-3501-0034	
24. *署名 Signed:	25. *年月日 Date:	26. *時 Time:

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- 「\*」をつけた項目は、空欄にしておくこと。

- 「4.製品 Product」欄には、販売名のうち代表的なものを記載するとともに、製品の外形的な特徴（例：「white tablets（白い錠剤）」）を簡単に記載すること。
- 「6.販売名 Brand/Trade Name」欄には、販売名を記載すること。日本とは別の販売名で販売している国がある場合は、国名と当該国での販売名を列挙すること。
- 「7.一般名 INN or Generic Name」欄には、有効成分の一般名を記載すること。複数の有効成分を含有する場合は、列挙すること。
- 「19.流通情報 Information on distribution including exports」欄に、輸出先の国名を記入すること。
- 「4.製品 Product」、「6.販売名 Brand/Trade Name」、「10.ロット番号 Batch/Lot Number」、「11.有効期限 Expiry Date」、「13.製造年月日 Date Manufactured」等の関連する項目を一覧表とし、別紙として示すことでも差し支えない。その場合、別紙に記載した項目の欄には「see the attached file」と記載すること。
- 不明な場合は、「N/A」と記載すること。

(別紙4)

**MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
GOVERNMENT OF JAPAN**

**2-2, KASUMIGASEKI 1-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO 100-8916**

**FOLLOW-UP AND NON-URGENT INFORMATION  
FOR QUALITY DEFECTS**

1. *宛先 To:		
2. *回収番号 Recall Number Assigned:	2a. *国内における回収番号 National reference number (When applicable)	
4.製品 Product:	5.承認番号 Marketing Authorization number:	
6.販売名 Brand/Trade name:	7.一般名 INN or Generic Name:	
8.剤形 Dosage form:	9.分量 Strength:	
10.ロット番号 Batch number (and bulk, if different)		
14.承認保持者 Marketing Authorization folder:		
15.製造業者 Manufacturer:	16.連絡先 Contact Person:	
17.詳細 Subject title:		
22.通報元当局 From (issuing Authority): Compliance and Narcotics Division Pharmaceutical and Food Safety Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan	23.連絡先 Contact Person: GMP Section FAX: +81-3-3501-0034	
24. *署名 Signed:	25. *年月日 Date:	26. *時 Time:

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- 「\*」をつけた項目は、空欄にしておくこと。
- 「17. 詳細 Subject title」欄には、新たに判明した回収対象範囲（ロット、輸出先国等）の情報を記載すること。

平成26年7月11日

公益社団法人広島県薬剤師会長様  
広島県病院薬剤師会会长様

廣島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
〔 薬務課 〕

## 処方箋への記名の取扱いについて（通知）

このことについて、平成26年7月10日付けで厚生労働省医薬食品局総務課から別紙（写）のとおり事務連絡がありました。

については、貴会会員へ周知していただくとともに、適切な処方箋への記名をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 児玉)

別紙

事務連絡  
平成26年7月10日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

## 処方箋への記名の取扱いについて

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

処方箋への記入等については、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第26条により、薬剤師は、調剤したときは、その処方箋に、調剤済みの旨、調剤年月日等を記入し、かつ、記名と押印し、又は署名しなければならないと規定されています。これは、以下の理由によるものです。

- ・薬剤師は、医師と独立した立場で、薬学的観点から患者の状態を対面で確認し、処方内容を適切にチェックした上で調剤を行うことで、患者が複数の医療機関を受診した時でも「重複投薬の防止」や、「相互作用の確認」など適切な服薬管理と説明を行う役割と責任を負っている。
- ・特に、処方箋により調剤される薬剤は、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあるため、こうした薬剤師の役割と責任の下で、それぞれの調剤に最終的な責任を有する薬剤師が誰であるかを明確にする必要がある（健康被害が生じた際には、これを処方した医師や調剤した薬剤師の刑事的な責任等が問われる場合もある）。

今般、この薬局における調剤済み処方箋への記名の取扱いについて、これまで自治体から質問が寄せられていること等を受けて、下記のとおり取扱いを整理しましたので、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

### 記

薬局において調剤した薬剤師は、調剤済みである旨及び調剤した薬剤師の氏名が入ったスタンプを処方箋に押した場合は、調剤した薬剤師の氏名の記名を行ったものとして取扱い、この記名を別途しなくとも差し支えない。

ただし、処方箋中に薬剤師氏名の記入欄があり、この記入欄への記名に代えて上記のスタンプを利用する場合は、この記入欄の近くにスタンプを押すなど、調剤した薬剤師が容易に分かること。

また、薬剤師の氏名の記名に代えて上記のスタンプを利用する場合であっても、調剤した薬剤師による押印は省略できない。

照会先 厚生労働省医薬食品局総務課  
電話 03-5253-1111（代表）  
田中、大橋（内線2710、4212）

## 危険ドラッグの乱用の根絶に向けての啓発について（お願い）

危険ドラッグの多くは違法な薬物であり、人体に大きな影響を与えるとともに、事件・事故を起こして人を傷つけるおそれのある極めて危険な薬物であります。

おりしも危険ドラッグによる健康被害や事件・事故が全国的に多発している中、危険ドラッグの乱用の根絶には、地域社会や家庭での薬物根絶意識の醸成が不可欠であり、皆様方の業務や家庭、地域において、危険ドラッグに関する正しい知識の普及や啓発にご協力ください。

以下は広島県作成の危険ドラッグのチラシです。広島県ホームページに掲載しておりますので、ご自由にお使いください。

# 危険ドラッグは貰わない 使わない かかわらない



危険ドラッグとは…

- ・覚醒剤などに似た化学物質数種類が、乾燥した植物片にしみこませたものや液体や粉末状の製品として出回っています。
- ・合法や脱法などと称し、芳香剤や観賞用植物等として販売されていますが、個々の製品で、成分や含有量はまちまちで、何が入っているか誰もわかりません。

お問い合わせに注意しよう。

危険ドラッグの被害

- ・初めてでも安心
- ・お香だから、大丈夫
- ・みんなやってるよ
- ・最高の気分になるよ
- ・ノリがよくなるよ

- ・危険ドラッグの中には、覚醒剤や麻薬、大麻、指定薬物が入っているものは、所持・使用・購入・販売・授与などが禁止されています。
- ・違反した場合は、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、またはどちらも科されます。

「合法=安全」ではありません！

病院に救急搬送されても、成分がわからず、適切な治療ができなかったり、薬物依存となると、薬物欲しさに窃盗や暴力事件を起こしたり、治療に長期間かかり、家族や友人、職を失い、一生を台無しにしてしまいます。

あなたの周りの大事な人が、もし使用してしまい、やめられないなどで困っている場合は、抱え込みます、相談してください。

県立総合精神保健福祉センター 電話： 082-884-1051

広島市精神保健福祉センター 電話： 082-245-7731

広島県 健康福祉局薬務課麻薬グループ 電話 082 (513) 3221  
〒730-8511 広島市中区基町10番52号

# 支部だより

尾道支部



## ＜尾道支部＞

### 平成25年度尾道薬剤師会通常総会並びに 第1回一般社団法人尾道薬剤師会通常総会

奥濱 玉穂

平成26年7月5日（土）18時30分～尾道国際ホテルに於いて平成25年度尾道薬剤師会通常総会並びに第1回一般社団法人尾道薬剤師会通常総会が開催されました。

この度の総会は尾道薬剤師会の一般社団法人化などに伴い議案も多かったのですが、例年以上の会員の方に出席していただきました。

尾道薬剤師会田辺会長の挨拶では会が取り組んだ夜間救急医療の協力や、一般社団法人に向けて立ち上げた各委員会の紹介などがありました。

次に広島県薬剤師会前田会長より祝辞をいただきました。前田会長からは県薬会館移転のお話や、県薬も公益法人化したので、県薬の役割を再検討しているとお話してくださいました。



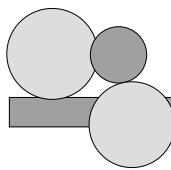
次に各事業報告・決算報告及び定款細則案・各事業計画・予算案・役員の増員についての議題は全会一致で承認されました。前田会長への質疑応答では、調剤でのポイント付与の問題や、県薬会館の移転に伴う新事業への支部の関わりなどについて積極的な意見交換が行われました。

その後別室で懇親会が開かれ、和やかな雰囲気の中、美味しい食事で会話も弾みました。

余談ですが尾道薬剤師会のホームページがリニューアルされています。話し合いを重ねてやっと出来上がったホームページですので、是非ご覧ください。

尾道薬剤師会ホームページ <http://ono-yaku.net/>





## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会

新年度、始動！



会長 辻 哲也

広島県青年薬剤師会は去る7月27日、第28回通常総会と定例勉強会を行いました。

総会では平成25年度収支決算、平成26年度収支予算案をはじめ、これらにかかる報告・議案をご承認いただきました。また、平成26年度事業計画案も議案通りご承認いただきました。何とか会長職も2期目の後半まで生き延びる？ことができました。種々の業務の見直し、効率化や皆さまのご支援のおかげで財政状況は改善してきた一方、会員数の伸びの勢いが弱まっている状況も見過ごすわけにはいきません。県内の若手薬剤師を巻き込んだ勉強会やイベントを開催し、同年代が集える環境作りを進めてまいりたいと思います。今年度もよろしくお願ひいたします。

総会後の定例勉強会に先立ち、来賓の広島県薬剤師会前田泰則会長よりご挨拶を頂戴しました。広島県では弊会と広島県女性薬剤師会が活動していますが、この両方が存在する県はなかなかないそうです。様々な団体が互いに協力し合いながら活動することを期待しています、とエールをいただきました。また、定例勉強会のテーマが糖尿病ということもあり、薬剤師がより患者さんや地域住民にとって身近で意味のある存在であるためには、薬物療法のみならず生活指導や食事指導など、より幅広い知識と活動を行うことが求められるというお話をありました。



その後、私の挨拶を挟み、定例勉強会「知っているとピン！と来る、そんな糖尿病の一歩先」を3時間にわたって開催しました。講師は2年ぶりの来広となる、東京大

学医学部附属病院臨床研究支援センターの青木敦先生。約60名のご参加をいただきました。糖尿病治療薬は種類が多く、多くの患者さんにおいて複数の薬剤による治療や、他の疾患の治療薬との併用が行われています。

そのため、注意すべき副作用も多くなってしまいます。どのような薬剤の組み合わせで低血糖が起こりやすくなるのか、なぜそのようなことが起こるのか、薬剤師として必要な知識を分かりやすく教えていただきました。TCAサイクルから糖尿病性ケトアシドーシス、低血糖症状の“慣れ”…まだまだ知識がしっかりしていない部分もあり、勉強しなければという思いを強くしました。



さて、勉強しなければという分野で言えば、構造式も皆さんそうではないでしょうか？次回の知っピン月イチ勉強会は、昨年青薬勉強会の新しいジャンルを切り開いてくださった岩本義浩先生による「構造式からくすりを見てみよう②」をお送りいたします。置換基の見方や副作用の起こる構造など、構造式を見るにあたっての基礎はもちろん、最近発売されたSGLT 2 阻害薬やDPP-4 阻害薬などを構造式から比較するという応用も、岩本先生が斬り込みます！どうぞ皆さんお誘い合わせの上、薬剤師会館にお越しください。

#### ○広島県青年薬剤師会 知っピン月イチ勉強会

日 時：9月10日（水）13時より

会 場：広島県薬剤師会館 2階研究室

タ イ プル：「構造式からくすりを見てみよう②」

講 師：ノムラ薬局牛田店 岩本義浩先生

参 加 費：青薬会員 500円（クーポン利用可）

非会員 1,000円

※学生無料（社会人入学は除く）

## 広島県女性薬剤師会

### 総会と講演会の報告

会長 松村 智子



8月10日(日) 総会を開催しました。歩みの遅い台風がじわりじわり迫ってくるため、開催が危ぶまれました。前夜はけっこうな風が吹きましたが当日はどなたのおかげか無事開催することができました。

薬務課海嶋照美課長と広島県薬剤師会前田泰則会長を来賓にお迎えしました。海嶋課長からは地域の薬局は健康情報拠点であり、これからも地域で輝く薬剤師でいて下さいと、心強い後押しをいただきました。前田会長からは医療福祉ゾーンの中には研修センターを置くことを考慮しているとのお話で、女性薬剤師会は研鑽を継続することを活動の第一に挙げていますのでこれからもご指導いただけたことと思いました。

さて、総会は事業報告と会計報告をし、事業計画、予算案など承認していただき滞りなく終了しました。今回は役員改選です。監査は豊原さんと山内さん、そして松村が引き続き会長をさせていただくことが承認されました。これからも様々なアクションを展開する予定ですので参加して下さい。



特別講演は「ふたたび白衣をきた今、伝えたいこと—がんとの切っても切れない関係」の演題で広島大学病院口腔外科藤本伸一先生にご講演いただきました。口腔外科の医師としてがん治療に携わっているものが、がん患

者として入院、手術、術後の治療、再発の不安をかかえての生活など心に沁みるお話でした。直面している者は勇気を、医療従事者には気づかなかったものを教えられ、勇気を与えられたひとときでした。私たちは薬剤師として向上心を持って一生懸命頑張っていると自負しています。でも患者さんの気持ちとして、もう一步期待されることがあります。それをちゃんと聞くことのできる心を大切にしたいと思いました。ちょっと優しくなれたような気がしました。



さて、懇親会は講師の先生と一緒に美味しいものをいただきました。講演では披露されなかった個人的なことなどをインタビューし、支えている家族のことなど伺いますます心暖かになりました。

女性薬剤師会は次の役員会でまた新たに歩みはじめます。様々な企画をご紹介しますので注目して下さい。



## 広島漢方研究会

### 第55回広島漢方研究会総会報告

理事長 鉄村 努



研究会発足以来55年を迎えた広島漢方研究会総会が、去る7月13日（日）に広島県薬剤師会館で約40名が出席して開催されました。



午前中は会員発表と総会が行われ、会員発表では下本順子会員が『炙甘草について』と題して、古典及び化学的根拠を基に、甘草を炙甘草にすることの意味について発表されました。私も『苓桂剤の症例報告』と題して、苓桂朮甘湯・苓桂味甘湯・苓桂甘棗湯の有効例及び処方解説や古典を紹介しました。最後に会長の山崎正寿先生が『疎経活血湯加味について』と題して、"痛み"に対する有効症例を発表されました。発表後も活発な質疑応答が続きました。

午後からは特別講演として東海漢方協議会副会長にして太田薬局を経営する太田順康先生（岐阜市）をお迎えしました。『漢方50年の経験から苓桂剤の店頭応用』—苓桂朮甘湯・苓桂味甘湯・苓桂甘棗湯など一と題して、眩暈やメニエル等に用いられる茯苓と桂枝が配合された苓桂朮甘湯の症例報告を中心に、50年間漢方薬局で経験した多数の有効例を紹介していただき大変勉強になりました。



特別講演終了後は、瀬戸内料理「たか福」に会場を移して太田先生を囲んでの懇親会を行いました。会員の近情報告はじめ、恒例の下本会員によるプロ並みの“手品”などで大いに盛り上りました。



9月14日（第二日曜日）には、広島大学医学部広仁会館に会場を移して、広島出身で江戸時代の著名な漢方医である吉益東洞を祭った第20回吉益東洞顕彰会を開催致します。午前中は全国から公募した一般発表3題、午後からは北里大学東洋医学研究者所長花輪壽彦先生をお招きして特別講演「吉益東洞の評価は定まったか」を予定しています。参加費三千円、予約不要、薬剤師研修シール2点（漢方薬・生薬認定薬剤師更新用シールとしても使用できます）

#### 【漢方初級講座の講義予定】 9:30 ~ 11:00

第16回 10月12日

肺熱証と口渴の関係

～石膏剤（代表方剤白虎加人參湯）～

第17回 11月9日

今後注目の名脇役の生薬～黃耆乾姜を含む方剤～

第18回 12月10日

同じ病名でもこんなに変わる方剤の運用法

～風邪に対する漢方薬をひとまとめ～

※9月は第20回吉益東洞顕彰会が開催されますので  
初級講座はありません。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

TEL：082-285-3395

広島県医薬品卸協同組合  
<日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>



株式会社セイエル 薬事医薬情報部  
田中 克博

私が医薬品卸に入社して26年目になりました。会社も合併を繰り返し杉本新和、セイナス、セイエルと変わりました。現在私は本社にて管理薬剤師をしておりますが、最初はMSをしておりました。当時でも薬剤師がMSをするということは珍しいことだったと思います。

当時の上司が色々経験をさせようと考えてくれたのだと思いますが、3年ぐらいで薬剤師の仕事をするものだと思っていました。結局三次営業所で4年、本社の広島第一営業所で1年間MSをしました。当時の営業は価格制度も古い制度でした。いわゆる建値になったのは最後の1年でした。

私は三次営業所時代に庄原地区を担当しておりました。田舎でしたので診療所の職員に買い物を頼まれることもしばしばで、色々なものを買ってくるように頼まれました。若鶏もも肉などの時にはスーパーの名前と値段も指定されました。一番恥ずかしかったのが女性の生理用品ウイスパーを頼まれた時でした。わざわざ大きなメモを片手に「頼まれたんだぞ」とアピールして一気に店の人に渡しました。店員の人は察してくれてさっと処理してくれました。営業を5年やらせてもらい、他では学ぶことができない貴重な勉強をさせていただきました。

私が薬剤師の仕事を始めたのは平成6年からで、当時の卸の薬剤師は居れば良いという感じでしたが、段々と

DI業務の重要性が叫ばれ始め、うちの会社でも私が営業から薬剤師として勤務するようになって本格的にDI業務をスタートさせることになりました。まさにゼロからのスタートで、営業経験を生かしながらDI業務を進めておりましたが、MS出身の私は管理業務の重要性をあまり理解してませんでした。

平成12年10月東邦薬品の完全子会社となって初めて管理業務の重要性を学びました。合併するまではまるで素人同然でした。一から教わることが多くて当時の私たちにとっては大革命でした。現在当たり前のように行われていることが、「何でこんなことをするんだろう」と最初は受け入れ難いものが多くありました。全く管理薬剤師の業務を理解してなかったのです。親会社からの粘り強い指導により段々と理解できるようになっていました。

平成22年1月会社が合併してセイエルになりました。二つの違う会社が一つになるわけですから、最初から簡単に全社員が同じ考え方でスタートできるわけありませんでした。

医薬品卸として薬事法に則り適正な販売、適正な管理を厳格に進めれば進めるほど「今まで大丈夫だったのになぜダメなんだ?」という言葉が多くあがりました。なぜダメなのか根拠をきちんと示し説明をしていきました。親会社からの指示を的確に伝えていくうちに、そしてMS研修や全従業員対象の研修等続けていくうちに徐々に親会社の考え方方が浸透していきました。今では全従業員が同じ考え方をできるようになってきました。今後とも粘り強く社員への指導を続けて適正管理適正販売が出来るよう努力していきたいと考えております。

薬剤師国家試験問題 (平成26年3月1日・2日実施)

問332 医師への疑義照会に関する記述のうち、適切なのはどれか。2つ選べ。

- 1 錠剤を服用するのが苦手との申し出があり、疑義照会をせずにドキサゾシンメシル酸塩錠2mgの処方に対して粉碎して調剤した。
- 2 モメタゾンフランカルボン酸エステル軟膏0.1%の用法に「医師の指示通り」と記載されていたので、疑義照会をせずに調剤した。
- 3 プレドニゾロン散1%0.05g(1回量)が処方されていたので、疑義照会をせずに賦形剤を0.2g(1回量)を加えて調剤した。
- 4 70歳の男性にトリアゾラム錠が0.5mg(1回量)処方されていたので、疑義照会をした。

正答は保険薬局ニュース10ページ

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
平成26年7月末日現在 1,206名(内更新900名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
9月7日(日)10:00～12:20 平成26年度抗HIV薬服薬指導研修会 10:00～10:10 開会の挨拶 広島県薬剤師会会長 前田泰則 広島県病院薬剤師会会長 木平健治 10:10～10:40 講 義(1)「HIV感染症治療患者への対応事例」 (九州)医療センター前調剤薬局 浦上秀刀先生 10:40～12:10 講 義(2)「薬局薬剤師への期待」 全国薬害被害者団体連絡協議会代表 大阪HIV訴訟原告団代表 花井十伍氏 12:10～ レポート作成 12:20 閉会の挨拶 【JPALS研修会コード:34-2014-0101-101】		公益社団法人 広島県薬剤師会 TEL082-246-4317	1	参加費:1000円(資料代、日本病院薬剤師会HIV感染症専門薬剤師制度認定講習会受講証発行料を含む)当日受付にて徴収いたします。 申込締切日:平成26年9月2日(火)
9月8日(月)18:30～20:30 岡山急ホテル4F皇城の間 県病薬吳支部研修会 18:30～18:50 【製品紹介】『ゲムシタビン点滴静注用「ヤクルト」』 株式会社ヤクルト本社 座長:独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 薬剤部長 前田頼伸先生 18:50～19:15 【一般講演】『緩和ケアチーム担当薬剤師の役割』 演者:中国労災病院 福澤 正隆先生 19:15～20:30 【特別講演】『白金系抗がん剤による毒性発現メカニズムの解明』 演者:九州大学病院教授・薬剤長 増田智先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0102-101】		共催: 広島県病院薬剤師会 吳支部 株式会社 ヤクルト本社	1	
9月10日(水)19:00～20:40 尾道国際ホテル 2階「慶安の間」 尾道市医師会学術講演会 19:00～19:10 【製品紹介】2型糖尿病治療剤「カナグリ錠100mg」 田辺三菱製薬株式会社 座長:尾道クリニック院長 浜口直樹先生 19:10～19:40 【一般講演】『DPP-4阻害薬の糖尿病治療における位置づけ』 演者:田辺クリニック院長 田邊泰登先生 19:40～20:40 特別講演『糖尿病治療の新たな展開』 演者:金沢医科大学糖尿病・内分泌内科学教授 古家大祐先生 【JPALS研修会コード:34-2014-0091-101】		共催: 尾道薬剤師会 尾道市医師会 田辺三菱製薬(株) 第一三共(株) 0848-44-7760	1	事前申込不要 参加費:支部会員無料、非会員500円
9月12日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 －明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演 題:下痢症状に対する漢方薬の適応のコツ 講 師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部漢方 薬物解析学研究室 084-936-2111(5165)	1	受講料500円※事前予約は不要です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。
9月13日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第474回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供「認知症治療におけるレミニール錠の位置付け」 武田薬品工業株式会社 鈴木清高 3)特別講演「安全な抗血栓療法のための最新の知識重大な偶発症:消化管出血の病因と対策～なぜPPIが必要か?～」 広島市立広島市民病院内科特任主任部長 水野元夫先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1000円 できれば事前申し込みをお願いいたします。

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
9月14日(日)10:30～15:30 広島大学医学部内 広仁会館 第20回吉益東洞顕彰会 第589回広島漢方研究会 10:30～12:00 一般発表 座長:吉本 悟 1)「東洞に関わった多くの魅力的な漢方医の生き様」 葉谷圭二先生(くわに内科) 2)「東洞と榕堂を繋いだ男一岑少翁一」 黒川達郎先生(古訓堂黒川クリニック) 3)「吉益東洞と野坂完山—医学哲学的観点から—」 館野正美先生(日本大学文理学部教授) 12:30～13:00 東洞祭 参加者全員で東洞の石碑に献花します 特別講演 座長:山崎正寿 『吉益東洞の評価は定まったか』 講師:北里大学東洋医学総合研究所所長 花輪壽彦先生 ※広島出身の江戸時代の著名な漢方家吉益東洞について顕彰する会です。		広島漢方研究会 テツムラ漢方薬 局:082-232-7756	2	広島漢方研究会会員1000円 会員外の当日参加3000円(学生 1500円)事前の予約は不要です。
10月9日(木)18:45～20:30 岐阪急ホテル4F 皇城の間 県病薬吳支部研修会 18:45～18:50 【製品紹介】『選択的SGLT2阻害剤 デベルザ錠20mg』 興和創薬株式会社 19:00～20:30 【特別講演】座長:独立行政法人国立病院機構吳医療セ ンター・中国がんセンター薬剤科科長 市場泰全先生 「糖尿病の診療 最近の話題」 演者:独立行政法人国立病院機構岡山医療センター糖尿病・代謝内科医長 肥田和之先生		広島県病薬吳支部 興和創薬株式会社	1	広島県病院薬剤師会研修認定研 修会です。(0.75単位)
10月10日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館 9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会 —明日の治療に役立つ分かり易い漢方— 演　題:ストレスに対する漢方薬の判別点と効かせ方 講　師:小林 宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。		福山大学薬学部漢方 薬物解析学研究室 084-936-2111(5165)	1	受講料500円※事前予約は不要 です。 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄 りの駐車場をご利用下さい。
10月11日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館 4階 第475回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 味の素製薬株式会社 3)特別講演『消化器癌の術後栄養管理』～体重減少と抗癌剤の服薬 アドヒアランス～ 味の素製薬株式会社学術 吉井壯治先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1000円 できれば事前申し込みをお願い いたします。
10月12日(日)9:30～16:00 広島県薬剤師会館 2階 第590回広島漢方研究会月例会 9:30～11:00 『肺熱証と口渴の関係～石膏剤～⑯』 代表方剤白虎加人参湯～ 小林 宏 11:00～12:30 『大塚敬節著・漢方診療30年』 吉本 悟 13:30～15:00 『勿誤葉室方函口訣』 山崎正寿 15:00～16:00 『葉局店頭での症例報告』 鉄村 努		広島漢方研究会 テツムラ漢方薬 局:082-232-7756	3	広島漢方研究会会員無料 会員外の当日参加2000円(学生 1000円)事前の予約は不要です。 お気軽にご参加ください。
10月12日(日) 広島県薬剤師会館 4階 第143回生涯教育研修会 テーマ:「関節リウマチ」 1)製品紹介「イマチニブ「NK」について」日本化薬株式会社 2)講　演「バイオシミラーについて」日本化薬株式会社 3)特別講演「関節リウマチの最新の話題(仮)」 医療法人社団慶広会野島内科医院院長 野島崇樹先生 4)質　疑 【JPALS研修会コード:34-2014-0094-101】		一般社団法人 広島市薬剤師会・ 日本化薬株式会社 (082)244-4899	2	受講料:県薬会員1000円、会員 外2000円 申込み:10月6日までに「氏名・ 勤務先・会員登録の有無」を広 島市薬剤師会へご連絡ください。 (FAX(082)244-4901)
10月19日(日)13:00～16:00 広島国際会議場 地下2階 国際会議ホール「ヒマワリ」 ひろしま桔梗研修会 公開講座「平穏死」って?私らしく生きるために『平穏死 10の条件』 第1部 講演 長尾和宏先生(医療法人社団裕和会理事長 長尾クリニック院長) 第2部 長尾先生を囲んで話しましょう! !		神戸薬科大学 広島生涯研修 企画委員会 090-1188-7307 (米田)		参加費:500円 申込み:下記メールアドレスに お名前・ご住所・ご希望チケッ ト枚数を記入してください。 d-hiro@kobepharma-u.ac.jp

使ってますか？



初めてのあなたに

連載  
第1回

## 広島県薬剤師会生涯学習推進ワーキンググループ

「第1回 いろいろと締切りが迫っています」

今号より、広島県薬剤師会会員の皆様にさらにJPALSをご活用いただくべく、連載を開始することになりました。数回に亘ってJPALSの概要や使い方の復習、こんな使い方もあるよというご提案をしていきたいと思います。

連載の第1回ですが、今回のお話は、、、

- 1 今から始める方
- 2 以前から始めており、CL レベル1、レベル2の方
- 3 過渡的認定で CL レベル5を取得した方

のうち 3過渡的認定で CL レベル5を取得した方を対象にしたお話しです。なぜなら、レベル5の方々にはいろいろと締切りが迫っているからなのです！

それでは本題です。

さてみなさんは、JPALS のログインパスワード・ID を覚えてらっしゃるでしょうか。www.jpals.jp にアクセスすると、このような画面があります。ID やパスワードを忘れてしまった方はこの画面の「忘れた方はコチラ」から再設定を行いましょう。(忘れないようにメモしておきましょうね！)

久しぶりにログインしてみると、バージョンアップされているのに気がつかれるかもしれません。色鮮やかになって(少しだけ)わかりやすくなっていますね。

まず、ご自身のレベルと提出した実践記録の本数、プレチェックが完了しているかどうかをご確認ください。

この図の場合は、「プレチェックを9月末までにやっておこうかな。。実践記録はまだ1本しか出してないから、来年3月までに17本ださなきや！」ということになります。

ちなみに、「プレチェック」とは、現在の学習の進捗度合いを把握し、学習計画の作成に役立てていただくために、プロフェッショナルスタンダード383項目を「未選択」から、「学習した」か「学習していない」に振り分けていただく作業です。

The screenshot shows the JPALS login interface. It has fields for 'JPALS-ID' and 'JPALS パスワード' (both in half-width English characters). There is a checked checkbox for 'JPALS-IDを保存する' (Save JPALS-ID). Below the fields are buttons for 'ログイン' (Login), 'JPALS-IDを忘れた方はコチラ' (Forgot JPALS-ID), 'JPALS-IDとパスワードを忘れた方はコチラ' (Forgot JPALS-ID and password), and 'ユーザー新規登録' (New user registration). At the bottom, there are links for 'ユーザ新規登録の前に必ずお読み下さい' (Please read before new user registration) and '個人情報の取扱について' (About handling personal information).

図1 JPALS ログイン画面。ここからスタート！ID/パスワードを忘れてしまった方はここで再確認の手続きができます。

The screenshot shows a JPALS dashboard with tabs for 'あなたのクリニックラダー' (Your Clinic Radar), 'CPD実践状況' (CPD Practice Status), and 'レーダーチャート' (Radar Chart). The main content area displays a message: '26年度のあなたのクリニックラダーは、レベル 5 です。現時点ではレベル6に昇格するためのWebテスト(年度末に実施)の受験資格の条件を満たしていません。もう一息です。頑張ってください！' (Your Clinic Radar for the 26th fiscal year is Level 5. At this point, to reach Level 6, the conditions for the Web test (to be held at the end of the year) have not been met. One more effort! Please keep it up!). Below this, there are two bullet points: '■今年度までの実践記録の提出本数 1本' (Number of practical records submitted this year: 1 book) and '■ご自分のレベルのプレチェック登録 未完了' (Pre-check registration for your own level is incomplete). A note at the bottom states: '(受験資格要件は「実践記録18本以上の提出」と「プレチェック登録完了」で、平成 27年 3月 31日までに満たす必要があります。)' (Prerequisites for the test are 'submitting 18 or more practical records' and 'completing pre-check registration' by March 31, 2015).

図2 「やばい！3月までに17本。」の図

クリニカルラーレベル5の方で、平成26年9月末までにプレチェックが完了していない方については、9月末時点で「未選択」の項目がすべて、「学習していない」にシステム上で自動的に変更され、これを以って「プレチェック完了」となります。

（「プレチェック完了」となりますと、ご自身での修正が出来なくなりますが、「学習していない」にチェックが入っていても、今後JPALSをご利用いただく上で不利益になるようなことはございません。）学習している項目がありましたら是非「学習した」にチェックをつけプレチェックを終了させてみてはいかがでしょうか。

このログインした画面の上部には、「会からのお知らせ」が表示されます。また下部の「早わかり！JPALS」からは「JPALS 超簡単マニュアル」も確認できますので、ご不安な点がある方は再度ご確認ください。

図3 ログインした後の画面。色も付いて少しづつわかりやすくなっています。

～保険薬局部会会員対象～

## 平成26年度 抗HIV薬服薬指導研修会の開催について

本年度も、保険薬局部会会員を対象とした、標記研修会を開催します。

今回は、薬剤師のHIV感染症の患者さんへの実際の対応についてや、22歳の時に輸入血液製剤によりHIVに感染され、その後、自らの経験や現状を伝えていくなど、幅広い活動をされておられる方を講師にお招きし、ご講義いただきます。

また、本研修会は、広島県病院薬剤師会との共催で、日本病院薬剤師会が推進されている「専門薬剤師制度」のうちの、「HIV感染症専門薬剤師部門」の認定研修会でもあり、保険薬局薬剤師も、この認定を受けることができます。

研修会終了後は、参加者の氏名・勤務薬局名を、広島県薬剤師会ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

(研修会当日、参加票をご記入いただきます。ホームページへの掲載を希望されない方については、その旨ご記入ください。)

### プログラム

◆日 時：平成26年9月7日（日）10：00～12：20

◆場 所：広島県薬剤師会館 4階ホール

◆主 催：広島県薬剤師会

◆共 催：広島県病院薬剤師会 薬剤業務・専門薬剤師委員会

1. 開会の挨拶 10:00～10:10

2. 講 義（1） 10:10～10:40

### 「HIV感染症治療患者への対応事例」

（九州）医療センター前調剤薬局 浦上 秀刀 先生

2. 講 義（2） 10:40～12:10

### 「薬局薬剤師への期待」

全国薬害被害者団体連絡協議会代表 大阪HIV訴訟原告団代表

花井 十伍 氏

3. レポート作成 12:10～

4. 閉会の挨拶 12:20

◆日本薬剤師研修センター認定研修会1単位

◆日本病院薬剤師会のHIV感染症専門薬剤師制度認定講習会1単位申請中

◆参加費：1,000円（資料代、日本病院薬剤師会HIV感染症専門薬剤師制度認定講習会受講証発行料を含む）  
当日受付にて徴収いたします。

◆申込締切日：平成26年9月2日（火）

お申し込みの際は、勤務先・ご氏名をFAXまたはメールでご連絡ください。

返信先FAX：082-249-4589 e-mail：yakujimu@hiroyaku.or.jp

平成26年度地域緩和ケア推進事業

# 在宅緩和ケア講演会

がん患者さんが住み慣れた自宅での療養を希望し、  
その人がご家族とともにその人らしく最期の時を過ごすには、  
どのような支援が必要か、また支える人たちのあり方について等、  
在宅ホスピスの先駆者として知られる  
内藤いづみ先生にご講演していただきます。  
県民の皆様の、多数のご参加をお待ちしております。

入場  
無料

日 時 平成26年9月20日土 14:00~16:00(予定)

場所 広島国際会議場 ヒマワリ

広島市中区中島町1番5号

## 【テーマ】『最高の一日、最良の最期 ～在宅ホスピス医のみた命の輝き～』

講 師 ふじ内科クリニック院長  
日本ホスピス・在宅ケア研究会理事  
内藤 いづみ 先生



■ プロファイル

1956年山梨県に生まれた内藤いづみ先生は、福島県立医科大学卒業後、東京女子医科大学内科などに勤務、その後ご主人の仕事の関係でイギリスに渡られました。1986年から1992年にかけプリンス・オブ・ウェールズホスピスで研修を受け、帰国後1995年山梨県甲府市にふじ内科クリニックを設立し、山梨県内を中心に、在宅ホスピス医として活動されており、近著に『最高に幸せな生き方死の迎え方』(講談社2003年)、「あなたを家で看取りたい」(ビジネス社2003年)、「いのちの不思議な物語」(佼成出版2014年)などがあります。

事前申し込み不要

お問い合わせ

## 広島県緩和ケア支援センター 緩和ケア支援室(県立広島病院)

〒734-8530 広島市南区宇品神田1-5-54  
TEL: (082) 252-6262(直通)



※ 駐車場はありません(公共交通機関をご利用ください)

ひろしま桔梗研修会 市民公開講座

# 「平穏死」って? 私たちしく生きるために

参加費 500円  
定員 500名



●どなたでも受講できますので、お説明合わせの上ご参加ください●

## 10月19日(日)

13:00~16:00(受付12:20~)

### 広島国際会議場

地下2階 国際会議ホール「ヒマワリ」  
〒730-0811 広島市中区中島町1番5号  
(平和記念公園内) TEL082-242-7777

## 『平穏死 10の条件』

第1部 尼崎市でクリニックを開業する「ドクター和」こと

講師 長尾 和宏 先生

医療法人社団裕和会 理事長  
長尾クリニック 院長

第2部 先生を囲んで話しましょう !!



お申し込み方法／住所・名前・電話番号・ご希望チケット枚数を明記し、FAXまたはEメールでお申込みください。※参加費500円は当日会場の受付にてお支払いください。

◆Eメールアドレス: d-hiro@kobepharma-u.ac.jp ◆お問い合わせ先: 米田 090-1188-7307 洞 080-1903-0172

主催: 神戸薬科大学広島生涯研修企画委員会 後援: 広島市、(公財)広島市文化財団、広島県薬剤師会

### 市民公開講座 参加FAX申込書

◆FAX: 桐原 082-211-2494 森川 0829-56-3529

フリガナ			
お名前		ご希望チケット枚数	枚
ご住所	〒		
TEL	( ) -	FAX	( ) -

個人情報の取り扱いについて: いただきました個人情報は、適切に安全管理し、本件に関する連絡以外には使用いたしません。  
法令に基づき開示する場合を除き、同意なく開示・提示いたしません。

# 広島県薬剤師研修協議会からのお知らせ

## ～医薬品関連施設の見学者募集について～

広島県薬剤師研修協議会では、薬剤師生涯教育の一環として医薬品関連施設等の見学を事業としております。今年度は、一昨年完成した日本赤十字社中四国ブロック血液センター（広島市中区千田町）を見学し、献血された血液がどのような過程を経て血液製剤として供給されているのかを教えていただく予定です。

つきましては、下記要領にて施設見学を行いますので、ご希望の方は事務局までお申し込みください。

1. 日 時：平成26年9月25日（木）午後5時～午後6時30分予定

2. 場 所：日本赤十字社 中四国ブロック血液センター

〒730-0052 広島市中区千田町2-5-5

TEL (082) 241-1311 (代表)

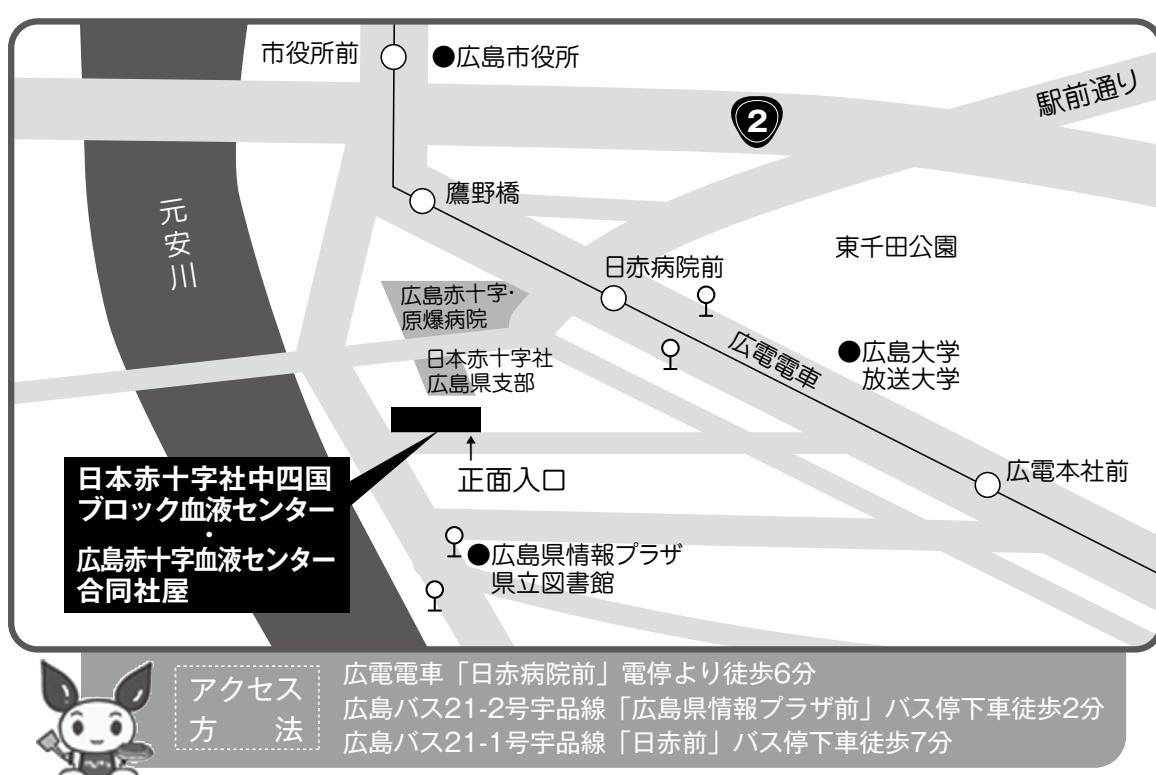
3. 集合場所：現地（正面玄関）

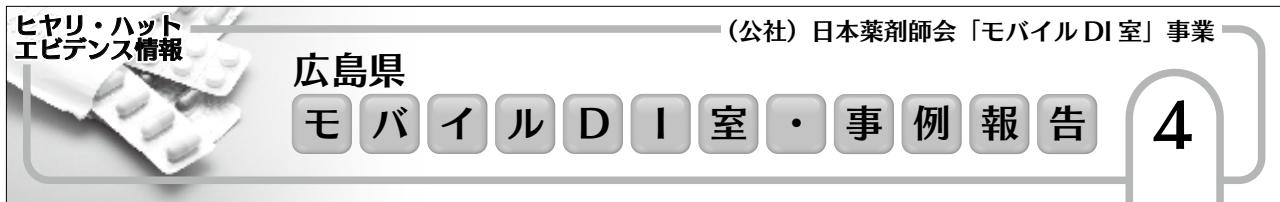
4. 定 員：20名（先着順）

5. 解 散：午後7時頃（現地解散）

6. 申込先：広島県薬剤師会事務局

TEL (082) 246-4317 (担当：木下)





(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 原田 修江

(公社) 日本薬剤師会 DI委員会

東京大学大学院薬学系研究科（医薬品情報学講座）

澤田 康文

## 【事例】

一般名処方、事務員が「フリクションペン」でマークするのを忘れて  
患者の希望が集薬者に伝わらず、後発医薬品のところ、先発医薬品を誤調剤！

## ■処方内容は 66歳の男性

〈処方〉 眼科クリニック受診、印字処方

【般】 ヒアルロン酸Na点眼液0.1% 5 mL	3 瓶	両眼	1 日 4～6 回
カリーエニ点眼液0.05% 5 mL	1 瓶	左眼	1 日 4 回
【般】 シアノコバラミン点眼液0.02%	1 瓶	左眼	1 日 4 回
コソプト配合点眼液	5 mL	右眼	1 日 2 回
【般】 ベタメタゾン・ラジオマイシン配合点眼点鼻液	5 mL	右眼	1 日 2 回

既病歴（糖尿病、高血圧） 現病歴（緑内障）

## ■何が起きたか？

- 一般名処方薬は、患者が後発医薬品を希望した場合、事務員が「フリクションペン」で青色のマークを付けて集薬者に伝えていた。これまで当該患者は、「【般】ベタメタゾン・ラジオマイシン配合点眼点鼻液」については後発医薬品を希望していたが、当該薬局では採用していなかったため、先発医薬品（「点眼・点鼻用リンデロンA液」）を調剤していた。今回は、後発医薬品（「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」）採用後初めての来局であり、患者はいつも通り後発医薬品を希望したが、事務員が青色マークをし忘れて集薬者に伝わらず、今までと同じ先発医薬品を調剤してしまった。

## ■どのような経緯で起きたか？

- 当該薬局では、処方せんを受け取ると、まず事務員がレセプトコンピュータ（レセコン）に、処方内容を入力し、一般名処方薬については、患者に後発医薬品を希望するかどうかを確認している。患者が後発医薬品を希望した場合は、何度も書き消しができる「フリクションペン」（「特記事項は？」を参照）を用いて、直接処方せんに青色のアンダーラインを引いてマークをし、集薬者に伝えている。この方法は、約2年前から導入している。
- 患者は、平成12年4月に初めて来局し、それ以後同じ処方が続いている。
- いつも処方1の3種類の一般名処方薬については、すべて後発医薬品を希望していたが、これまで当該薬局では「【般】ベタメタゾン・ラジオマイシン配合点眼点鼻液」の後発医薬品は採用していなかったため、事務員は、患者の了解を得て、この薬には青色のマークを付けていなかった。

- 一方、当該薬局では、11月中旬～下旬に、「【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液」の後発医薬品として、「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」を採用した。
- 患者は、ほぼ14日ごとに来局しており、今回（12月2日）は、「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」を採用後初めての来局であった。
- 今回も患者は3種類の一般名処方薬すべて後発医薬品を希望したが、事務員は、いつも通り「【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液」に青色のマークを付けなかった（図1）。
- 集薬者は、処方せんのマークに従い、いつもと同じ先発医薬品の「点眼・点鼻用リンデロンA液」を集薬した。
- 鑑査者は、電子薬歴と処方せん原本を見ながら調剤鑑査を行うが、集薬された薬が処方せんのマークと一致していなかったため、問題ないと判断した。
- しかし、投薬時に、3種類の一般名処方薬について患者の意向を再度確認したところ、すべて後発医薬品を希望しており、処方せん受付け時に事務員にそのことを申し出たことが分かった。
- 鑑査者は、「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」が採用されたことを知っていたため、すぐに事務員に確認したところ、事務員が青色のマークを付け忘れたことが判明した。

処 方 せ ん	
(この処方せんは、どの保険薬局でも有效です。)	
公費負担者番号	
公費負担医療の受給者番号	
患 者	生年月日 66才 男
区 分	(被保険者) 被扶養者
交付年月日 平成25年12月02日	処方せんの使用期限 平成 年
処	変更不可 【外用】【般】ヒアルロン酸Na点眼液0.1%5mL 3瓶 両眼 1日4回 【外用】カーニコ点眼液0.005% 5mL 1瓶 左眼 1日4回 【外用】【般】シアノコバラミン点眼液0.02% 1瓶 左眼 1日4回 【外用】アラブド配合点眼液 5mL 右眼 1日2回 【外用】【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液 右眼 1日2回 <以下余白>

図1 3種類の一般名処方薬が記載された処方せん

患者が後発医薬品を希望した場合は、事務員が薬名に青色でアンダーラインを引いている。

今回患者は、3種類すべて後発医薬品を希望したが、「【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液」（1番下）に青色のアンダーラインが引かれていない。「【般】ヒアルロン酸Na点眼液0.1% 5mL」（1番上）と「【般】シアノコバラミン点眼液0.02%」（上から3番目）には引かれている。

## ■どうなったか？

- 患者に謝罪をして、最近「【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液」の後発品として「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」を採用したことを説明し、先発医薬品の「点眼・点鼻用リンデロンA液」と交換して投薬した。
- このような間違いが今回初めてであり、また、使用前であったため、それほど患者の感情を害することはなかった。

## ■なぜ起ったか？

- 当該事務員は、「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」が新規採用されたことは聞いていたが、前回まで「【般】ベタメタゾン・フラジオマイシン配合点眼点鼻液」に青色のマークを付けていなかったことが強く記憶に残っていた。
- 当該事務員は、当該薬局に勤務し始めて1年未満であり、まだ業務に十分慣れていなかったため、このようなミスはたまにあった。
- 集薬者と鑑査者は、いずれも「ベルベゾロンF点眼・点鼻液」が採用されたことは知っていたが、青色マークが付いておらず、また、前回まで先発医薬品の「点眼・点鼻用リンデロンA液」を集薬していたため、何の疑問も持たなかった。

### ■今後二度と起こさないためにどうするか？

- ・新規採用薬（あるいは不採用薬）について、薬剤師だけでなく、「事務員」にも周知を徹底する。たとえば、新規採用および不採用医薬品のリストを事務員の目につくところに貼り出す。
- ・患者が後発医薬品を希望した場合、一般名処方薬にマークするだけでなく、処方せんの空欄に、一般名処方薬の数と患者が希望する後発医薬品数を、例えば今回の事例では「3 / 3」のように、「フリクションペン」でメモする。

### ■特記事項は？

近年、一般名処方が増加したことから、処方せんを見ながら集薬する場合、患者の希望が先発医薬品か後発医薬品か集薬者に伝わりにくい問題がある。この問題を解決するために、当該薬局では、約2年前から「フリクションペン」(株)パイロット)を採用した。

「フリクションペン」は、書いた部分をこすると、生じた摩擦熱で無色透明になる“フリクションインキ”を搭載した筆記具であり、消しゴムのように消しカスが出ず、何度も書き・消しができるペンである(図2)。インクも24色以上が用意されている。

当該薬局では、患者が後発医薬品を希望した場合、事務員は該当する薬に青色の「フリクションペン」でアンダーラインを引いて集薬者に伝えている。一方、鑑査薬剤師は、赤色の「フリクションペン」を用いて処方せんに照合済みのマークやメモをしながら鑑査を行っている。本来、処方せんには勝手にメモをすることは禁じられているが、「フリクションペン」で書いた部分は後で消すことができるため、気軽にメモができる。

この方法を導入以後、一般名処方薬の調剤がスムーズに出来るようになり、大変有用な方法であると評価している。しかし、今回は、このような対策を講じているにもかかわらず、運用面での人的要因から誤調剤が発生した。今後は、この点を改善(「今後二度とおこさないためにどうするか？」を参照)することで、更に一般名処方における調剤ミス防止の強化が図れるものと期待する。



図2 フリクションペン

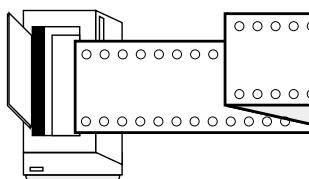
参考：「フリクションペン」(株式会社パイロットコーポレーション)

<http://www.pilot.co.jp/promotion/frixion/info/#/home/>

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センター(原田)までご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス harada@hiroyaku.or.jp〉



## 薬事情報センターのページ



原田 修江

### 経口2型糖尿病治療薬～DPP-4阻害薬について～

現在わが国で臨床使用されているDPP-4阻害薬は、シタグリップチン、ビルダグリップチン、アログリップチン、リナグリップチン、テネリグリップチン、アナグリップチン、サキサグリップチンの7種類です（表1）。リナグリップチンとテネリグリップチンは、腎機能低下者に対しても減量の必要はなく、通常用量を投与することが可能です。他の糖尿病薬との併用については、アナグリップチン以外のDPP-4阻害薬は、すべての糖尿病薬との併用が可能です。

表1 各種DPP-4阻害薬の適応と体内動態について

一般名	シタグリップチン リン酸塩水和物	ビルダグリップチン	アログリップチン 安息香酸塩	リナグリップチン	テネリグリップチン 臭化水素酸塩水和物	アナグリップチン	サキサグリップ チン水和物	
商品名	グラクティップ錠 ジャヌビア錠	エクア錠	ネシーナ錠	トラゼンタ錠	テネリア錠	スイニー錠	オングリザ錠	
会社名	小野薬品工業 MSD	ノバルティス ファーマ- サノフィ・アベン ティス	武田薬品工業	日本ペーリングガ インゲルハイム- 日本イーライリリー	田辺三菱製薬- 第一三共	三和化学研究所- 興和創薬	協和発酵キリン	
発売日	2009年12月	2010年4月	2010年6月	2011年9月	2012年9月	2012年11月	2013年7月	
剤形	フィルム コーティング錠	素錠 (割線入)	フィルム コーティング錠 (割線入)	フィルム コーティング錠	フィルム コーティング錠	フィルム コーティング錠 (片面割線入)	フィルム コーティング錠	
薬価	12.5mg 25mg 50mg 100mg	65.8円 80.5円 149.3円 224.8円	50mg 87.7円	6.25mg 12.5mg 25mg	53.9円 100.0円 207.8円	5mg 188.4円 20mg 186.8円	2.5mg 100mg 74.7円	99.1円 5mg 149.3 円
効能・効果	2型糖尿病							
他の糖尿病薬 との併用	すべての 糖尿病と 併用可能薬	すべての 糖尿病と 併用可能薬	すべての 糖尿病と 併用可能薬	すべての 糖尿病と 併用可能薬	すべての 糖尿病と 併用可能薬	・ $\alpha$ -グルコシ ダーゼ阻害剤 ・ビグアナイド 系薬剤 ・スルホニルウ レア剤 ・チアゾリジン 系薬剤	すべての 糖尿病と 併用可能薬	
用法・用量 (1日量)	50mg×1 (100mgまで 増量可能)	50mg×2 朝、夕 (状態に応じて 50mg×1、朝)	25mg×1	5mg×1	20mg×1 (40mgに増量可能)	100mg×2 朝、夕 (1回200mg まで増量可能)	50mg×1 (2.5mg×1 も可能)	
尿中未変化体 排泄率	79～88%	23%	73%	5%	15～22%	24%	16%	
腎機能 低下時 の用量 調節	中等度 低下 高度 低下 透析 患者	25mg×1 (最大投与量： 50mg×1)	50mg×1、朝	12.5mg×1 6.25mg×1 6.25mg×1	減量の必要なし (通常用量) 40mgへの増量は慎 重に判断すること。	減量の必要なし (通常用量)	2.5mg×1 100mg×1	
薬物体 内動態	t <sub>max</sub> [h]	2.0	1.5	1.1	6.0	1.8	0.9	
	t <sub>1/2</sub> [h]	11.4	1.8	17.1	105	24.2	2.0	
							6.5	

薬物体体内動態は通常用量での値

(各製品インタビューフォームより)

表2 各種DPP-4阻害薬の使用上の注意について【禁忌】

	グラクティップ錠 ジャヌビア錠	エクア錠	ネシーナ錠	トラゼンタ錠	テネリア錠	スイニー錠	オングリザ錠
本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者	○	○	○	○	○	○	○
重症ケトーシス、糖尿病性昏睡又は前昏睡、1型糖尿病の患者	○	○	○	○	○	○	○
重症感染症、手術前後、重篤な外傷のある患者	○	○	○	○	○	○	○
重度の肝機能障害のある患者		○					

(各製品添付文書より)

表3 各種DPP-4阻害薬の使用上の注意について【慎重投与】

	グラクティップ錠 ジャヌビア錠	エクア錠	ネシーナ錠	トラゼンタ錠	テネリア錠	スイニー錠	オングリザ錠
肝機能障害のある患者		○			○ (高度障害者)		
中等度以上の腎機能障害のある患者 又は透析中の末期腎不全患者	○	○	○			○ (重度又は透析中)	○
心不全 (NYHA分類III～IV) のある患者		○	○		○		
スルホニルウレア剤を投与中の患者	○注2	○	○注3	○注3	○注3	○	○注2
腹部手術の既往又は腸閉塞の既往のある患者	○	○	○	○	○		○
QT延長を起こしやすい患者					○		
次に掲げる患者又は状態	○注1 (1-5)	○注1 (1-4)	○注1 (1-4)	○注1 (1-4)	○注1 (1-4)	○注1 (1-4)	○注1 (1-4)

注1：(1) 脳下垂体機能不全又は副腎機能不全 (2) 栄養不良状態、飢餓状態、不規則な食事摂取、食事摂取量の不足又は衰弱状態  
(3) 激しい筋肉運動 (4) 過度のアルコール摂取者 (5) 高齢者

注2：他の糖尿病用薬（特に、インスリン製剤、スルホニルウレア剤又は速効型インスリン分泌促進薬）を投与中の患者）

注3：スルホニルウレア剤又はインスリン製剤を投与中の患者

(各製品添付文書より)

#### ◆各種DPP-4阻害薬の薬物相互作用について

DPP-4阻害薬は単独では低血糖を起こしにくい薬剤ですが、他の糖尿病薬と併用する場合は低血糖に注意が必要です。特に、スルホニルウレア剤（SU剤）、速効型インスリン分泌促進薬、インスリン製剤との併用は、重篤な低血糖を起こす報告が多いことから注意が必要です。また、糖尿病薬以外でも血糖値に影響を及ぼす薬剤との併用には注意が必要です。

その他に、シタグリプチンあるいはアナグリプチンとジゴキシンとの併用（ジゴキシンの血中濃度が上昇）、ビルダグリプチンとACE阻害薬との併用（血管浮腫の発現頻度が高い）、サキサグリプチンとCYP3A4/5阻害剤との併用（サキサグリプチンの血中濃度上昇）にも注意が必要です。テルネグリプチンは、高用量[160mg]投与時にQT延長を起こしやすい薬剤と併用すると、QT延長が起きることが報告されています。

表4 各種DPP-4阻害薬の薬物相互作用について【併用注意】

	グラクティップ錠 ジャヌピア錠	エクア錠	ネシーナ錠	トラゼンタ錠	テネリア錠	スイニー錠	オングリザ錠
代謝	主に未変化体として尿中に排泄される。	主に加水分解により代謝される。	CYP2D6により活性代謝物M-Iに、N-アセチル化により非活性代謝物M-IIに代謝される。	代謝は極めて弱い。主にCYP3A4が関与。	主にCYP3A4、フルビン含有モノオキシゲナーゼが関与。	主に未変化体又は代謝物として尿中に排泄される。CYPの関与はほとんどない。	主にCYP3A4/5により代謝される。
糖尿病用薬	○	○	○	○	○	○	○
血糖降下作用を増強する薬剤（注1）	○	○	○	○	○	○	○
血糖降下作用を減弱する薬剤（注2）	○	○	○	○	○	○	○
ジゴキシン	○					○	
ACE阻害剤		○					
QT延長を起こすことが知られている薬剤					○		
CYP3A4/5阻害剤 イトラコナゾール等							○

注1：β-遮断薬、サリチル酸剤、モノアミン酸化酵素阻害剤等

注2：エピネフリン、副腎皮質ホルモン、甲状腺ホルモン等

(各製品添付文書より)

### ◆おわりに

DPP-4阻害薬は、体重増加が少なく、インスリン分泌低下作用の他に、脂質低下作用、マクロファージ泡沫化形成抑制作用を介した動脈硬化抑制作用、グルカゴン分泌抑制作用などが報告されており、膵β細胞の保護作用も期待されている薬剤です。

DPP-4阻害薬はHbA1cを約1%程度低下することが報告されていますが、血糖低下作用を十分に発揮させるためには、薬物療法と合わせて食事・運動療法を十分に行うことが必要です。一旦HbA1cが下がった後に、DPP-4阻害薬の効果が減弱する症例がみられ、このような症例では、体重が徐々に増えていることが報告されています。

DPP-4阻害薬は、GIPとGLP-1の両方の血中レベルを高め、GIPには中枢神経に作用しエネルギー消費を抑制する働き（体重増加につながる）や脂肪組織へのエネルギー蓄積作用があります。そのため、食事・運動療法が十分に行われていない場合、脂肪が増加し、脂肪細胞からDPP-4が分泌され、DPP-4阻害薬の効果が弱まる可能性があります。

DPP-4は体内に広く存在し様々なペプチドに作用します。DPP-4阻害薬の作用についてはまだまだ不明な点が多いため、長期間使用した場合の有効性・安全性については更なる検討が必要であると考えられています。

### 〈参考資料〉

- ・治療、94(5)、2012
- ・medicina、49(5)、2012
- ・各製品インタビューフォーム
- ・日本糖尿病学会ホームページ

# お薬相談電話 事例集 No.39

## 最近相次いで出ている新しいタイプの糖尿病治療薬 SGLT2阻害薬とは何ですか？



糖尿病で本当に問題となるのは、『血液中にどれだけの糖が含まれているか』です。つまり、糖尿病の治療で重要なのは、『血液中の糖を減らすこと』です。

SGLT2阻害薬は、尿細管における尿糖の再吸収を抑制することによって高血糖を是正する新しい機序の経口2型糖尿病治療薬です。

血中のグルコースはいったん全量（1日約180g）が腎糸球体で濾過され、すべて尿細管で再吸収されます。正常血糖者では、尿糖は検出されません。しかし、尿細管でのグルコース再吸収量には限界があり、血糖値が160～180mg/dLを超えると、再吸収できなくなり尿糖が出現します。このグルコース再吸収を担っているのが、SGLT（sodium glucose cotransporter；ナトリウム・グルコース共役輸送担体）です。SGLTには数種のアイソフォームがあり、そのうちSGLT2は腎近位尿細管上皮細胞に特異的に存在し、尿細管でのグルコース再吸収の約90%を担っています。

2型糖尿病では、健常者と比較してSGLT2の発現量、グルコース再吸収量がともに増加しているという報告があります。SGLT2阻害薬は、特異的にSGLT2を阻害し、近位尿細管でのグルコースの再吸収を抑制し、尿中にグルコースを排泄させることにより高血糖を是正します。この薬剤の特徴は以下の通りです。

- ・インスリンの分泌や作用に依存しない作用機序のため、低血糖の心配が少ない
- ・余分なグルコース（＝エネルギー）を体外に排出することで、体重低下が期待できる
- ・血圧低下（浸透圧利尿による）
- ・脂質改善

現在、すでに発売されている薬剤は以下の通りです。各薬剤間での違いは少なく、有効性や安全性ではほとんど差がないようで、臨床的な効果に違いは今のところあまりなさそうです。

表. SGLT2阻害薬一覧【効能・効果：2型糖尿病】

製品名	一般名	製造元・販売元	用法・用量	発売年月	2014年7月現在での 薬価（円／錠）
スーグラ錠25mg/ 同錠50mg	イプラグリフロジン L-プロリン	アステラス製薬、 -MSD=寿製薬	50～100mg、1日1回 朝食前又は朝食後	2014年4月	25mg : 136.50 50mg : 205.50
フォシーガ錠5mg/ 同錠10mg	ダパグリフロジン プロピレンジコール 水和物	ブリストル・マイヤーズ、 -小野薬品工業=アストラゼネカ	5～10mg、1日1回	2014年5月	5mg : 205.50 10mg : 308.30
ルセフィ錠2.5mg/ 同錠5mg	ルセオグリフロジン 水和物	大正製薬、 -ノバルティスファーマ=大正富山医薬品	2.5～5mg、1日1回 朝食前又は朝食後	2014年5月	2.5mg : 205.50 5mg : 308.30
デベルザ錠20mg	トホグリフロジン 水和物	興和、-興和創薬	20mg、1日1回	2014年5月	20mg : 205.50
アプルウェイ錠20mg		サノフィ	朝食前又は朝食後		

有害現象として、泌尿生殖器系感染症、他剤併用時などの低血糖、ケトアシドーシス、脳梗塞、全身性皮疹・紅斑など、重篤な副作用も報告されています。また、多尿による脱水も懸念されるので、特に腎機能が低下している患者、高齢者には注意が必要です。

日本糖尿病学会からSGLT2阻害薬の適正使用の注意喚起が6/13に発表されています。

1. SU薬等インスリン分泌促進薬やインスリンと併用する場合には、低血糖に十分留意して、それらの用量を減じる。患者にも低血糖に関する教育を十分行うこと。
2. 高齢者への投与は、慎重に適応を考えたうえで開始する。発売から3ヶ月間に65歳以上の患者に投与する場合には、全例登録すること。
3. 脱水防止について患者への説明も含めて十分に対策を講じること。利尿薬との併用は推奨されない。
4. 発熱・下痢・嘔吐などがあるときないしは食思不振で食事が十分摂れないような場合（シックデイ）には休薬する。
5. 本剤投与後、皮疹・紅斑などが認められた場合には速やかに投与を中止し、副作用報告を行うこと。
6. 尿路感染・性器感染については、適宜問診・検査を行って、発見に努めること。問診では質問紙の活用も推奨される。
7. 原則として、本剤は他に2剤程度までの併用が当面推奨される。

### 【参考資料】

医薬ジャーナル、49 (10), 2382-2387, 2013. 医薬ジャーナル、50 (S-1), 425-432, 2014. Diabetes, 54 (12), 3427-3434, 2005. 日経メディカル、(6特別編集版), 15, 2014. 糖尿病リソースガイド、<http://dm-rg.net/>  
役に立つ薬の情報～専門薬学、<http://kusuri-jouhou.com/medi/diabetes/sglt.html>  
株式会社ジェネティックラボ、[http://www.gene-lab.com/ce\\_publication/presentation/sglt-22000.html#pagetop](http://www.gene-lab.com/ce_publication/presentation/sglt-22000.html#pagetop)  
「SGLT2阻害薬の適正使用に関するRecommendation」（日本糖尿病学会「SGLT2阻害薬の適正使用に関する委員会」、<http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?page=article&storyid=48>  
各薬剤添付文書

# 医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals  
and  
Medical Devices  
Safety Information  
No.314

厚生労働省医薬食品局

## No.314 目次

1. 「医薬品・医療機器等安全性情報報告制度」の報告様式の 変更について	3
2. 使用上の注意の改訂について（その257）	
アジルサルタンほか	8
3. 市販直後調査の対象品目一覧	12

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。  
医薬品・医療機器等安全性情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ  
(<http://www.info.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) からも  
入手可能です。

平成26年(2014年) 7月 厚生労働省医薬食品局

## ◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医薬食品局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)  
      03-5253-1111 (内線) 2755、2753、2751  
(Fax) 03-3508-4364

# 検査センターだより



## ～慢性腎臓病（CKD）ってどんな病気？～

有助 美奈子

この度は、慢性腎臓病（CKD）についてお話ししたいと思います。

CKDは、慢性に経過するすべての腎臓病を指します。近年増加傾向にある新たな国民病とも言われており、成人の約8人に1人はCKDと推計されています。

初期段階で自覚症状がほとんどないため、気づかない間に病気が進行していく事が、患者を増加させている原因でもあります。夜間尿、むくみ、貧血、倦怠感、息切れ等の症状が現れた時には、病気がかなり進行している可能性があります。症状がさらに進行し、腎不全になると体内から老廃物を除去できなくなり、最終的には透析や移植が必要になるおそれがあります。腎臓は一度あるレベルまで悪化してしまうと、自然に治ることはできません。

また、CKDがあると脳卒中や心筋梗塞など心血管病発症のリスクが高くなることがわかつてきました。生活習慣病（高血圧、糖尿病など）や、メタボリックシンドロームとの関連も深く、誰もがかかる可能性のある病気です。腎臓は体内の環境を最適な状態に整えるという大切な働きを担っているため、CKDによって腎臓の機能が低下し続けることは、体の至る所にリスクをおくことになります。そのため、CKDにおいては早期発見・早期治療によって腎臓の機能を低下させないことが重要になってきます。

CKDは日本腎臓学会のCKD診療ガイド2012において診断、治療等が定義されており、重症度分類によって適切な治療目標を定めています。

CKDの定義は腎臓の障害が明らかであること（蛋白尿等）、糸球体濾過量（GFR）60mL/分/1.73m<sup>2</sup>未満の腎機能低下があること、この二つのいずれか、または両方が3カ月以上持続することとされています。

CKDの重症度は、原因（Cause:C）、腎機能（GFR:G）、蛋白尿（アルブミン尿:A）によるCGA分類で評価され、原因（C）と、その腎機能障害の区分（G1～G5）と蛋白尿区分（A1～A3）を組み合わせたステージに分けられます。

CKDの治療は、腎機能の悪化を防ぐために、日々の生活習慣の改善、食事療法や薬物治療による血圧管理、貧血改善、脂質代謝管理、糖代謝管理、塩分摂取制限等を総合的におこなうことが必要です。これらは腎臓を守る基本になります。高血圧や糖尿病等の生活習慣病がある人は、医療機関を受診してきちんと治療をしておくことが大切です。

また、病気の進行度合いや症状に応じた適切な治療をおこなっていくためには、定期的に尿検査、血液検査等を受けることが重要です。

最後にCKDを防ぐためには早期発見が重要ですが、体調の変化に気をつけているだけでは早期発見は難しいため、定期的に検診等を受診することが大切です。特に尿蛋白は要注意ですので、陽性の方はもちろん、微量でも継続的に検出される場合は、病院でより詳しい検査を受けるようにしましょう。

日常からの血圧の管理と尿検査がCKDの予防になります。市販の尿試験紙や血圧計を利用し、家庭でもチェックするとよいでしょう。当検査センターでも尿検査を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

参考文献：CKD診療ガイド2012、ほっとけないぞ！CKD

## ひろしま桔梗研修会

### 平成26年度 第2回研修会



神戸薬科大学同窓会広島支部 町野 貴美子

日 時：平成26年6月22日（日）

場 所：広島クリスタルプラザ

「薬剤師が知っておきたい糖尿病」というテーマでシリーズ2回目が開催されました。

前回同様、岡山県の水島協同病院の薬剤師であり糖尿病療養指導士の資格をお持ちの大西順子先生に講演していただき、次にグループワーク形式でインスリン注射の指導法、症例検討を行いました。

講演では、糖尿病の病態、そして内服薬それぞれの薬効の特徴、注意すべき副作用を具体的に説明していただきました。副作用予防のための生活指導も大切であり、例えばピオグリタゾンの浮腫の原因はNa排泄阻害によることから塩分制限、野菜などからKをしっかり摂る事が重要であると学びました。また、コンプライアンスを上げるための薬の説明の仕方の工夫もあり、ビグアナイド系服用中の運動療法が難しいと言われる患者さんなら「運動と同じような効果がある」など、ちょっとしたことで薬への印象もガラッと変わることも学びました。ゆっくり噛んで食べることも基本ですが、薬（αG I薬）と同じような効果があると一言付け加えるだけでも意識づけすることができると感じました。



次に行ったグループワークでは、実際に様々な種類のインスリン製剤を触りながら自己注射する際の注意点を教えていただきました。指導箋には記載のない注意点や、製剤によって押す感覚や目盛のまわり方が全く違うなど多くの事に気付くことができました。定期的に使用されている患者さんへも、正しく使用できているか再度確認すべきポイントもあり、今後の業務にも役立てたいと思います。

症例検討では患者さんの自己血糖測定値を見ながら服用中の薬、透析中であることを考慮しながら使用中のインスリン製剤の単位は適正かどうかを話し合いました。糖尿病患者の血糖目標値や、食後2時間値とは『食事を食べ始めてから2時間』という事など基本的な知識、さらに透析後は交感神経が活発になっているので血糖値にも影響ある事なども教えていただき、患者さんに聴くべき事、医師への処方提案まで考察することができました。

先生が強く強調されていたのは「自己血糖値を見ながらのオーダーメードの服薬指導・治療が大切」という事でした。医師や看護師が見逃しているサインに気付いたり声をかける事も重要であり、これから薬剤師も薬・病気の知識はもちろんですが、患者さんに分かりやすく説明したり、患者さんのライフスタイルに合わせた処方など積極的に協調性をもってチームの一員としての役割を担う事が必要になってくるのではないかと感じました。



# Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



## 夏バテにいいね！

井上 映子

### マクロビオティックカレーをご紹介します。

#### 1. 切干し大根のカレー（4人分）

<材 料>	切干し大根	1カップ
	玉ねぎ	1個
	にんにく、生姜	各1片
	昆布	5cm
	白味噌	大さじ4
	塩、こしょう、醤油	適宜
	カレースパイス	大さじ1～2
	ベジミート	1/2カップ

<作り方> ①にんにく、生姜、玉ねぎのみじん切りを炒め、切干し大根（1/3くらいに切ったもの）を加えて炒める。  
②昆布を入れて柔らかくなるまで煮たら、スパイス、白味噌を入れ、塩、こしょう、醤油で味を調える。

#### 2. とうもろこし入りごはん（4人分）

<材 料>	玄米	2カップ
	水	全体の1.3倍
	とうもろこし	1本
	塩	少々

<作り方> ①圧力鍋に洗った玄米と塩、水を入れ、上にとうもろこしをのせて23分炊く。  
②とうもろこしを出してまな板に縦に置き、実を包丁で落とし、炊きあがったご飯に混ぜる。



ズッキーニ  
甘とうがらし、  
しとう、かぼちゃ、  
ピーマンのナッツソテー

#### <コメント>

スパイスは、クミン、コリアンダー、ターメリック、カルダモン、シナモン、クローブなどなど。。。お好みのカレースパイスでOKです。マクロビオティック料理では、動物性蛋白を使わないで、出汁は昆布と野菜、肉の替りにベジミート（大豆で作ったツナのような食材）を使っています。このレシピでは、生姜を入れるだけでジーンとくる辛さがありますので、唐辛子を使用していませんが、お好みで加えてもよいです。カレースパイスに加え、クミンシードを使うこともお勧めです。インドでは、クミンをスタータースパイスとして最初に油に入れ、香と薬効を十分移して、次に生姜などを炒めます。クミン=生薬名：孜然芹〔コウゼンキン〕、学名：Cuminum cyminum（クミヌムキミヌム）、薬効：健胃、抗菌効果があり、胃腸が弱って片頭痛を起こした時や、エジプトではミイラを作る時などに使われていたと言われます。

# シリーズ 薬局紹介③8

フタバ薬局本通店  
広島県呉市本通4丁目6-7



間口が狭く、ウナギの寝床のような細長い薬局です。平成元年6月に開局して25年になります。初めの頃は患者さんから「店の前にティッシュの山がないので薬局と解らなかった！」とよく言われました。四半世紀の間、刻々と変っていく保険薬局状況に対応しながら、より良い役目を果たせるよう頑張っています。

現在は平均1日150枚の処方箋を受けています。一枚の処方箋からは様々なものが読み取れます、人と人とのつながりの中で、やりがいを感じつつ、難しくもあり、喜びもありの毎日です。薬局実務実習では学生さんにこのような内面のことはなかなか言葉では伝わりにくいと思いますが、何か感じてもらえればと思っています。



ところで薬局の軒下でツバメが育っています。毎年4月にどこからか帰ってきて、巣作り、子育て、巣立ちをします。毎日の糞の世話は大変ですが、成長していく様子を親ツバメの気持ちで楽しませてもらっています。



次回は、大竹支部 ふれあい薬局さんです。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当たりの月払保険料

保険期間:2014年8月1日午後4時から2015年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型 保険期間1年 てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
月 払 保 険 料	タイプ	Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成26年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。  
ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

## 制度の特徴

1

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

\*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

\*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる休業も補償します。



3

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

別紙の加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

### 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

#### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



#### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

**代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。**

(TEL:082-232-8800 FAX:082-294-1868)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。)

●薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

## 書籍等の紹介

### 「薬局・薬剤師のためのトラブル相談Q&A47」

編 著：赤羽根秀宜  
発 行：株式会社じほう  
判 型：A5判、185頁  
価 格：定 價 2,592円  
会員価格 2,330円  
送 料：1部 500円

### 「薬の影響を考える臨床検査値ハンドブック第2版」

監修・編集：木村 聰（昭和大学横浜市北部病院内科系  
診療センター教授）  
編 集：三浦雅一（北陸大学薬学部長）  
発 行：株式会社じほう  
判 型：B6判、310頁  
価 格：定 價 3,024円  
会員価格 2,670円  
送 料：1部 500円

### 「保険薬事典プラス 平成26年8月版」

編 著：薬業研究会  
発 行：株式会社じほう  
判 型：A5判、950頁（予定）  
価 格：定 價 4,968円  
会員価格 4,470円  
送 料：1部 500円

### 「Pocket Drugs2014」

監 修：福井次矢（聖路加国際病院院長）  
編 集：小松康宏（聖路加国際病院副院長）  
渡邊裕司（浜松医科大学教授）  
発 行：株式会社医学書院  
判 型：A6判、1312頁  
価 格：定 價 4,536円  
会員価格 4,210円  
送 料：1部 432円

### 「実践小児薬用量ガイド」

監 修：甲斐純夫（済生会横浜市南部病院副院長・  
小児科主任部長）  
加賀谷肇（明治薬科大学教授）  
佐藤透（済生会横浜市南部病院薬剤部長）  
編集代表：田中文子（済生会横浜市南部病院小児科部長）  
発 行：株式会社じほう  
判 型：A6判、389頁  
価 格：定 價 3,024円  
会員価格 2,700円  
送 料：1部 500円

※価格はすべて税込みです。



### 斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいますようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局  
TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589  
担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

### 第53回 日本薬学会・日本薬剤師会・ 日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会に参加希望の方 - 事前参加登録費県薬で負担 -

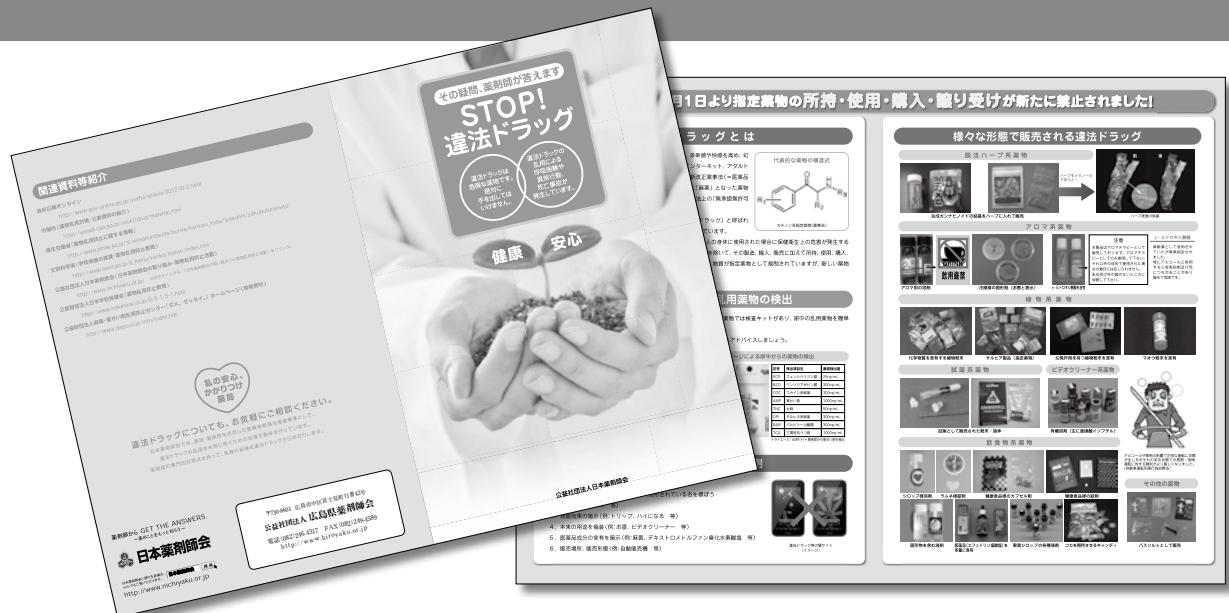
大会に参加を希望される会員は、所属支部長へ参加希望の旨を申し出てください。

県薬では、支部割当数（県薬代議員数）の事前参加費（8,000円）を負担します。  
(10月10日（金）締切)

なお、支部長へ予約申込をされた方のみ該当者とします。



## 「STOP! 違法ドラッグ」リーフレットの紹介



違法ドラッグ乱用防止のためのリーフレット（日薬作成版）をこの度  
県薬で増刷しました。ご必要の際は、事務局吉田までご連絡ください。

連絡先：広島県薬剤師会事務局  
TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589  
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp



Vol.39 No.5

今年の夏は、玉葱・キューリ・とうもろこし・ナス・トマト・パプリカ・じゃがいもなどなどたくさん収穫できました。

8月は雨の日が多く日照不足に、かつ豪雨で畑に水が溜まって水抜きをするなどしましたが、秋からの楽しみが半減します。

自然には逆らえませんが、“夏は暑く冬は寒い”季節の方がいいな・・・

<By コアラChanズ>

今年の夏の異常気象、7月に発生した台風や豪雨災害はニュースで目にするだけで、私には関係ないと思っていたのですが…豪雨が続き避難勧告が出され、道路が崩れ、車が流されている場所に次女がいると知り、驚きました。幸い被害もなく、娘は翌日から出社したこと…

避難勧告がでたら、メールくらいして欲しかったなあ～って母の我儘でしょうか（笑）<もいちょう>

ひとときの夏休みにこれを書いているのですが、今年は雨が多く今日の気温は、9月中旬並みとのこと。涼しかったのか、熱中症の入院がいつもより少なかった。ドクターの「クーラーをかけなさい」の声かけが効いたのかな。まだまだ暑いので、スパイスのきいたカレーをどうぞ。

<メリッサ>

毎日暑くて体が重いです。暑いのでついついクーラーを付けてしまいます。

先日スイカを食べたらなんだか涼しくなりました。スイカは熱中症予防はもちろん、むくみや美白効果もあるそうです。美味しく食べるだけでいろんな効果があるなんてスイカはすごいです！！

<まめごま>

小学生男児2名居ると本当に毎日ぎやかです。その爆発的エネルギーはいったいどこから來てるのやら…。たまに静かだと思ったら、病気してグッタリ…。どちらにしても、振り回されています。<水無月>

今年の夏は天気がいまいちでした。本当に気候の変化がすごいと思います。色々な防災や天災の知識を持っておかないとと思います <健康太>

蒸し暑い日が続きます。今年は昼間独居に近い年老いた愛犬が熱中症にならないようにと奮発してクーラーをかけてやりました。しかしつけて20年になるエアコンがいかれているのか設定温度が26度なのに22度まで下がってしまいます。今度は犬が風邪をひかないか心配している犬バカな私はです。<プリン>

広島は安全！！と思っていたら、思わぬ災害に合いました。“自然をあなどるなれ”<バタバタ>

### 編集委員

野村 祐仁	谷川 正之	井上 映子	豊見 敦
中川 潤子	田邊 ナオ	多森 繁美	林 真理子
玉浦 秀一	松井 聰政	永野 利香	有助美奈子

# 保険薬局ニュース

平成 26 年 9 月 1 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.22 No. 5 (No.123)

平成 26 年 8 月 8 日

広島県薬剤師会保険薬局部会

## お盆中の調剤・時間外加算等について

中国四国厚生局に、8月13日～16日の間、薬局の休業日（終日）として届け出ている薬局が、その届け出た期間中に、支部薬剤師会の運営する輪番制で当番薬局として登録し開局した場合、時間外加算を算定することができます。輪番制をとる期間は、支部によって違っています。

これは、地域医療を確保するために特例として認められているのであって、通常の時間外加算・休日加算は閉局している状態で患者の要請により、薬局を開けて調剤をした場合以外は算定する事はできません。

例えば、18時まで開局と届け出ている薬局が18時15分に処方せんを受け付けて調剤しても、業務が終わって閉局しないければ（開局時間内と同じ受付状態であれば）時間外加算を算定する事はできません。

また、木曜日や土曜日の午後を休局と届け出ている薬局で、午後閉局中にシャッターを開けて調剤をしても、時間外加算・休日加算は算定する事ができません。

（週日や土曜日を終日休局と届け出ている薬局が、シャッターを開けて調剤した場合「時間外加算」を算定できます。）

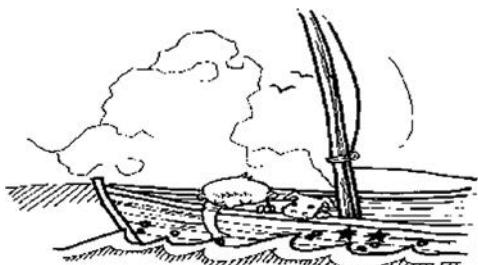
注：土曜日13時以降、週日19時以降、休日に算定可能な夜間・休日等加算は閉局しているかどうかに関係なく、開局状態でも薬局内外の掲示など要件を満たせば算定可能です。

## 薬局と医療機関の不適切な関係について

平成26年7月25日、関東信越厚生局が、ある薬局に「保険薬局の指定取消」、「保険薬剤師の登録取消」という行政処分を下しました。

「特定の保険医療機関から直接持ち込まれた処方せんにより調剤し、その薬を特定の保険医療機関に配達している。」という情報提供から、個別指導・監査が行われました。その結果、患者を介さない処方せんの受付・調剤を行い、薬を特定の医療機関に届けるのみで、服薬指導もしていない事実が明らかになり、薬局の不正請求と認定され、処分に至りました。

各薬局におかれましては、患者を介さない医療機関からのファックス受信など、不適切な連携とならないよう、十分ご注意ください。



## 「お薬手帳啓発（注意事項）シール」の販売について

「お薬手帳啓発（注意事項）シール」につきましては、お薬手帳の普及活動の一環として、広島県と共同で6種類を作成し、本年3月に保険薬局部会会員にお送りいたしました。

お薬についての注意シールを貼り、薬剤師が声掛けすることで、患者さん自身が各薬局、各医療機関で提示する意識付けにつながることを期待しております。

引き続き、各種1シート（シール20枚）50円・別途送料で販売しておりますので、ご要望の薬局においては、次の様式にてご注文ください。



### お薬手帳啓発（注意事項）シール注文書

薬局名 :

送付先 :

電話番号 :

抗凝固薬服用中 出血注意	シート
血糖降下薬服用中 低血糖 注意	シート
薬物アレルギー注意	シート
たまごアレルギー	シート
ビスフォスフォネート薬 服用中	シート
牛乳アレルギー注意	シート

【注文書送付先 FAX : 082-249-4589】  
問い合わせ先：広島県薬剤師会事務局 TEL : 082-246-4317

# 中国四国厚生局及び広島県による個別指導の実施結果（指摘事項例）

## I 調剤と調剤技術料の請求

### 1. 処方箋の取扱い

- (1) 処方医の記載内容に不備がある処方箋をそのまま調剤している例が認められたので、処方箋の受付に当たっては、不備な点がないことを確認し、次のような不備がある場合には必要な疑義照会を行うこと。また、このような不備が続く場合には、処方医・処方箋発行医療機関に改善を申し入れること。
- ・外用薬の用法（使用部位等）の記載がないもの（例：ロキソプロフェンナトリウムテープ）
  - ・外用剤の用法が「医師の指示通り」と記載
- (2) 処方箋の処方欄にメモ書きをしているものが見受けられたので改めること。  
(疑義照会等の鉛筆書き、医療機関からの連絡事項)
- (3) 調剤済処方箋の「保険薬剤師氏名㊞」欄について、保険薬剤師の署名または記名・押印ではなく、氏名入りの回転日付印を使用している例が認められたので改めること。

### 2. 処方内容に関する事項

薬学的に見て、処方内容に問題があると疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない次のような例が見られた。処方内容について積極的に疑義照会を行うとともに、その経緯を処方せん・調剤録及び薬剤服用歴の記録に記載すること

- (1) 薬事法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- ベイスン錠の食後投与  
オゼックス細粒小児用（初回からの投与）  
エパデールの1日1回投与  
ノルバスク錠2.5mg、ニフェジピンCR錠、オルメテック錠、クラビット錠の1日2回投与  
メロキシカム速崩錠の1日3回投与  
フロモックス錠の1日4回投与  
グルファスト錠の頓服薬としての投与  
漢方製剤の食後投与  
(例：ツムラ葛根湯エキス顆粒、ツムラ補中益氣湯エキス顆粒、本草半夏厚朴湯エキス顆粒)
- (2) 薬事法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- アリセプト錠3mgの2週間を超える投与
- (3) 投与期間の上限がある医薬品の上限を超えて投与されているもの
- タケプロンOD錠、ランソプラゾールOD錠、パリエット錠、ラベプラゾールナトリウム錠  
ネキシウムカプセル20mg、オメプラール錠、モサブリドクエン酸塩錠
- (4) 漫然と長期に処方されている疑いのあるもの
- ビタメジン配合カプセル、アリナミンF糖衣錠、メコバラミン錠、ジアノイナミン錠  
ロキソニンテープ
- (5) 重複投与が疑われるもの
- レザルタス配合錠とユニシア配合錠の併用  
レザルタス配合錠、オルメテック錠及びカルブロック錠の併用  
ファロム錠、ジスロマック錠及びクラリス錠の併用  
プロマックD錠とメロキシカム速崩錠の併用  
シベノール錠、アリセプトD錠及びユビデカレノン錠の併用  
フリバス錠とベシケア錠の併用  
アムロジン錠とカルブロック錠の併用  
ゾビクロン錠とミオザイン錠の併用  
セフカペンピボキシル塩酸塩の細粒と錠剤の併用
- (6) 倍量処方が疑われるもの
- グットミン錠の内服薬及び頓服薬としての投与
- (7) 規格単位のある医薬品について規格品が使用されていないもの
- タケプロンOD錠15mgの2錠投与  
タツプラミン錠5mgの2錠投与  
プロプレス錠8mgと4mgの2錠投与

### 3. 調剤技術料に関する事項について

- 自家製剤を行った場合、調剤録等に分量等を含めた製剤工程の記載が不十分な事例が認められたので、算定要件を十分に認識し適切に取扱うこと。

## II 薬学管理の内容とその技術料の請求

### 1. 薬剤服用歴管理指導料

- (1) 薬剤服用歴管理指導の算定にあたっては、算定要件を十分に認識し、処方箋受付の都度、患者の服用状況、服用中の体調の変化、併用薬の情報、副作用が疑われる症状の有無などを確認し、指導内容の充実を図るとともに、薬剤服用歴の記録への記載内容の充実を図ること。
- (2) 手帳による情報提供について、服用に際して注意すべき事項等の記載がない例が認められたので改めること。
- (3) 処方医への処方内容に関する照会の要点や、後発医薬品の使用に関する患者の意向等について、薬剤服用歴に記載がない例が認められたので、薬剤服用歴の記録の整備を行うとともに、記載内容を充実するよう改めること。
- (4) 薬剤服用歴の記録に外用薬の用法の記載がない例が認められたので改めること。  
(例：モーラステープ、S P トローチ等)

### 2. 特定薬剤管理指導加算

- 特定薬剤管理指導加算の算定において、対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録に記載が不十分な例が認められたので、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、確認した内容及び指導の要点の薬剤服用歴への記録を充実するよう改めること

### 3. 重複投薬・相互作用防止加算

重複投薬・相互作用防止加算の対象になった事項について、処方医に連絡した事項・確認を行った内容の要点、変更内容を薬剤服用歴の記録等に記載するよう改めること。

### 4. 乳幼児服薬指導加算の算定について、確認すべき項目の記載、患者の家族等への指導や指導の要点の記載が不十分な例が認められたので、乳幼児に係る処方箋の受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行うと共に、確認した内容及び指導の要点を薬剤服用歴に記録及び手帳に記載した上で算定すること。

## III 事務的項目

### 1. 揭示事項

- (1) 次の事項について、保険薬局内の見えやすい場所に掲示すること。
  - 調剤報酬点数表の一覧等に関する事項
  - 明細書の発行状況に関する事項
  - 届出されている施設基準に係る掲示
- (2) 基準調剤加算を算定する場合には、保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局であることを掲示すること。

### 2. 届出事項

次の事項についての変更が生じた場合は、速やかに「届出事項変更（異動）届」により中国四国厚生局指導監査課へ届け出ること。

- 開局時間、開局日（休業日）の変更
- 保険薬剤師の異動

## IV その他

### 1. 保険請求に当たっての請求内容の確認

調剤報酬請求時には、保険薬剤師が必ず、処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録及び調剤報酬明細書との突合チェックを行うこと

## 国会レポート

### 「新呼称名は『危険ドラッグ』」



参議院議員

薬学博士 藤井もとゆき

梅雨も明け夏本番、また暑い季節がやってきました。全国各地では憧れの甲子園出場を目指して高校球児たちの熱い戦いが繰り広げられています。毎年、地元代表校の戦いに一喜一憂しながらも、炎天下の甲子園で白球を追う球児たちの純真無垢な姿には、いつ見ても感動を与えられます。

さて、6月の東京池袋駅近くの繁華街で暴走した車が歩行者8人を死傷させた事故など、脱法ドラッグを使用したと疑われる事故や事件の報道が相次ぎ、若者を中心とした違法薬物などの乱用が社会問題として大きくクローズアップされています。厚生労働省や警察庁をはじめ、政府は薬物乱用根絶への更なる対策の強化に取り組んでいます。

政府の薬物乱用対策推進会議は7月18日、青少年が薬物乱用等の非行に陥りやすい夏休み期間を前に、インターネットの広告監視等による流通拡大の防止、販売している可能性のある店舗への立ち入り検査、危険性の啓発活動の強化、指定薬物に該当しない場合の無承認の医薬品としての取締り、指定薬物の疑いがある物品の検査命令及び販売停止命令の措置など、7月8日の同会議での内閣総理大臣指示を踏まえた、脱法ドラッグの乱用根絶のための緊急対策を策定しました。

また、厚生労働省、警察庁は22日、脱法ドラッグと称される物の危険性が誤解され、安易に使用されることのないよう、危険な薬物であることをより明確に認識できる新たな呼称名に「危険ドラッグ」を選定したと公表し、規制の有無に係わらず、使用すると危ない薬物であることを訴えていくとしました。

マスメディアもBSフジの「プライムニュース」、BS日テレの「深層NEWS」と相次いで危険ドラッグの特集番組を企画して出演要請を受け、少しでも危険ドラッグの危険性啓発と使用の抑止につながればとの思いで、お話をさせていただきました。

ご存じのとおり、平成19年に薬事法で初めて指定薬物を指定、その後に包括的な指定制度を導入し、7月15日現在、合わせて1379物質が指定薬物の規制対象となっています。昨年10月からは、麻薬取締官（員）による指定薬物の取締りを可能としました。さらに、昨年12月の薬事法の改正により、指定薬物の所持・使用等を禁止、違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下の罰金を科すことが規定され、本年4月から施行されています。刑罰による抑止効果の判断には、いましばらく時間を要すると思いますが、日本の潔癖な民意は、これまでの幾多な薬物規制の歴史からして、かなりの成果を示すものと期待しています。

違法薬物の流通を規制することはもちろん必要ですが、学校教育や地域社会での啓発などを通じて、若者に薬物を使用することの怖さ、危なさを伝えていくことがやはり大切になっています。学校、地域での薬剤師の先生方の役割にも期待が寄せられています。皆さんと力を合わせてドラッグフリーの社会を築いていきましょう。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

# 「平成26年度 広島県薬剤師連盟定時総会」を開催

日 時：平成26年8月9日（土）14:30～16:30  
場 所：広島県薬剤師会館 2階研修室

渡邊幹事長の司会・議事進行で総会が進められ、特に、次期参議院議員選挙における対策については、日薬連と連携し、薬剤師議員であり組織内統一候補の藤井もとゆき氏を支援することを確認した。薬剤師議員の重要性を危機感を持って会員に理解を求めることとなった。

また、昨年と同様に「広島県若手薬剤師フォーラム」を9月21日（日）に開催し、若手薬剤師が政治活動の重要性について一緒に考えることを計画しており、「熟年フォーラム」も開催してはどうかという案も出て、若手との意見交換の場が近年少ない状況から、必要ではないかと検討することとなった。

なお、事業執行状況及び決算、事業計画及び予算は次のとおりである。

## 平成25年度 広島県薬剤師連盟事業報告

藤井基之参議院議員をはじめとする薬剤師議員の活動を党派を超えて引き続き支援することとし、本連盟の目的達成のため、その他の会務・活動状況は次のとおりである。

平成25年4月9日（火）広島県薬剤師連盟「若手薬剤師フォーラム」開催打合会  
10日（水）自由民主党薬剤師問題議員懇談会・日本薬剤師連盟合同懇親会  
11日（木）日本薬剤師連盟「全国会長・幹事長拡大会議」（東京）  
13日（土）第11回岸田文雄「新政治経済塾」  
〃 寺田稔君を励ます会  
19日（金）生活の党参議院議員はたともこ氏来会  
20日（土）「おかげさまで25周年」宇田伸君を励ます会  
5月7日（火）石井みどりを励ます会  
8日（水）日本薬剤師連盟「第2回全国会長・幹事長拡大会議」（東京）  
11日（土）広島県薬剤師連盟「若手薬剤師フォーラム」開催打合会  
16日（木）参議院議員衛藤晟一氏来会  
19日（日）広島県薬剤師連盟「若手薬剤師フォーラム」  
25日（土）衆議院議員小島敏文君を激励する会・政経セミナー  
30日（木）広島県薬剤師連盟正・副会長、正・副幹事長会議  
〃 広島県薬剤師連盟「支部長・役員拡大会議」  
6月1日（土）「人柄に魅せられてー溝手顕正ー」出版記念の会  
8日（土）自由民主党「支部女性部長会議」  
10日（月）自民党県連と比例代表候補者広島県責任者との事務打合会  
14日（金）自由民主党広島県支部代表者と各種団体との合同会議  
22日（土）みぞで顕正事務所開き  
〃 衆議院議員岸田文雄先生外務大臣就任を祝う会

平成25年6月23日（日）きむらりゅうじ大阪決起大会（大阪）  
26日（水）きむらりゅうじ東京決起大会（東京）  
7月4日（木）溝手顕正出陣式  
7日（日）広島県薬剤師連盟「支部長・班長及び役員拡大会議」  
〃 木村りゅうじ講演会  
21日（日）参議院選挙  
8月5日（月）広島県薬剤師連盟「監査会」  
10日（土）広島県薬剤師連盟定時総会  
25日（日）東洋彰宏氏藍綬褒章受章を祝う会（北海道）  
9月2日（月）平口ひろし君を励ます会  
14日（土）第12回岸田文雄「新政治経済塾」  
10月2日（水）日本薬剤師連盟臨時評議員会（東京）  
〃 藤井もとゆき君と語る会（東京）  
5日（土）宮沢洋一君を励ます会  
20日（日）小林史明君を励ます会  
10月24日（木）ゆざき英彦出陣式（広島会場外）  
26日（土）自由民主党石破茂幹事長街頭演説  
11月23日（土）第6回若手薬剤師指導者育成フォーラム（第1日目）（千葉）  
24日（日）〃（第2日目）（〃）  
〃 国会見学会（東京）  
25日（月）衆議院議員中川俊直代議士を囲む政経セミナー  
30日（土）「文化講演会」並びに「自由民主党広島政経文化懇談会」  
平成26年1月10日（金）寺田稔後援会「平成26年新年互礼会」  
11日（土）岸田文雄後援会新年互礼会  
14日（火）平成26年度自由民主党広島県第三選挙区支部・河井克行を育てる会連合会「合同新年交歓会」  
15日（水）宮沢洋一「新年互礼会」  
2月11日（火）平口ひろし新年互礼会  
3月26日（水）日本薬剤師連盟定時評議員会（東京）  
29日（土）第53回自由民主党広島県支部連合会大会

## 平成25年度 広島県薬剤師連盟収支決算

〔自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	附 記
会 費	31,537,600	29,715,600	
事 業 補 助 金	1,000	910,000	日本薬剤師連盟(810,000- 若手フォーラム 100,000-)
寄 付 金	739,700	0	
繰 越 金	4,040,301	4,040,301	前年度繰越金
繰 入 金 収 入	-	1,000,000	別口積立分(口座振替)
雑 収 入	31,399	4,410	受取利息
合 計	36,350,000	35,670,311	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	附 記
事 業 費	5,000,000	4,604,093	組織活動、渉外費等
会 議 費	2,700,000	823,315	総会、役員会議等
事 務 所 費	2,500,000	1,363,938	通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等
日 薬 連 会 費	14,803,520	14,803,520	日本薬剤師連盟
支 部 経 費	3,153,760	3,358,350	平成24年度分 503,200-
寄 付 金	4,000,000	2,000,000	自由民主党広島県薬剤師支部
事 務 委 託 金	4,000,000	4,000,000	広島県薬剤師会へ事務委託
雑 費	42,720	21,105	振込手数料外
予 備 費	150,000	0	
支 出 合 計	36,350,000	30,974,321	
収 支 差 額	-	4,695,990	次年度繰越金
合 計	36,350,000	35,670,311	

(次年度繰越金 ￥ 4,695,990 -)

# 平成26年度 広島県薬剤師連盟事業計画

日本薬剤師連盟の目的が、薬剤師職能の確立、医薬分業の実現に向かって、政治活動を展開することを基本方針とし、参議院議員 藤井もとゆき氏をはじめとする薬剤師議員の活動支援を党派を超えて行うとともに、本連盟の組織強化、選挙力の強化を図っていく。

そのためには、会員の政治に対する理解と協力が必須であり、平成26年度も、政治活動の必要性や、連盟の存在意義を徹底し、職能・職責を全うするため、薬局・薬剤師の要望が政策に反映されるよう、引き続き事業を実施する。

また、「若手薬剤師フォーラム」も継続的に開催できるよう、若い薬剤師の政治意識を高めていく。

## 1. 恒常的政治活動

- (1) 激変する政治情勢に対応し、我々の政治的課題を達成するために、広島県薬剤師連盟は、各支部との連携・協力と役割分担による適切な政治活動を積極的に展開する。
- (2) 薬剤師の活動を積極的に支援するために、自由民主党国会議員で組織する薬剤師問題議員懇談会と緊密な連携をとり活動する。
- (3) 地元選出の国会議員との連絡を図り、薬剤師の抱える問題、本連盟の主張について理解を深めるよう努力する。
- (4) 藤井基之薬剤師後援会と常に密接な連絡、協調を保ち、積極的に支援する。
- (5) その他、友好団体等との交流活動を日頃から継続して行う。

## 2. 各種選挙対策

### (1) 参議院議員選挙

- ①再来年夏実施の参議院選挙に向け、職能団体として直面する諸問題解決のため、選挙区選挙・比例区選挙ともに、強力な支援体制を確立し、日本薬剤師連盟と連携、積極的に活動を展開する。
- ②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と県薬連盟会員との連携を強化し、その活動を支援する。

③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携して政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。

### (2) 衆議院議員選挙

- ①衆議院議員選挙が実施される場合には、選挙対策本部を設置するとともに、支部組織の活動を支援し、積極的に対応する。
- ②自由民主党薬剤師問題議員懇談会加入議員と、それぞれの選挙区における県薬連会員との連携を強化し、その活動を支援する。

③薬剤師問題に理解を示し、本連盟と連携して政策に反映しようとする候補者には、日薬連と協力して、可能な限り活動を支援する。

### (3) 地方自治体首長及び議員選挙

各支部と連携・協力して積極的に対応する。

### (4) 薬剤師議員

薬剤師会員の首長及び議員候補予定者の把握に努め、関係支部組織と連携・協力して積極的に対応する。

## 3. 組織の強化・拡充

- (1) 活動する政治体制に適切に即応し、常に薬剤師職能を発揮できる組織作りを強化する。
- (2) 各種選挙に対し組織作りを強化し、広報活動等を通じて会員の政治意識の高揚を図る。

## 4. 広報活動について

各支部と連携のもと、各種情報の把握と伝達に務める。また、会誌等を通じて会員に情報を隨時伝達する。

## 5. その他

本連盟の目的達成のため、必要な事業を推進する。

## 平成26年度 広島県薬剤師連盟収入支出予算

〔自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日〕

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	附 記
会 費	31,715,200	31,537,600	177,600	@16,000 × 1,588人 =25,408,000- @ 4,800 × 1,314人 = 6,307,200-
事業補助金	1,000	1,000	0	
寄 付 金	723,450	739,700	△ 16,250	
繰 越 金	4,695,990	4,040,301	655,689	前年度繰越金
雑 収 入	14,360	31,399	△ 17,039	預金利息等
収 入 合 計	37,150,000	36,350,000	800,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	附 記
事 業 費	6,000,000	5,000,000	1,000,000	組織活動費・渉外費
会 議 費	2,000,000	2,700,000	△ 700,000	総会・役員会・その他
事 務 所 費	3,000,000	2,500,000	500,000	通信運搬費・消耗品費 印刷製本費
日 薬 連 会 費	14,970,880	14,803,520	167,360	日本薬剤師連盟
支 部 経 費	3,171,520	3,153,760	17,760	
寄 付 金	3,800,000	4,000,000	△ 200,000	自由民主党広島県薬剤師支部 2,000,000- その他 1,800,000-
事 務 委 託 金	4,000,000	4,000,000	0	広島県薬剤師会へ事務委託
雑 費	57,600	42,720	14,880	振込手数料等
予 備 費	150,000	150,000	0	
支 出 合 計	37,150,000	36,350,000	800,000	



16頁 問84

## 解説

- 1  発売当時は、睡眠薬、つわりの治療薬として使用された。強い催奇性のため世界中で多数の奇形児を生み出し、薬害史上有数の悲劇となった。
- 2  抗マラリア薬として発売された。長期服用により視野が狭くなるクロロキン網膜症を引き起こした。
- 3  整腸剤として発売された。服用者に脊髄炎・末梢神経障害のため下肢対麻痺に陥る例（スモン）が多発した。
- 4  ペニシリンの注射を受けショック死する事件が起きた。
- 5  ヘルペスウイルス属に有効な抗ウイルス薬として発売された。フルオロウラシル系抗がん剤の代謝を抑制し、骨髄抑制などの重篤な副作用を増強した。

Ans. 3

22頁 問293

## 解説

コルチゾール分泌は、正常な場合、早朝に最大となり、夜は最小となる。したがって、ヒドロコルチゾン（コルチゾンに類似）10 mgは通常午前中に経口投与し、最大でその半量を昼食時及び夕方に投与する。1日の総用量は通常15～30 mgである。アルドステロンの補充にはフルドロコルチゾン0.1～0.2 mg、1日1回経口投与が推奨される。

Ans. 2

46頁 問342

## 解説

- 1  記述の通り。
- 2  記述の通り。
- 3  フルネームで行う。あるいはID番号、生年月日なども併用するとよい。
- 4  リキップの際に針刺し事故が起きたりするので、リキップはせず専用の針捨てに捨てる。

Ans. 1、2

71頁 問332

## 解説

- 1  剤型変更にあたるので疑義照会が必要。
- 2  適用部位や使用回数を確認しなければならない。
- 3  調剤学上の当然の措置にあたるので、疑義照会は必要ない。
- 4  通常、成人には1回トリアゾラムとして0.25 mgを就寝前に経口投与する。高度な不眠症には0.5 mgを投与することができる。高齢者には1回0.125～0.25 mgまでとする。疑義照会が必要。

Ans. 3、4

# 医・薬学部現役合格は「全寮制」の秀明から

## 知力が先伸びする秀明教育



### 特 色

#### 優れた人間形成のための全寮制

- 月曜登校金曜帰宅の4泊5日制
- 冷暖房はじめ最新の施設完備（男女別棟）
- 24時間安全安心の警備体制

#### 学力につける独自の学習システム

- ムリなく理解できる到達度別学習
- ムラをなくす秀明検定テスト
- 毎日3時間の実りある夜間学習

#### 最高の条件で英語を習得できます

- 資格と経験のあるイギリス人スタッフ（専任9名）
- イギリス英語研修（中学で2週間、高校で4週間）
- 全生徒が英検にチャレンジ

### 創立以来の合格実績

医学部						薬学部	
大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数	大学名	人数
東京大学理科Ⅲ類	3	山梨大学	8	慶應義塾大学	3	京都大学	1
北海道大学	2	富山大学	6	自治医科大学	2	千葉大学	1
東北大学	5	金沢大学	1	産業医科大学	2	富山大学	3
名古屋大学	2	岐阜大学	1	日本医科大学	37	静岡県立大学	1
大阪大学	1	浜松医科大学	6	東京慈恵会医科大学	21	名古屋市立大学	2
九州大学	1	滋賀医科大学	1	順天堂大学	53	慶應義塾大学	4
東京医科歯科大学	1	島根大学	5	昭和大学	61	東京理科大学	10
千葉大学	6	徳島大学	1	日本大学	72	東邦大学	11
旭川医科大学	4	高知大学	2	東京医科大学	53	北里大学	6
弘前大学	7	長崎大学	1	東邦大学	82	昭和大学	14
秋田大学	6	大分大学	1	東京女子医科大学	13	昭和薬科大学	14
山形大学	7	琉球大学	7	北里大学	72	東京薬科大学	17
筑波大学	2	福島県立医科大学	1	杏林大学	74	星薬科大学	3
群馬大学	5	奈良県立医科大学	2	大阪医科大学	5	明治薬科大学	23
新潟大学	6	防衛医科大学校	10	関西医科大学	6	京都薬科大学	2
上記以外、私立 14 大学 702 名						上記以外、私立 31 大学 355 名	

※数字は1982年～2014年度の延べ人数※順不同

### 地区別学校説明会

詳細は本校ホームページでご確認下さい。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 御茶ノ水            | … 9月20日土・27日土 |
| 名古屋・静岡・横浜・高崎・新潟 | … 9月21日日      |
| 水戸・宇都宮・郡山       | … 9月28日日      |

学校法人 秀明学園

進学相談・学校見学随時受付中

# 秀明中学・高等学校

〒350-1175 埼玉県川越市笠幡4792 ☎ 049-232-3311 (入試室直通) <http://www.shumei.ac.jp>

秀明学園

検索

発行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号  
電話(082) 246-4317(代) FAX(082) 249-4589  
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。